

資料集活用にあたって

- この資料集は、学校の先生方のご協力をいただき、すべての学校で活用できる教育実践の資料集として作成しました。高知県が掲げている7つの人権課題のうち、同和問題の解決を念頭におき、最近の部落史研究の成果をもとに作成した人権教育資料集です。
なお、本資料集の活用にあたっては、次ページからの「部落史学習のこれまでとこれから」を読みご留意いただきたいと思います。
- 本資料集では、部落史の研究成果に基づいた授業指導案、教材を載せています。最近の部落史研究による動向については、次ページの「2 これからの部落史学習」をご覧ください。
- 構成としては、ステップ1・ステップ2・ステップ3の3部構成となっており、各学校の児童生徒の実態に合わせてステップアップしていくことや、ステップごとの流れに沿って学習することが可能です。
- 内容的には、古代・中世、近世、近代、現代と4つのステージにわけています。
《本資料集における時代区分》

古代・中世 - 平安～室町時代	近世 - 主に江戸時代
近代 - 明治・大正・昭和（戦前）	現代 - 昭和（戦後）・平成
- 構成については以下のようになっています。

学習題材名	(1) 目標	(2) 学習計画	(3) 展開
トピック	ワークシート	資料等	
- この資料集は、すべての学校の各段階における学習指導要領のもとで展開することができる学習事例として作成しています。
児童生徒の実態や題材、学習のねらいに応じて、社会科（地歴・公民科）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付けてご活用ください。
- 学習時間や内容については、原則として1時間でできるものとしています。
- 実践する際には、児童生徒の実態を踏まえ、各学校の課題や学習時間に応じて、アレンジしてご活用ください。
- この資料集の指導案では、小・中・高等学校の教科書の呼称を参考として作成しています。そのためステップ1の前近代では「差別されていた人々」と表記しています。ステップ2の中世では「差別されていた人々」、近世では「被差別身分」と表記しています。ステップ3の中世では、「差別されていた人々」、近世では「被差別民」と表記しています。近現代では各ステップとも「被差別部落の人々」と表記しています。
- この資料集では、「穢多」「非人」等の語が出てきます。活用にあたっては、これらの言葉の持つ意味を十分ご理解のうえご活用ください。

部落史学習のこれまでとこれから

1 これまでの部落史学習

被差別部落の歴史的起源には、政治起源説・異民族起源説・職業起源説・宗教起源説などがあり、これまでの部落史学習においては、近世政治起源説に基づいて他の起源説の誤りを正すという目的がありました。また、被差別部落の人々には、差別されるいわれはないということを明確にするという目的もありました。これらの目的のもと、部落史学習を通して児童生徒に科学的な認識を身につけさせ、現代社会に存在している部落差別を解消していく、主体者を育成していくことをめざしてきました。

部落史学習の実践を通して、被差別部落の起源に関する偏見に満ちた認識は否定され、部落差別の不合理性も確認されてきました。さらに各地で、歴史的な資料の発掘や地域教材の掘り起こし、教材開発が進んできましたが、その一方で、被差別部落の人々が厳しく差別されてきたことや、経済的に苦しかったということが前面に押し出された学習が展開されることが多かったため、児童生徒に、被差別部落の人々に対するマイナスイメージを抱かせてしまったことは否めません。また、近世政治起源説による部落史学習では、部落差別の責任を近世の為政者に負わせてしまう結果となり、児童生徒に部落差別は昔の人がつくったもので、自分たちには関係がないといったような、他人事の意識を持たせてしまうという課題も残してきました。

部落史に関わる研究は、近年多くの研究者たちの政治・経済・生活など様々な領域からのアプローチによって、被差別部落の人々の多様な姿が明らかにされてきました。同時に、これまでの近世政治起源説の見直しも進められ、現在小中高等学校で使用されている社会科・歴史教科書の記述も改められるようになりました。そのため、学校の先生方の中には、児童生徒を前に、何をどのように学習すればよいのかという戸惑いがあるのではないのでしょうか。

部落史学習においては、教師側が何のために学習するのか、児童生徒にどのような力を身につけさせたいのかといった、明確な目的意識を持って進める必要があります。近年は、部落史だけではなく江戸時代の評価も大きく変わってきています。そのため、学校の先生方が、最近の研究成果を積極的に摂取していくことが、これまで以上に求められています。

2 これからの部落史学習

(1) なぜ部落史を学ぶのか

私たちは社会科(地歴)の時間の中で日本の歴史を学びます。私たちは、過去から現代につながる歴史を学ぶことで、現代社会の成り立ちや現代につながる多くの人々の願いや生き方を知り、未来に向かって自分はどう生きるべきかということ問いかけます。部落史は日本の歴史の中の一部であり、部落史学習は歴史学習の一つです。

歴史学習では、過去との対話を通して現代社会を生きる主体者を育成することが求められています。

部落史学習は単なる物知りを増やすための学習ではありません。ここでは部落史学習のねらいとして、三つあげておきます。一つめは、どのような社会の仕組みや民衆の意識が、部落差別を温存してきたのかということに気づくことであり、二つめは、被差別の側の思いや、生きざまに共感すること、三つめは、学習を通して自分自身を見つめ、自らの生き方を問うことです。部落史をなぜ学ぶのかというと、前述の三つのねらいを通して、現代社会に存在する部落差別を解消していく主体者として、未来に向かって自分自身の「在り方生き方」を確認するためなのです。

(2) これからの部落史学習における留意点

これからの部落史学習において大切なことは、教科書や資料集にある記述を「知識」として単に伝えることなく、次のような点に留意して展開することです。

部落史を特殊な歴史として学習するのではなく、日本史全体の中に位置づけ、その時々の社会構造や社会システムといった枠組みの中に関連させて学習すること。中世や近世に生きた人々の仕事に関しては、現在の価値観をもとにした視点から見ないこと。

民衆の持っていた意識と、それを利用した為政者の政策をきちんとおさえ、社会に存在する排除性を明らかにするとともに、児童生徒自身に「自分自身はどうか」と問いかけ、自分自身の日常生活と重ねて考えられるような展開をすること。

被差別部落の人々の「悲惨」で「貧しい」の一方的強調は避け、仮に扱う場合であっても展望をもたせるような展開を心がけ、児童生徒が課題解決への展望を持てるように、できうる限り差別の中で前向きに生きてきた姿を中心に展開すること。時代ごとの差別の特色を把握し、なかでも近現代は社会問題としての部落問題が成立した時代として位置づけ、解決に向けての方策を見いだせるような展開とすること。

児童生徒のもつ被差別部落に対するマイナスイメージを払拭し、現在に生きる自分たちの生き方の問題であるという意識を持たせる工夫を行うこと。

児童生徒に興味関心をもたせるため、ビジュアルな資料を活用し、必要に応じて読み物資料なども活用するよう留意すること。

地域資料などの活用を積極的に行い、地域の中の歴史として位置づけること。

部落史全体を通じて、支配者側の視点からではなく、民衆の立場と視点から学習できる内容とし、なぜ部落史を教えるのか、何を生徒たちに気づかせ理解させたいのかという、目的とねらいを明確にし、学習のプロセスを工夫すること。

各時代の歴史的な事実を学ぶだけでなく、その時代ごとに登場する人々の生き方から学ぶ学習を展開すること（ ページ表参照 ）。

(3) 最近の研究成果を踏まえる

中世社会における被差別民衆への視点

古代から存在していた災いや不幸、自然災害など日常とは異なる状況を「ケガレ」と考える人々の意識が、中世では社会の中にヒンドゥー教の「浄穢」観が影響を及ぼすようになり、「ケガレ」観として一般民衆にも広がっていきました。中でも「死・産・血」は「三穢」と呼ばれ、特に忌み嫌われるようになりました。さらに、「ケガレ」が移るといふ観念（「触穢」）も広がり、「ケガレ」に触れた場合、その触れた人は一定期間外出せず家に引きこもるとされました。

社会に「ケガレ」が広がることを防ぐため、「ケガレ」を清める役割を担う者が必要とされるようになります。その人々はこの時代に「キヨメ」と呼ばれていました。「キヨメ」と呼ばれた人々は、一般の人々にはない特異な力を持っていると考えられ、畏怖の念をもってみられていました。しかしながら、次第に「ケガレ」に関わる者として、賤視観をもってみられはじめたことから、不浄な人々として社会から排除されていくようになります。

近世政治起源説の見直し

かつて、小・中・高等学校の歴史教科書においては、権力が民衆の分裂支配を目的に被差別民衆をつくったかのように記述されていましたが、近世史研究者らにより、このような記述は史実と異なっているといわれています。地域差はあるものの、被差別民衆は江戸時代以前から存在しており、民衆の差別意識が底流にあって、権力が民衆の差別意識を利用して制度的に確立したとする方が、現在の考え方の主流になっています。

身分制度の捉え方に対する見直し

これまでの歴史学習の中で使われてきた「士農工商・穢多・非人」という身分階層は、「武士・町人・百姓（「農民」だけではなく、農業・漁業・林業従事者等との認識）」と分けられていて、「穢多・非人」は、これらの身分よりも下層身分とされていました。しかしながら、「穢多・非人」は「武士・町人・百姓」より低い身分ではなく、これらの人々から社会外の者として、日常生活の中から排除された人々として認識されています。

近世被差別民衆の生活実態の見直し

被差別民衆の人口増加については、「信仰心が厚いから子どもを間引かなかった」と教えられてきましたが、被差別民衆の人口増加には経済力の拡大があげられます。

被差別民衆の人々は、皮革産業・細工仕事・市行商などさまざまな職業に就くことで、飢饉を乗り越え経済力を付けていきます。故松崎俊夫氏は「部落解放史ふくおか」

の中で、被差別民衆の果たしてきた役割を「生産と労働」の視点から取り上げることの必要性を提起しています。被差別民衆の生活を貧困の面だけではなく、「生産と労働」の視点からも取り上げ、これまでの「貧困と差別」の視点からの脱却が求められています。

近世被差別民衆の文化への貢献

さまざまな生業から優れた技術を獲得した被差別民衆の人々は、その技術をふるうことで、我が国の文化の発展に貢献しました。特に医学の面においては、人体構造の解明という作業に関わり、その後の医学の発展に大きな功績を残しています。

また、薬学や芸能の分野においても、被差別民衆の人々の持つ知識や技能は、民衆にとってなくてはならない存在であったことが認識されています。

「解放令」の歴史的な意義の再確認

いわゆる「解放令」は出されたものの、差別をなくすためには何の意義もなかったと見られてきています。しかしながら、「解放令」は前近代に存在していたすべての被差別身分を制度的に解放し、一気に差別制度を崩壊させています。

また、「解放令」は後の解放に向けた運動や、水平社運動の拠り所という側面をもっており、その意義は高く評価されています。

水平社以外の部落解放運動に対する評価

部落解放運動は水平社が一人担ってきたようなイメージがありますが、水平社運動以前からさまざまな運動があり、個人や組織として展開されてきました。

また、水平社運動も地域によっては融和運動と連携し、相互に協力しあいながら部落解放に向けて取り組まれていました。これらのことから、水平社だけが解放運動のすべてではなく、融和運動をはじめとするさまざまなやり方で解放を目指していたことが認識されています。

以上のようなことに留意し、児童生徒たちになぜ部落差別が今日まで残っているのか、どうしたらなくすことができるのかといったことを問いかけ、教師を含め、児童生徒の日常と学習を重ねる作業をしていく必要があります。そのためにも、学習の中でそれぞれの時代を生きた人々と児童生徒を出会わせ、その生き方から学ばせることが大切であり、教材・教師・友だち・自分のそれぞれとの対話を通して高次の学びとすることが必要です。児童生徒が対話のある学びの中で、より高次の学びを獲得し、多くの気づきを得ることで、差別をなくすための行動化へとつなげていけるよう、教材観・児童生徒観・指導観を明確にして学習の展開をしていただくようお願いします。

表：時代ごとの学習のねらいと出会う人々

時代	学習のねらい	学習の視点	出会う人々 (ステップ1)	出会う人々 (ステップ2)	出会う人々 (ステップ3)
中世	ケガレ観に基づく特定の人々への賤視観が民衆に広がり、それが差別として社会的に存在したことを知る。人が人を賤視し、その賤視観を正当化していった背景にはどのようなものがあったのかということに気づく。	差別の社会的成立	ケガレ観にとらわれた中世の人々・又四郎	ケガレ観にとらわれた中世の人々・一遍・又四郎・世阿弥	ケガレ観にとらわれた中世の人々・一遍・又四郎・小太郎・清二郎
近世	民衆の差別意識を利用した権力者により、制度的な差別が確立され、差別が当たり前の社会が成立していたことを知る。 このような状況下にもかかわらず、被差別民衆の人々は役負担を担い、差別に負けることなく前向きに生き、文化の発展にも寄与していたことを理解する。	差別の政治的制度的成立	江戸時代を生きた人々・虎松の祖父	江戸時代を生きた人々・虎松の祖父・洪染一揆に関わった人々	江戸時代を生きた人々・虎松の祖父・医学に関わった被差別民衆
近代	解放令により、前近代の被差別身分は制度的には解体されたものの急速な近代化や資本主義化の波にのみこまれ、社会問題としての部落問題が成立したことを知る。 社会問題としての部落問題の中、解放令を抛り所として、多くの被差別部落の人々の立ち上がりがあったことを理解する。	社会問題としての部落問題の成立	解放令につながる動きをした人々・水平社運動に関わった人々や山田孝野次郎	解放令につながる動きをした人々・水平社運動に関わった婦人水平社の人々や西光万吉・山田孝野次郎	解放理論を唱えた中江兆民、村田正太や婦人水平社を立ち上げた阪本数枝、被差別部落外の立場から部落問題と関わった大江卓・岡崎精郎
現代	日本国憲法の基本的人権の尊重に基づき、同和問題を解決するための教育・運動・行政施策などが行われてきたことを知る。 現代社会にも存在する同和問題を解決するために、被差別の立場の人々との出会いを通して、自分自身の在り方生き方を考える。	基本的人権の尊重に基づく差別との闘い	教科書無償運動を展開した人々・文字を取り戻そうと学ぶ人々	教科書無償運動を展開した人々・文字を取り戻そうと学ぶ人々	教科書無償運動を展開した人々・文字を取り戻そうと学ぶ人々

日本の伝統文化を創造した人々

1 目標

- (1) 中世の人々に、死への恐れや河原者に対する差別（自分たちと異なった生活をする人々に対して）があったことを知る。
- (2) 中世の頃、差別されていた人々も民衆文化を築き支えていたことに気づく。

2 学習計画（全3時間）

- (1) 差別されていた人々が築いた民衆文化（1時間）
- (2) 民衆の間に生まれた差別（1時間）
- (3) 伝統文化を創造した人々（1時間）

3 展開

(1) 差別されていた人々が築いた民衆文化

主な学習活動	留意点
<p>1 室町時代の文化について復習する。</p> <p>2 銀閣の庭、龍安寺の庭の写真を見て思ったことを発表する。</p> <p>3 銀閣の庭を造った「又四郎の言葉」について考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">又四郎は、どんな人だろう。</div> <p>4 中世に差別されていた人たちがどんな仕事をしてきたかを知る。</p>	<p>能や狂言、茶道、墨絵、庭園づくり等、室町時代の文化で現在に受け継がれているものを確認する。</p> <p>資料1 銀閣の庭の写真（巻末資料1） 資料2 龍安寺の庭の写真（巻末資料2） 資料3 銀閣と又四郎（P4）</p> <p>資料4 「今様職人尽歌合」・「職人尽歌合」の女性たち、男性たち （巻末資料5・6） 室町時代の文化を創造した多くの人々が、当時の社会のなかで差別を受けていたことに気づかせる。</p>



銀閣の庭

資料3 銀閣と又四郎

室町時代、庭造りの名人といわれた「善阿弥」という人がいました。
八代将軍の足利義政も彼の技術をこよなく愛していました。有名な銀閣などの庭も彼の子の「小四郎」そしてその孫の「又四郎」の三代によって完成されたと言われています。
ある日、善阿弥の孫の又四郎は、京都の相国寺の僧侶「周麟」に、次のような話をしました。



私は、人々から差別される立場にあることを心から悲しい
と思います。

だから、生き物の命はちかって奪わないようにしている
し、めさきの利益や欲にまどわされないように自分をいまし
めています。

以前、道で蚊帳(かや)をひろって落し主にわたしたら、今で
も道で会うと感謝されているんです。

この又四郎の話を聞いて、周麟は次のように言いました。

又四郎こそ人間である。ちかごろの坊主のやっ
ていることなどは、この者には及ばない。本当
に恥ずかしいことだ。



京都部落史研究所編 「京都の部落史3 史料古代中世」 1984 阿吽社
外川正明 「部落史に学ぶ」 2001 解放出版社をもとに作成

トピック：賤視されていた「仙水河原者」

龍安寺などの庭園は、「仙水河原者」と呼ばれ当時差別されていた人々が造ったと言われている。当時の人々は、日常とは異なる状態を「ケガレ」ととらえ、人の死、出産、災害、犯罪などとともに、庭園造りも「ケガレ」に関わるものであるととらえられていたが、庭造りは理論書に基づいて行われていた。このことは、「泉石妙手」と称えられた善阿弥の孫、又四郎の「懐中より一冊を出して曰く。是、植樹、拝石、吉凶を擇び、月日を選ぶの書なり」という「鹿苑日録」の記述から伺い知ることができる。しかしながら当時は、自然に働きかける「仙水河原者」の人々を、「ケガレ」た存在と見ていたのである。

【参考】京都部落史研究所編 「京都の部落史1 前近代」 1995 阿吽社

(2) 民衆の間に生まれた差別

主な学習活動	留意点
1 前時の復習をする。 2 本時の課題をつかむ。	又四郎はどんな人だったか思い出す。
<div data-bbox="328 376 1278 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> すばらしい技術をもつ又四郎は、なぜ差別されたのだろうか。 </div> 3 絵巻物の一部を見て、気づいたことを話し合う。 平安時代の人々が、死に対して大変恐れていたことを知る。 4 この頃、死んだ人や牛、馬を、どのようにしたかを考える。 5 資料を見ながら河原に住む人々の様子を想像する。 6 学習のまとめをする。	<div data-bbox="842 445 1406 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 資料5 春日権現験記録起絵巻(巻末資料3) </div> 死への恐れから河原に運ばれていたことに気づかせる。 <div data-bbox="842 725 1406 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 資料6 河原にできた中世の町(巻末資料4) </div> 又四郎は、この河原に住む者の一人で、河原に住む人々同様に差別されていたことに気づかせる。 恐れ 自分たちとは異なる人々 差別意識 畏れがやがて自分たちと異なる人々というとならえ方になり、差別意識につながったことを知る。

(3) 伝統文化を創造した人々

主な学習活動	留意点
1 「又四郎の言葉」を思い出し、又四郎の気持ちを考える。 2 <div data-bbox="261 1413 791 1509" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 相国寺の僧、周麟の言葉「又四郎こそ人間である」とは、どういう意味だろう。 </div> 3 学習のまとめをする。 又四郎と周麟の言葉に自分の思いを重ねてさらに現在の自分と重ねながら、感想をワークシートに書く。	<div data-bbox="842 1265 1177 1303" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 資料7 ワークシート(P6) </div> 又四郎の言葉の意味を見つめ直す。 「悲しむ」の意味を考えさせる。 差別する人の心の悲しさに気づかせる。 又四郎の生き方から、人間として大切なことは何か考えさせる。 このふたりのつながりを、差別のなかにあってもそれを乗り越えて、つながり合おうとする関係であったことに気づかせる。 自分の考えを書かせる。

近世社会と差別の中で生き抜いてきた人々

1 目標

- (1) 江戸時代は、民衆の中に中世以来の賤視観があり、制度的にも身分差別が確立されていた社会である。その中でたくましく生きてきた人々の姿に気づくことができる。
- (2) 近世の身分社会の中で、差別されていた人々がさまざまな仕事を生み出し、社会や文化を支え、大きな役割を果たしてきたことに気づく。

2 学習計画 全2時間

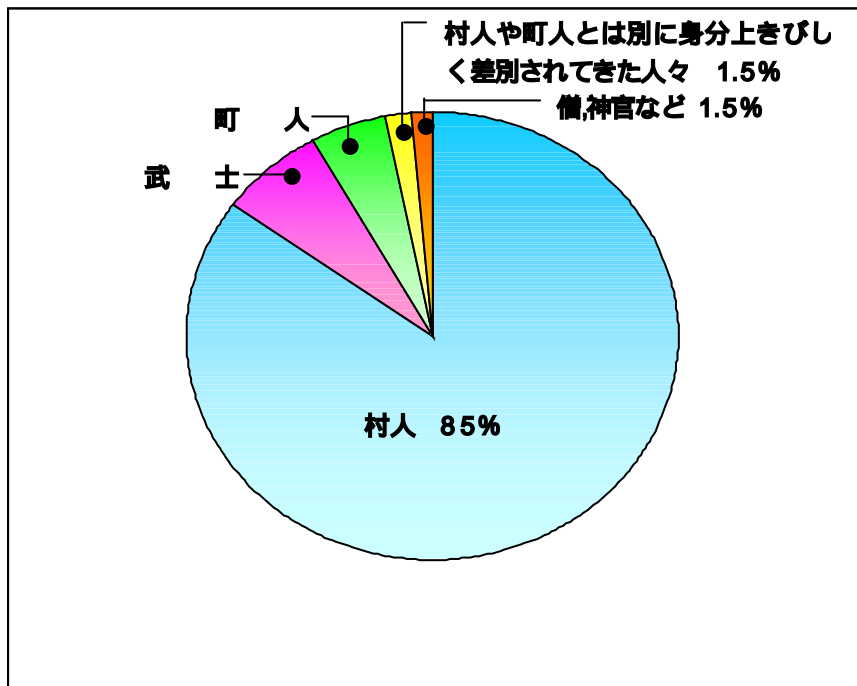
- (1) 江戸時代の身分社会と差別の中で生きてきた人々 (1時間)
- (2) 江戸時代の社会や文化を支えてきた人々 (1時間)

3 展開

- (1) 江戸時代の身分社会と差別の中で生きてきた人々

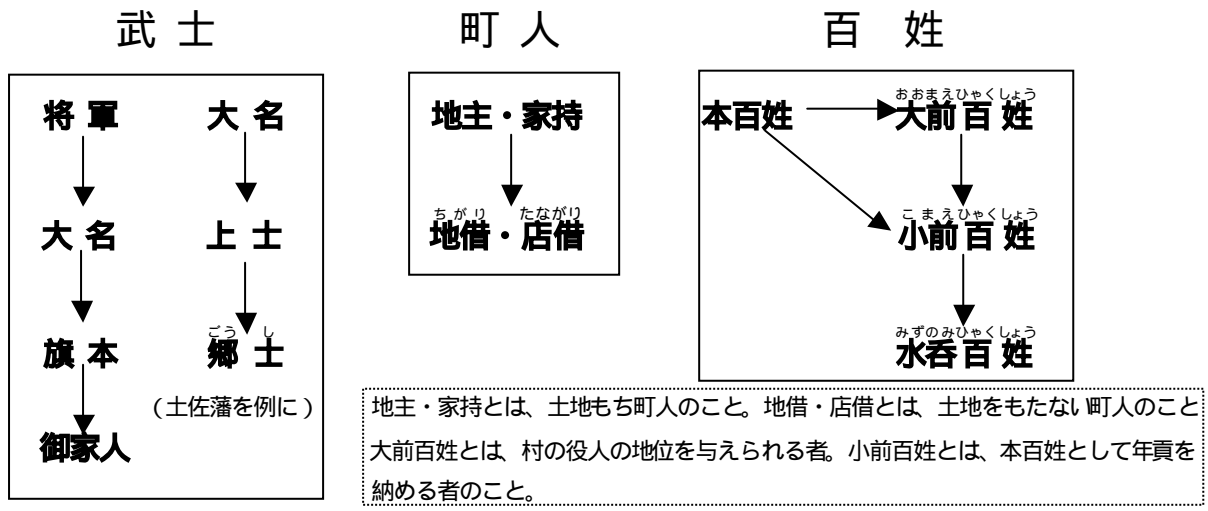
主な学習活動	留意点など
<p>1 これまでの復習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幕藩体制を維持するために幕府が行った政策 ・武士の生活が大多数の農民の年貢によって支えられていたこと <p>2 資料1・2を見て江戸時代の身分はどのようなしくみになっていたのか考える。</p> <p>3 資料3・4を読み、差別された人々は身分制社会の中でどのような存在だったのかを考え、グループで話し合う。</p> <p>4 まとめ(感想をノートに書く)</p>	<p>これまでの学習を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武家諸法度、参勤交代(大名行列) ・年貢をおさめる農民 <p>資料1 円グラフ(P8) 江戸時代の身分ごとの人口の割合や、武士、町人、村人などとは別に「差別されていた人々」がいたことに気づかせる。</p> <p>資料2 身分の中の上下(P8) ・それぞれの身分の中にも上下関係があったことに気づかせる。 ・身分の固定化により、多の身分に移ることが難しかったことを知らせる。</p> <p>資料3「真覚寺日記」(P9) ・差別されたのにその相手の命を助けようとしたことや、武士が犬をあずけたりするなどの交流があったことに気づかせる。 ・差別の中で生きてきた人々は、住むところや服装、仕事などに制限があったことや、当時は地域社会の外の存在とされていたことを知らせる。</p> <p>資料4 お伊勢参り(P9) ・差別が制度化され、差別しなければ処罰されていた時代にもかかわらず、差別に屈しなかった人々がいたことに気づかせる。</p>

資料1 円グラフ



東京書籍 「小学社会 6上」 2003 年度版 P57 をもとに作成

資料2 身分の中の上下(江戸時代の身分社会)



笠原一男 「詳説 日本史研究」 1991 山川出版社

トピック：骨まで有効利用された死牛馬処理

死牛馬の処理は、死穢との関係から忌み嫌われ、処理に関わる人々は周りの人々から賤視されていた。これらの人々は処理した死牛馬を様々に活用し、表皮・爪・角・毛・筋・脂などはそれぞれその用途に応じて使われ、皮の屑は膠(か)という接着剤とされた。また、肝臓から希に出てくる牛黄(ご)は、高価な薬品として重宝がられたが、大量に出てくる骨はその処理に困っていた。しかし、薩摩国で海運業を営んでいた仲覚兵衛により、骨を砕いたものに肥料としての効果があることが確かめられ、大量に出てくる骨は、以後「骨粉」として全国に流通するようになる。

【参考】中尾健次 「部落史 50話」 2003 解放出版社

京都部落史研究所編 「中世の民衆と芸能」 1986 阿吽社

資料4 真覚寺日記

1865年5月17日

ある武士の家の犬がイノシシ狩りでけがをした。牛肉を食べさせればけがも早く治るといふことで、差別されていた身分の人に、その犬をあずけた。

やがて犬のケガがずいぶん治ってきたので、その人はあずかった犬を連れて散歩させていた。

するとそこへ近くの百姓が通りかかり、「その犬はどうしたのか。」と聞いた。「お城下のだれそれよりあずかった犬だ。」とその人が答えると、百姓はおこりだし、「おまえのような身分のものが犬を連れているとはまことにけしからん。」と言うなり犬を打ち殺してしまった。

差別されていた人が事情を武士に話すと、百姓はさっそく捕まり、手打ちにされそうになったが、その人が、「私が犬をあずかりさえしなければこんなことにはなりません。どうか私をまず罰してください。」と言って百姓を助けようとした。

そのことばを聞いた武士は、「おまえのような身分のものにはめずらしく、りっぱな者である。」とおおいにほめ、二人とも許された。

「真覚寺日記」より

土佐市立戸波中学校 「真覚寺日記 部落史資料」

参考：真覚寺日記

真覚寺日記とは、土佐市宇佐の真覚寺の住職が記録していた日記です。日記には、天災や諸外国からの外圧など混乱が続いていた中、市中の噂や街頭の人々の話を聞いた内容で書かれているものです。

資料4 お伊勢参り

江戸時代のなかばを過ぎたころから、人々の間では伊勢神宮に参拝することがたいへん流行しました。簡単には旅行できない時代だったので、人々にとってはたいへんな楽しみでした。

1812年、京都で差別の中を生きてきた人々も、21人がいっしょになって、伊勢神宮に参拝に出かけました。

しかしこのことが見つかると、この人たちはもちろん、この人たちを泊めた宿屋の主人も^{しよぼつ}処罰されました。

京都部落史研究所編 「京都の部落史1 前近代」 1995 阿吽社

(2) 江戸時代の社会や文化を支えてきた人々

主な学習活動	留意点など
<p>1 差別されていた人々が、どのような生活をしてきたのかを考える。</p> <div data-bbox="236 371 786 461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ある村の人口はなぜ増加しているのでしょうか。</p> </div> <p>2 差別されていた人々が、どのような仕事を行っていたのか、資料を見ながら話し合う。</p> <div data-bbox="236 573 786 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>差別の中で生きてきた人々は、どのような仕事をしていたのでしょうか。</p> </div> <p>3 差別されていた人々が、さまざまな仕事をおこない、当時の社会や文化を支える重要な役割を担っていたことを知る。</p> <div data-bbox="236 1406 810 1491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これらの仕事は、どのくらい役立つものだったのだろうか。</p> </div> <p>5 その当時の文化を支え活躍した人々の技術が、伝統工芸や伝統文化として現代に受け継がれていることを知る。</p> <p>6 まとめ(感想をノートに書く)</p>	<p>資料5 ある村の人口増加のグラフ(P110) 江戸時代全体の人口の変化があまりない中、差別されていた人々の住むある村の人口は増加している。このことから、けっして苦しい生活ではなかったことに気づかせる。</p> <p>あらかじめ、今までの学習から自分の考えられることを予想してノートに書かせる。</p> <p>資料6 今様職人尽歌合・職人尽歌合 (巻末資料5・6)</p> <p>資料7 土佐国職人尽歌合(巻末資料7) 様々なものを作り出す職人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死牛馬などの処理から生み出されるさまざまな製品は、社会が豊かになるにつれ、その需要は高まり、たいへん経済的価値があったことをおさえる。そして、それが特権産業であったことを説明する。(人口増加のグラフと関連づける。) ・その他、刑吏、清掃、狩猟、飛脚、運搬、芸能民、流民、堰の番人、庭者、染色業、製薬、薬売り、その他医者などもいた。 ・また、農業や漁業などの仕事をしていた人々もいたが、地域によって違うことをおさえておく。 <p>差別されていた人々の仕事は、当時のすべての人々の生活にとって、なくてはならないものであったことに気づかせる。 仕事や住む所など厳しい制約を受けながらも、工夫や努力を重ね、さまざまな仕事を創り出していった人々の姿に出会わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武具(武士にとっては戦いに必要なもの) ・ 太鼓(お祭りや時を告げるために欠かせないもの) ・ ろうそく(電気のない当時は貴重なもの) ・ 雪駄や下駄(ないと足が痛くて歩けない) ・ 堰の番人(水害にみまわれ命が危ない) ・ 染色業(さまざまな色の着物が着られる) ・ 竹細工(農業や漁業、くらしに必要な) <p>現代でも使われている竹細工、太鼓など、実物があれば見せる。</p>

新しい学問－医学の発展に貢献した人々－

1 目標

杉田玄白らが『解体新書』を著すきっかけとなった解剖の様子を知り、実際の執刀者である「老人」の姿を通して、差別されていた人々が、労働を通してすぐれた知識と技術を持ち、当時の医学の発展に貢献したことに気づく。

2 展開

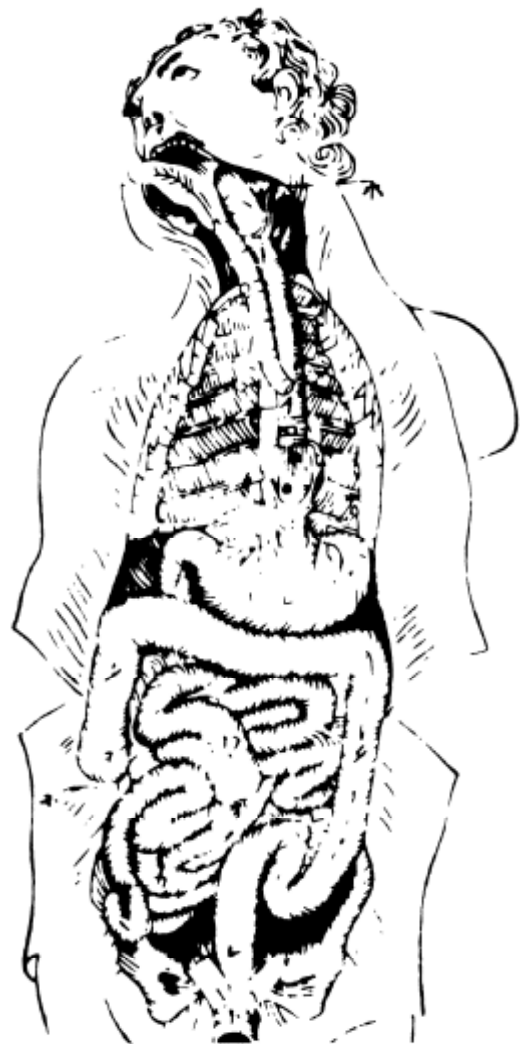
主な学習活動	留意点
<p>1 2つの人体図を比べて気のついたことを話し合う。</p> <p>2 資料3の絵を見て話し合う。 ・杉田玄白はどの人だろう。 ・刃物を持っている老人は何をしているのだろう。</p> <div data-bbox="236 1189 783 1285" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>杉田玄白たちはどうして自分で腑分けをしなかったのだろう。</p> </div> <p>・玄白たちは老人をどのように評価していたのか考える。</p> <p>3 資料5「腑分けの一節」を読み、この老人はどうしてこのような技術や知識をもっていたのかを考える。</p> <div data-bbox="236 1525 788 1615" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>玄白たちは、どんな気持ちで見ているのだろうか。</p> </div> <p>4 まとめ（感想発表）</p>	<p>資料1 「東医宝鑑」の人体図(P12) 今まではこのような人体図で医者は患者を診ていたことを伝える。</p> <p>資料2 「ターヘルアナトミア」の人体図(P12)</p> <p>資料3 「腑分けに立ち会った絵」(巻末資料13)</p> <p>資料4 ワークシート(P13) ・吹き出しにことばを入れてみよう。 ・ここまで「解体新書」を著した杉田玄白らについて簡単に触れておくことが必要である。 ・腑分けについて。 授業で習ったことをもとに考えさせる。 ・死へのおそれ。 ・すぐれた解剖技術を持ち合わせていない。玄白が老人をどう評価していたか考えさせ、発表させる。</p> <p>資料5 「腑分けの一節」(P14) ・死牛馬処理の中で、腑分けの技術を獲得したこと、内蔵配置の知識を得たことなどを伝える。 ・老人の持っていた技術に対する玄白たちの気持ちを考えさせ、発表させる。</p> <p>資料4 ワークシート(P13)</p>

資料1 「東医宝鑑」の人体図



東医宝鑑の人体図
「朝鮮漢方医学書」より

資料2 「ターヘルアナムトミア」の人体図



ターヘルアナムトミアの人体図
「解体新書」より

トピック：医学に関わった被差別民

「藤内」とよばれ差別された人々が近世の北陸地域におり、火葬・施薬・灯心製造・草履製造などに携わっていた。中には「藤内医者」の言葉のように、医療関係に携わる人々がいたことが知られていて、男は医者・女は産婆となっている。この「藤内」の他に、島根県の「鉢屋」の中にも産婆を行うものがいたといわれているし、土佐藩でも、「穢多」身分の医者が調薬や治療を行っていたこと、近江の国でも多くの医者がいて、一般の村に比べて三倍もの医者がいたことがわかっている。被差別部落に医療に携わる人々が多かったのは、「生・病・死」といった領域を差別された人々が生業としていたことと関連性があると考えられている。

【参考】網野善彦 『『日本』とは何か』 2000 講談社

小林茂・芳賀登他監修 『部落史用語辞典』 1985 柏書房

斎藤洋一 「近世被差別民と医薬業・再考」 部落解放・人権研究所 『部落解放研究 153』 2003 解放出版社

山本 大 他編 憲章簿第5巻 1985 高知県立図書館

資料4 ワークシート

解体新書 - 「腑分け」の図 -

()年 名前()



<感想>

腑分けの名手

1771年の春のことでした。わたしは、オランダ語で書かれた『ターヘルアナムミア』という医学書を手に入れることができました。わたしはもちろん1文字も読むことはできなかったのですが、図にかかれています、内臓、骨格のぐあいなどが、今まで見たり聞いたりしたものとはたいへんちがっていましたので、これは1度、身体の内臓を実際に見てみたいものだと思います。

すると、奉行所より、「明朝、骨が原にて腑分けを行うので、希望があればおいでください。」との知らせを受け取りました。わたしは、翌朝、友人である前野良沢、中川淳庵をさそい、ともに骨が原に向かうことになったのです。

さて、腑分けのことは、虎松というものがすぐれていると聞いたので、たのんでおいたところ、その日はあいにく急病で、代わりにその祖父である90歳ぐらいの老人が腑分けを行うことになりました。とても元気な老人で、若いときから腑分けを何度か行っていると話してくれました。

その日も、老人は、あれこれと指し示しては、「これは心臓でございます。そしてこれは、肝臓、これは胃であります。」などと説明してくれました。また、「これは、名前は知りませんが、自分は若い頃から数体を手がけておりましたところ、これは必ずこの場所にあります。」などと言ってわたしたちに示してくれました。

わたしたちは、手に持っていたオランダの解剖書とてらしあわせてみたところ、一つとしてその図とちがっているものはなく、まったく同じであることにおどろきました。

翻訳の決意

帰り道、わたしは前野良沢や中川淳庵と語りあいました。

「今日の腑分けは本当におどろくことばかりであった。かりにも医者をして仕事としているものが、その医学の基本である人体の本当の姿を知らずにいたことはたいへん面目ないことである。この『ターヘルアナムミア』を少しでも翻訳することができたならば、きっと身体の内外的ことが多くの人にはっきりとわかって、治療に役立てることができるであろう。なんとかしてこれを翻訳したいものである。」

わたしのことばに2人とも「まったく同感である。」と言い、さっそく3人で翻訳の作業にとりかかることになりました。

「解放令」発布について考える

1 目 標

- (1) 「解放令」の内容と意義を知る。
- (2) 「解放令」が出されたときの人々の様子をとらえる。
- (3) 「解放令」が発布されたあとも、民衆の被差別部落に対する根強い差別意識があったことを、被差別の側にたって気づく。

2 学習計画 全2時間

- (1) 「解放令」の発布(1時間)
- (2) 「解放令」の発布されたあとの問題点と被差別部落の人々の立ち上がり(1時間)

3 展 開

- (1) 「解放令」の発布

主な学習活動	留意点
<p>1 明治時代になって、江戸時代の身分制度がどのようなになったのかを知る。 四民平等について、思ったことを自由に発表させ、予想をたてる。 資料1を見て、話し合う。</p> <p>2 被差別部落の人々は、そのころどんな行動に出たかを考える。</p> <p>3 「解放令」とは、どんな法律なんだろう。 「解放令」の内容について知る。</p> <p>4 「解放令」が出されたとき、被差別部落の人々はどう受け止めたのかを考える。 予想を出し合い、資料4を読む。</p>	<p>四民平等が、本当に平等を目的にしたものであったのかを考えさせる。</p> <p>資料1 「四民平等」での身分制度の変更 (P19)</p> <p>資料2 被差別部落の人々の嘆願(P19) 「解放令」が出されるまでに、被差別部落の人々の粘り強い訴えがあったことを知らせる。</p> <p>資料3 「解放令(太政官布告)」(P20) 「解放令」の意味をおさえさせる。 「差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは()とともに平民と同じにする」の文を提示し、()に何が入るかを考えさせる。 制度的に被差別身分がなくなったという、歴史的にも重要な意味を持ち、身分解放の出発点であることをつかませる。</p> <p>今までの差別に対する闘いや生活を高めていこうとした行動を考えさせる。</p> <p>資料4 喜びで迎えられた「解放令」(P22) 「解放令」が出された時の喜びの大きさを読み取らせる。</p>

主な学習活動	留意点
<p>5 被差別部落の人々たちは、どんなことを願ったのかを話し合う。</p> <p>資料5のワークシートを使用して、被差別部落の人々がまず、何をしたかったのかを予想して書き、話し合う。</p>	<p>これまで、暮らしにさまざまな制限があったことに留意させ、「解放令」以後の被差別部落の人々の行動を予想させる。</p> <p>資料5 解放令が出されて被差別部落の人々は・・・(P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい現実のなかでも、「解放令」を抛り所に、被差別部落の人々が他の民衆と同じ生活をもとめていったことを理解させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村人とあったときに道端によってあいさつしたり、土下座をすることはなくなった。 ・ 酒屋や風呂屋にも自由に出かけた。 ・ かつこうや髪型も自由になった。 ・ 雨の日には傘をさすようになった。 ・ だれとでも結婚できるようになった。 ・ 神社やお寺のお参りにも行くようになった。 </div>

トピック：解放令を根拠に軍人に謝罪させた被差別部落の人々

1919（大正8）年、三重県松阪の被差別部落の人々が、軍隊に謝罪させるという出来事が起こる。この事件は、陸軍軍人の葬儀にやってきた陸軍大尉の差別発言に端を発している。被差別部落の人々は「明治4年の太政官布告（注 - 解放令のこと）によって、エタ村はなくなったはずだ。そんな発言を明治天皇がお聞きになったら、なんとってお嘆きになるだろう」と大尉を詰問し謝罪させ、陸海軍大臣、三重県知事、第51連隊に差別撤廃の陳情書を提出し、軍隊から丁重な謝罪を引き出している。

【参考】中尾健次 「部落史50話」 2003 解放出版社

参考：松方デフレの影響

1881年から始まる「松方デフレ政策」が被差別部落の困窮化に一層拍車をかけた。急激な増税・緊縮財政といったデフレ政策をとり、地場産業に大打撃をあたえ、大不況をまねいた。

京都の場合、1880年からの2年間で、染物や陶磁器の生産高は5割に落ち込んだ。人々の生活は苦境に追い込まれ、被差別部落においてはさらに深刻な状態だった。

京都部落史研究所 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿吽社

松方デフレ

1880年代に実施された大蔵卿松方正義のデフレ政策。紙幣整理、日本銀行設立、兌換制の確立、官営事業の払い下げ政策などで、デフレ政策を強行。この結果、小企業を圧迫し、農民の没落を招く。

全国歴史教育研究協議会 「日本史用語集」 1988 山川出版社

資料1：「四民平等」での身分制度の変更



「解放令」が出される2年前の1869年、明治政府は「四民平等」と呼ばれる改革を行っています。

変更前	変更後
天皇の一族 公家・大名 武士 百姓・町民など 差別されていた人々	「皇族」 「華族」 「士族」 「平民」 「対象外（変更なし）」 平民にもみょう字を名のることや、華族・士族との結婚や、職業・住居の自由が認められました。

資料2：被差別部落の人々の嘆願



差別されていた人々は、もちろん納得しませんでした。「被差別身分を廃止してください」と、政府に粘り強く訴えました。

政府への訴えは、幕末から始まっていました。

京都では、「汚名廃止請願書」という形で、次のように願い出ています。

「私どもは、もとより神国の民でありながら、差別的な名前と呼ばれることは、なんとも嘆かわしいことです。私どものなかには、獣類の革や角を扱って、生活しているものがございますが、これは、御国の必要になることでありますし、また、農村では多くが農業だけで生活しております。なにとぞ、古くからいわれている差別的な名前を除いて、武士や平民同様にお取り扱い下さるようお願いいたします。」

このような請願は、あちこちで出されていました。

資料3：「解放令（太政官布告）」

「解放令」は、1871（明治4）年の8月28日に「太政官布告」として出されました。「賤称廃止令」、「被差別身分廃止令」とも言われることがあります。現在の法律と同じものとして出されたのです。本文は以下のとおりです。

「差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにする」



明治四年八月
 御布告
 第六冊之内
 第三号
 安藝郡
 第十六區
 中山郷

明治新政府から「御布告」として出されました。その後県内各郡に送られ、その主旨の徹底がはかられました。

御多事人等々稱此度以来自
 今より職業を多事人曰稱此度以来
 辛卯年 太政官
 穢多事人等々稱此度以来自
 此籍を編下りて多事職業を多事
 日一相成り採りて相成り地相成り
 外除弱仕外も互に相成り
 在りて多事此度以来自
 辛卯年 太政官

参考資料 解放令の内容

穢多非人等ノ称廃サレ候条、自今、身分職業共、平民同様タルベキ事

辛八月

太政官

穢多非人等ノ称廃サレ候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共、都テ同一ニ相成リ候様

取扱フ可シ。尤モ地租其ノ外、除ケンノ仕来モ之有候ハバ、引直シ方見込ミ取調べ、大蔵

省へ伺出ル可キ事

太政官

辛未八月

資料4：喜びで迎えられた「解放令」

解放令が出されて喜んだ被差別部落の人々の様子

名字を獲得する人々



丹後中郡善王村では、村人たちが解放令を「四民同等の権利をうたった、天皇陛下から出されたお触れだ」と受け止め、これをきっかけに各家々が名字を名乗り、約20種類の名字が生まれたと記録されている。

善王村浄善寺の「永代記録」

京都部落史研究所編 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿咩社

解放令に感謝して土木工事でお礼

亀岡から京都に入る街道に老ノ坂というけわしく難所といわれている所があった。解放令が出された翌年の明治5年に、被差別部落の人々が解放令が出されたことに感謝して、道の改修費用を自分たちで負担して6000人もの人が出て、峠道を切り開くための改修工事に参加していて、このことは、京都新聞に掲載されている。

また、亀岡市内の被差別部落には、「解放令が出された恩に報いるため、難所改善の工事に参加し、工事費用を各家々が出して、スムーズな作業進行により、これから先はお互いに便利になることだろう。非常に優れたことである。」といった内容の、知事からの表彰状が出されている。

その他の被差別部落でも、平民になれたことへの感謝として、道路改修工事にあたって、死牛馬をはじめとする4本足の動物の死体は、ケガレてはいけないので村の中には持ってこないとか、墓場や牛馬の解体所からケガレたものを村内に持ちかえらないとの誓いを立てたりもしている。

京都部落史研究所編 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿咩社



(2) 「解放令」の発布されたあとの問題点と被差別部落の人々の立ち上がり

主な学習活動	留意点								
<p>1 「解放令」が出されたときの被差別部落の人々の様子や気持ちを思いだす。</p> <p>2 「解放令」が、出された後の問題点は何だったのかを考える。 (1) 被差別部落の人々の生活は、どうなったのだろうか。 ・資料6から分かることを発表する。 ・生活が苦しくなったのはなぜなのかを考える。 (2) 「解放令」が出て、本当に差別はなくなったのだろうか。 ・「なくなった」か「なくなる」か自由に自分の考えを発表し、話し合う。 ・資料7を読み、差別がなくなっていないことを知る。 ・明治政府は、差別をなくしていくための取り組みをしなかったことを知る。</p> <p>3 被差別部落の人々は、なくなる差別にどう立ち向かっていったのかを考える。 資料8を読む。</p> <p>4 学習したことを振り返り、自分の思いを書く。</p>	<p>前時のワークシートを読み、被差別部落の人々の気持ちを思い出させる。 ・「解放令」を利用して、被差別部落の人々は生活をよくしていこうと努力したことを思い出す。</p> <p>資料6 ある被差別部落のようす(P25) ・租税、徴兵、学制など新たな負担が増えた。 ・部落固有の仕事が、「職業の選択の自由」によって部落外の商人に奪われていった。その反面、根強い差別意識によって他の職業にはつけない実態があった。</p> <p>資料7 解放令後も残る差別意識(P26) ・資料7をもとに不合理を感じさせたい。 ・村人たちの不満がつのっていったことを知らせる。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">農民の不満</td> <td style="width: 50%;">政府に対する不満</td> </tr> <tr> <td>地租改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴兵制</td> <td>「解放令」反対</td> </tr> <tr> <td>学校制度など</td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 被差別部落に対する根強い差別意識 </div> <p>資料8 差別に対する闘い(P27) 資料8を読み、たくましく生き抜いていった事例に触れさせ、正しいことに立ち向かっていくことの大切さを理解させたい。また、行動することの重要さにも気づかせたい。</p> <p>いろいろと問題点もあった「解放令」ではあるが、法律で平民となった意義は大きいことを確認する。</p>	農民の不満	政府に対する不満	地租改正		徴兵制	「解放令」反対	学校制度など	
農民の不満	政府に対する不満								
地租改正									
徴兵制	「解放令」反対								
学校制度など									

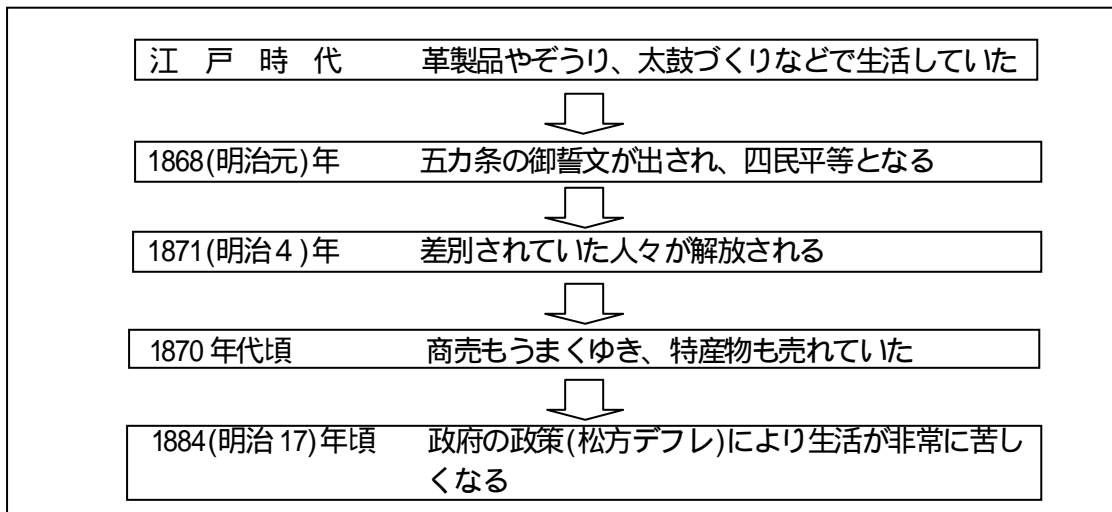
資料6 ある被差別部落の様子

1886年(明治19年)の京都のある被差別部落のようすが、次のように記録されています。

家の数(戸数)	1,111戸	住んでいた人の数	4,369人
仕事	皮類をあつかう人 - 16戸 牛肉をあつかう人 - 8戸 やさいをあつかう人 - 13戸 質屋 - 16戸	はきもの類をあつかう人 - 75戸 くだものをあつかう人 - 35戸 古い服をあつかう人 - 9戸 旅館業を営む人 - 7戸	
<p>複数の仕事を行っている人々は、全ての戸数のうち841戸で、76%を占めていた。 多くは不安定な職業に従事していたため、景気が悪くなるとその影響はすぐに出てきた。</p> <p>複数の従事している者のうち、749戸が「生活が非常に苦しい状態」であった。そのうち400戸あまりは、わずかにもっている衣類や品物などを売り払って、その日暮らして生活していた。残りの349戸あまりはそれすら難しい状況であった。この被差別部落においては、全戸数の約3割が飢えていて、近所の人々や有力者の助けになしには生活できないほど生活が苦しかった。</p>			

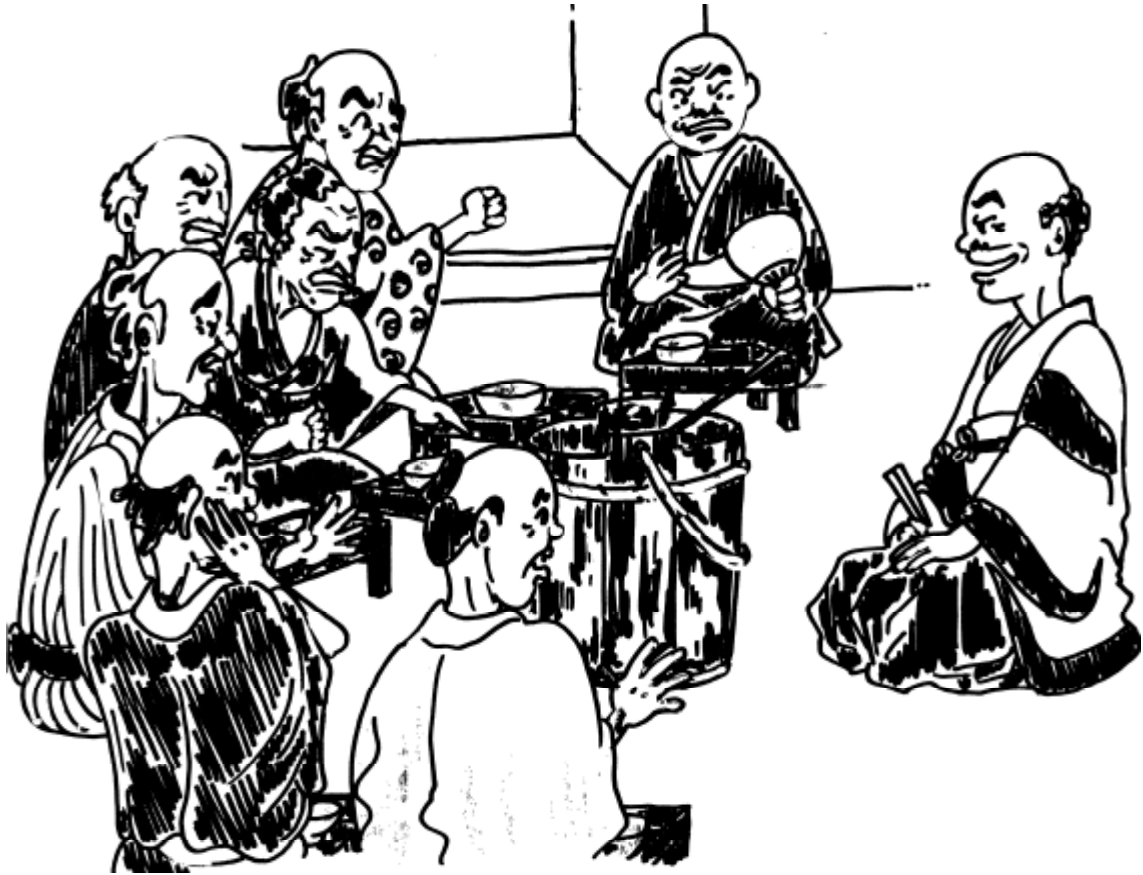
京都部落史研究所編 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿吽社

参考：このころの出来事



資料7：解放令後も残る差別意識（巻末資料18にカラー掲載）

下の絵を見て、当時の人々の意識について考えてみましょう。



「解放令」が出されたときも、ある地主が寄り合いの際に、被差別部落の人々に対してだけは、便器を洗ってそれに酒を注ぎ、「お前たち同様に、便器も洗えば汚くないだろう」といい渡したそうです。

久保井規夫 「近代の差別と日本民衆の歴史」 1993 明石書店もとに作成

差別に対する闘い

愛媛県松山市の道後温泉における、温泉入浴拒否に対する差別事件とその判決について

1901年(明治34年)、愛媛県松山市の道後温泉において、被差別部落の人が道後温泉に定められた入浴料を払って入浴しようとしたところ、温泉の主人は理由もなく、入浴を拒否しました。

被差別部落の人は「これは差別だ」「なぜ、私たちだけが入浴できないのか」と抗議をしました。

しかし、この抗議は受け入れてもらえず、被差別部落の人は松山地方裁判所に訴えをおこしました。

『判決』

温泉の主人はこの(被差別部落の)人を他の人と同じように入浴させなければならない。訴えにかかった費用は温泉の主人が支払わなければならない。



被差別部落の人の勝訴(裁判に勝つこと)

四国部落史研究協議会編 「史料で語る 四国の部落史 近代編」 1994 明石書店



道後温泉

水平社の創立に立ち上がった人々

1 目標

- (1) 差別されても泣き寝入りせず、自ら立ち上がっていった被差別部落の人々のすばらしさを理解する。
- (2) 水平社創立が、被差別部落の人々に、団結するすばらしさ、希望、勇気をあたえたことを知る。

2 学習計画 全2時間

- (1) 水平社の創立 (1時間)
- (2) 水平社創立に込められた思いや願い(1時間)

3 展開

- (1) 水平社の創立

主な学習活動	留意点
<p>1 「解放令」から50年たって、被差別部落の人々のくらしはどうなったのかを考える。</p> <p>資料1を見て、差別が解決されずに維持されていたことを学習する。</p> <p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>被差別部落の人々は、厳しい差別のなかで、どのように立ち上がっていったのだろう。</p> </div> <p>資料2より、米騒動の起こりと内容を知り、時代背景をつかむ。</p> <p>3 全国水平社創立の様子を知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>全国水平社は、被差別部落の人々の、どんな願いでつくられたのだろう。</p> </div> <p>・「水平社」の水平はどんな意味を持っているのか考える。</p> <p>4 「水平社宣言」から、感じたことを自由に出し、話し合う。</p>	<p>被差別部落の人々が、半失業状態におかれたり、不利な労働条件のもとで働くことを余儀なくされたため、収入は半分以下ということもあったことを気づかせ、差別に対して、被差別部落の人々はどうしたかを考えさせたい。</p> <p>資料1 大正時代の被差別部落の人々の様子 (P30)</p> <p>米騒動や労働運動などを通じて、差別撤廃のためには、被差別部落の人々が自ら団結して行動すべきことを学んだことに気づかせる。</p> <p>資料2 米騒動 (P31)</p> <p>資料3 全国水平社創立大会の宣伝チラシと綱領・水平社宣言 (P32)</p> <p>被差別部落の人々がついに立ち上がった日のことを感じ取らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1922(大正11)年3月3日京都岡崎公会堂に全国から3000人結集したといわれている。 <p>注：参加者数に関しては700~3000名まで諸説有り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水平線の水平 ・差がないこと ・平等 ・差別のないこと <p>コラム(P29)</p> <p>資料4 水平社宣言 (P33)</p> <p>宣言文は配布するか、拡大した物を使う。</p>

資料4 「水平社宣言(わかりやすくしたものの)」を読み、被差別部落の人々の思いや願いについて考える。

資料5 ワークシート(P34)

- ・印象に残った言葉やすきなところを書いたり、当時の被差別部落の人々の思いや願いをワークシートに書かせる。
- ・差別され続けても、自分たちは自由・平等を求め続けたこと、あわれみや同情で差別はなくなること、人間を尊敬することで差別をなくそうとしたことなどは触れておきたい。

コラム 「水平」という言葉の由来

「あらゆる尺度というものは人間が作った。そしてその尺度によっていろいろな差が出てくる。絶対に差ができないものは水平である。平等を表現するのは水平ということば以外にはない。」

「人類は平等でなければならない、今の平等は平等ではない。公平であるかどうかということを見るにはいろんな尺度がある。しかし、どんな計器を持ってきてもそれに勝るのが、水の平らかさである、それ以上の尺度はない。」

阪本清一郎談

福田雅子 「証言・全国水平社」 1985 日本放送協会



第三回水平社大会（水平社博物館所蔵）



西光寺

資料1 大正時代の被差別部落の様子

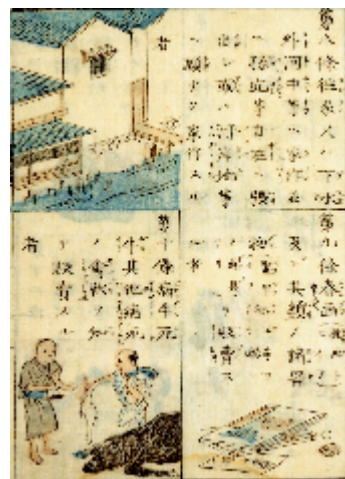
		高知県全体	部落(高知県)	部落(全国)	備考
仕事	農業	50.1%	29.1%	46.5%	数字は戸主の職業を示している。 四捨五入しているため、100%にはならない。
	工業	6.9%	12.0%	7.5%	
	商業	14.2%	7.6%	11.6%	
	漁業	8.0%	19.9%	2.5%	
	公務員	2.9%	0.6%	0.1%	
	その他	18.0%	30.8%	31.9%	
納税額		36.728円	6.482円	22.920円	一人あたりの税金を納めている額。
選挙権保有者(衆議院)		25.57人	2.43人	7.75人	1000人あたりの人数。 選挙することができる人。
教育	就学率	98.95%	95%	93%	学校に来る年齢の子ども総数に対する学校に来ている子どもの割合。
	出席率	94.52%	81%	83%	授業に出ている割合。

部落学校(被差別部落出身者排除の結果、部落の子どもたち対象の学校として部落内で資金を調達して運営された学校)における数字である。

「高知県統計書」 1916(大正5年)・1922(大正11年)・1923(大正14) 高知県庁所蔵
内務省地方局 「大正8年1月調 細民部落概況」 『大江卓関係文書』 国立国会図書館蔵



違式註違(表紙)



違式註違(中身)

(大阪人権博物館所蔵)

参考: 違式註違(いしきかい)

各府県から出された、今であれば軽犯罪法的なものです。混浴・行水・裸足・頼被りなどの行為を罰則を以て禁止し、近代的な生活を浸透させようとしたものです。このことは逆に、それを守らない者に対して、差別は当然とする意識を助長する結果となりました。

米 騒 動

史上はじめて大規模に民衆が立ち上がった米騒動はなぜ起こったのでしょうか。

1918(大正7)年7月、一部の商人が米を買い占めたため、米の値段が急に値上がりしました。そのため、多くの庶民は米が買えなくなり、米屋を打ちこわし、米を持ち出すという行動をおこしました。

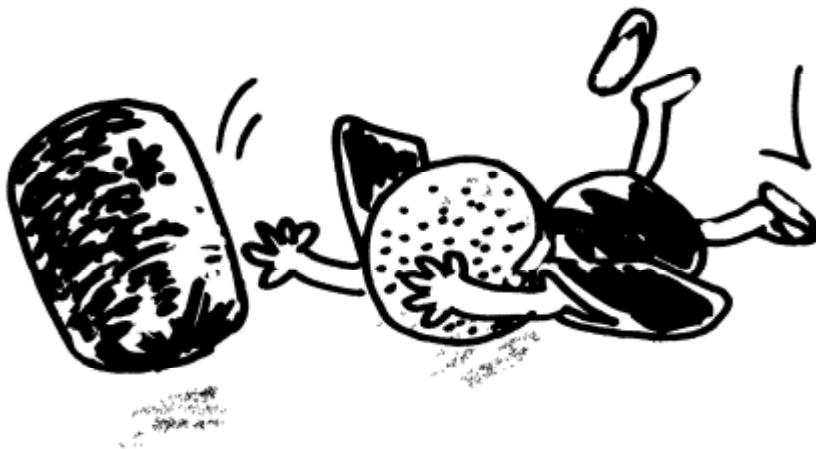
米騒動の原因は、日本軍がシベリアに出兵するというこゝで、米が不足することを見込んだ米屋が米の値上がりを期待して買い占めたことにはじまります。

当時の多くの労働者は、安い賃金で長い時間はたらかされ苦しい生活を送っていました。わずか数ヶ月の間に米の値段が2倍以上にあがると、労働者は1日12時間働いても、米1升分の賃金しかもらえない状態になりました。

こんななか、富山県で起こった「米よこせ」の騒動は瞬く間に全国に広がりました。

米騒動は「自らの行動こそ大切だ」という教訓を残しました。

この事件がきっかけになり、あらゆる苦しい生活をしている人々がいっせいに「自らの行動」を起こしました。労働者は労働組合をつくり、小作農民は農民組合をつくるなどの運動を起こしました。また、女性の地位を高めようという運動や、差別からの解放と人間としての自由・平等を求める水平社運動などがいっせいはじまりました。



資料4：水平社宣言（わかりやすく直したもの）

宣 言

全国各地で、齒を食いしばっていきっている被差別部落のみなさん、今こそ手を取り合って進みましょう。

長い間（約300年間）いじめられ差別を受けてきた被差別部落のみなさん。

1871年（明治4年）の解放令から約50年、私たちのためといって、多くの人々によって差別をなくすための運動が行われてきました。

しかし、それらの運動はあまり役に立ちませんでした。

人間は平等であり、尊敬すべきものなのです。

しかし、人をあわれんだり、同情したりする考え方しか持たない人々は、私たちが気のどくな人たちだと思って運動してきたのです。

私たちを救ってあげようという運動は、かえって多くの私たちの仲間をだめにしてしまいました。

だから、今、差別を受けている私たち自らが立ち上がったのです。

人間だれをも尊敬し、大切にすることによって差別のない社会をつくろうという運動を自主的にはじめたのです。

私たちは私たちの手で部落差別をなくしていくのです。

被差別部落のみなさん、私たちの祖先は差別を受けながらも、自由で平等な社会を願い、闘ってきました。

私たちは政府の身勝手な政治によってつくられた身分制度の犠牲者であったが、世の中に欠かすことのできない仕事に携わり、社会を支える存在でもあったのです。

その中でさまざまな差別を受けてきたのです。

しかし、そんな悪夢のような差別の中でも、私たちの祖先の体の中には、誇り高く生き抜こうとする人間のあたたかい血が残っていました。

そして、その血を受けついで私たちは「民衆が世の中の主人公になる時代」にたどりついたのです。

私たちが、被差別部落の人間であることを誇りうる時代がやってきたのです。

私たちは、この世の中が、私たちを差別することのみにくさに気づかない人々や、差別されることのつらさに気づかない人々が多くいる冷たい世の中だということを知っています。

だから私たちは、心から人間の尊さやあたたかさが大切にされる、差別のない世の中を心から願うものなのです。

水平社はこうして生まれました。

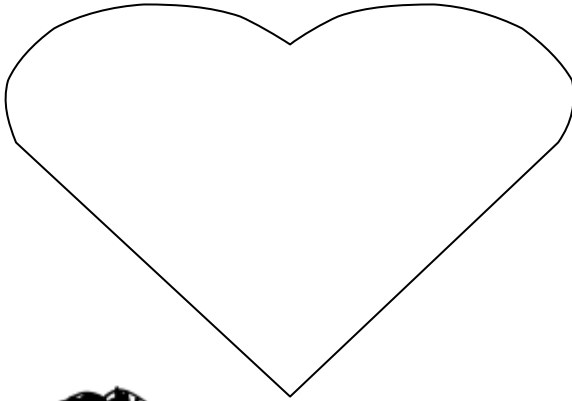
人の世に熱あれ、人間に光あれ

大正11年3月 水平社

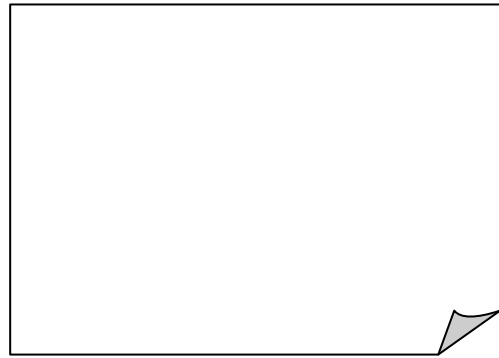
資料5 : ワークシート

ワークシート

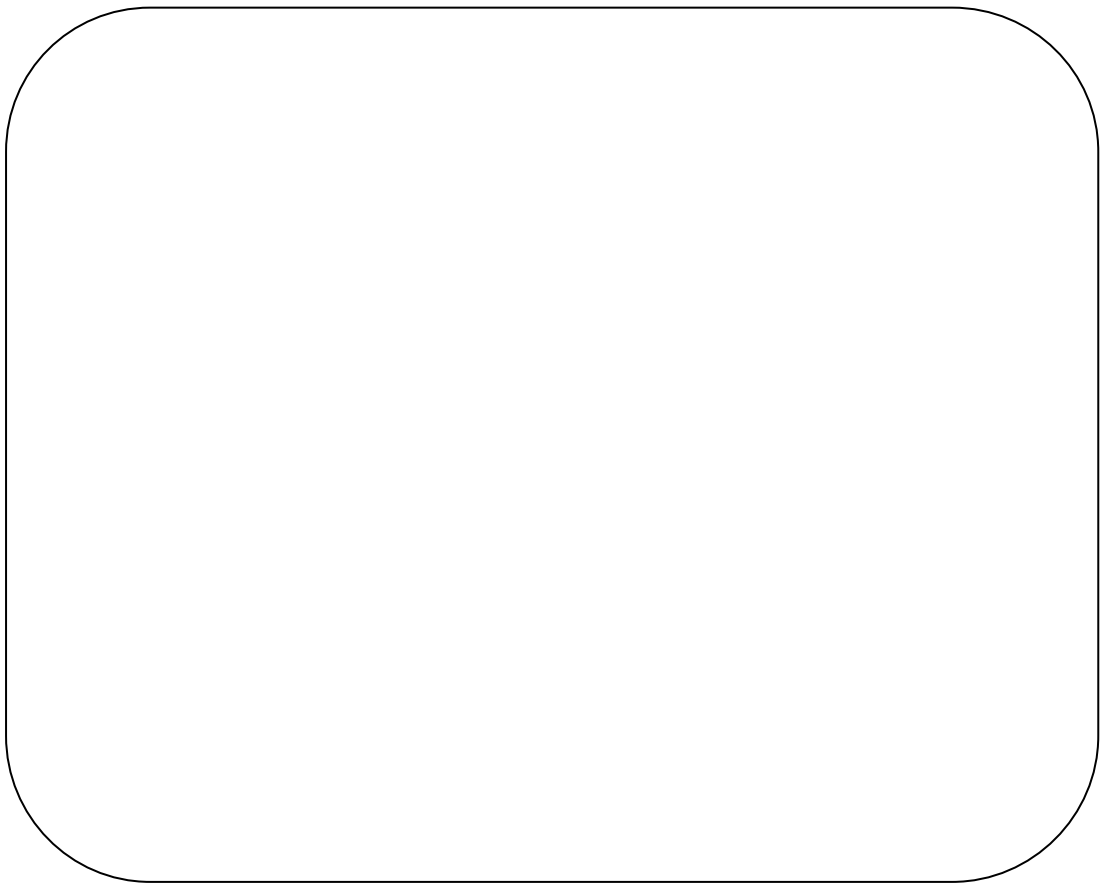
好きなところ



理由



水平社宣言文を読んで感じたことを書きましょう。



(2) 水平社創立に込められた思いや願い

主な学習活動	留意点
<p>1 水平社宣言に込められた願いや思いを発表する。</p> <p>2 「山田少年」の写真を見て、感じたことや思ったことを話し合う。</p> <p>3 「山田少年のさけび」を読んで、少年と人々の思いを考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山田少年は、なぜ声をつまらせたのだろう。 ・参加者がすすり泣いたのはなぜだろう。 ・山田少年が、一番訴えたかったのは、なんだろう。 ・会場が割れんばかりの拍手に満ちたときの人々の気持ちは、どんなだろう。 <p>4 水平社運動は、その後どうなっていったかを知り、この学習で感じたことを書く。</p>	<p>前時に書いたワークシートを発表させ、水平社創立の意義を思い起こさせる。</p> <p>資料6 山田孝野次郎の写真(P35) フォトランゲージの手法を使いながら、子どもたちが自由に思いを語る学習を進めながら、「山田少年」について探らせる。</p> <p>資料7 山田少年の叫び(P36)</p> <p>山田少年が声をつまらせたこと、3000人の参加者が、すすり泣いたことに着目させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校でのひどい差別、今まで受けてきたさまざまな差別を想起させる。 ・参加者も、自分の生活を振り返る中で、少年と共有するものがあったことを考えさせる。 <p>「大人も子どもも、いっせいに立ち上がって、このなげきの原因を打ち破り、光りかがやく新しい世の中にしてください。」に着目させる。</p> <p>全国の仲間が、差別をなくすために立ち上がった喜びを感じ取らせる。</p> <p>水平社運動が全国に広がっていったことを知り、水平社運動の感想を書く。</p>

資料6：山田孝野次郎の写真



山田少年の写真 水平社博物館蔵

資料7：山田少年の叫び

全国の少年の代表、山田孝野次郎君は14歳のかわいい子でした。ところが、壇上にそのかわいらしい姿をあらわすと、大人の男性にも負けないくらい堂々とした態度で話を始めました。

「わたしは役所の役人さまや学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人々は口をそろえて人間の平等が必要だとさげびます。人と人の差別はまちがっていると言います。そして、いかにもそのことを理解しているように、差別的な感情などこれっぽっちもないかのように言われますが、いったん教壇に立った先生のひとみはなんと冷たいものでしょう。」

少年の目にはなみだがにじみました。そして、力で押さえつけられたり、人からさげすまされたり、仲間はずれにされたことについて話をしていると、その小さな胸がいっぱいになったのでしょうか。つい思わず、なみだをあふれさせながらうったえました。場内のあちこちですすり泣く声が聞こえ、壇上のみんなはその場にいたたまれなくなって、事務室に走りこんで手を取り合って泣き出しました。

少年は、最後に大きな声でさげびました。

「今、わたしたちは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって、このなげきの原因を打ち破り、光りかがやく新しい世の中にしてください。」

場内からのわれんばかりの拍手をあびながら、少年は壇をおりました。

全国水平社機関誌「水平」第1巻 1922をもとに作成

トピック：松本治一郎の懐刀といわれた山田孝野次郎

山田少年というと水平社創立大会の際に、参加者を前に演説した年端もいかなない少年というイメージがある。山田少年は、水平社創立大会の時には16歳であったが、体が小さかったことから14歳としていた。彼が小さかったのは「小人症」という病気のためであった。しかしながら、大阪の西浜水平社創立大会で、水平社に批判的な人々がピストルを持って入場してくるとい噂が広がり参加者が動揺し始めた時、山田少年は壇上に駆け上がり、「この私をうって下さい。そんなことをこわがるようでは駄目です。こわい人は、すぐ帰って下さい。」と怒鳴りつける図太さがあった。このような山田少年であったからこそ、松本治一郎の懐刀として全国を飛びまわり、福岡では反軍闘争に取り組んだが、わずか25歳という若さでその短い生涯を終えた。



山田少年の碑 御所市柏原

【参考】部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社

「水平社の源流」編集委員会 「水平社の源流」 1992 解放出版社

教科書無償の運動

1 目標

- (1) 日本国憲法に定められた権利を守り、守らせるために闘った人々の生き方や、その誇りから学ぶ。
- (2) 課題に対して、調査や情報を活用し、多面的で公正に考えることができる力を養う。
- (3) 出合いやつながりを大切にし、人間としてのやさしさ・あたたかさをもつことができる。

2 学習計画(全3時間)

- (1) 人々の切実な願いや、その生き方(1時間)
- (2) 憲法を守る運動としての展開(1時間)
- (3) 「教科書無償の運動」と私たちの生活(1時間)

3 展開

- (1) 人々の切実な願いやその生き方

主な学習活動	留意点
<p>1 本時の課題をつかむ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 生きぬいてきた A 地区の人々に学ぼう </div> <p>2 資料1の写真を見て話し合う。 自由に想像してみよう。 いつ頃の写真だろう。</p> <p>3 今の教科書と昔の教科書を比べる。 違いを見つけよう。</p> <p>4 教科書無償の実現には、長浜での運動の果たしてきた役割が大きかったことを知る。</p> <p>5 長浜の被差別部落(A地区)の人々の生活の様子はどうか考える。</p> <p>6 A地区での「学習会」では、どんなことをしていたか考える。 ・「学習会」に参加したつもりで自分の思いを自由に書いてみよう。</p> <p>7 「暮らしを楽しみたい」という人々の切実な願いから、どんなことが実現したか考える。</p>	<p>資料1 教科書を手渡している写真 (巻末資料19) 左半分を隠して提示する。</p> <p>資料2 当時の教科書の実物 (教育センターに一部保存されている) 昔の教科書には値段が書かれていることに気づかせる。</p> <p>資料3 長浜の被差別部落(A地区)の生活(1950年代後半)(P37) 部落差別に起因していることに気づかせる。 仕事、生活、教育の関係に気づかせる。</p> <p>資料4 ワークシート(P38)</p> <p>みんなが力を合わせ、行動へとつなげていったことに気づかせる。</p>

資料3 長浜の被差別部落(A地区)の生活(1950年代後半)

	事務従事者(%)	生活保護率(%)	高校進学率(%)
A地区	4.3	9.82	36.2
高知市	8.5	3.88	60.4

資料4 ワークシート

教科書無償の運動



()年 名前()

「学習会」について考えよう

A地区の人々は、自分たちの生活や仕事、教育をよくするために学習会を開きました。
あなたがその学習会に参加していたならば、どんな意見を言いたいですか？自由に書いてみましょう。

生活について

仕事について

教育について

(2) 憲法を守る運動としての展開

主な学習活動	留意点
<p>1 前時の復習をする。</p> <p>2 本時の課題をつかむ</p>	<p>仕事、生活、教育の関係を想起させる。</p>
<p>教科書無償運動は、どのようにすすめられたのだろうか。</p>	
<p>3 教科書無償運動は、なぜおこったのだろうか。</p> <p>資料5の(1)を読む。 (1)保護者の願いについて考えよう。 (2)憲法第26条第2項について考えよう。 (3)保護者は、「学習会」でどんな矛盾を感じたのだろうか。</p> <p>4 憲法に定められた権利を守らせる運動として始まったことを知る。</p> <p>5 資料5の(2)(3)を読む。</p> <p>どのような人たちが運動に参加したのだろうか。</p> <p>6 運動はどのように展開されていったか考える。</p> <p>7 この運動の困難な点について考える。</p> <p>8 運動を終結させたときの長浜地区の人々はどんな気持ちだっただろうか。</p>	<p>資料5 教科書無償の運動(P40~41) 「義務教育は、これを無償とする」ということに気づかせる。 A地区における「学習会」があったことに気づかせる。</p> <p>資料6 ワークシート(P42)</p> <p>資料7 教科書をタダにする要求大会 (巻末資料20) 「守る」と「守らせる」の両面からとらえさせる。</p> <p>各種団体にふれ、A地区の人々をはじめ、長浜地区の多くの人たちによって運動がなされたことに気づかせる。</p> <p>教科書をもたない多くの子どもたちのために、ガリ版ずりのプリントを使って、毎日授業がすすめられたことにもふれる。</p> <p>交渉が長引く中、運動から離れたたり、教科書を買う人たちも出てきたことを知らせる。</p> <p>運動から離れていった人たちも、運動にかける思いは同じであったことを知らせる。</p> <p>資料8 ワークシート(P42)</p>

資料5 教科書無償の運動

(1) 今から40数年前まで、教科書は毎年、新学期をむかえる前に各家庭でそろえることになっていました。古い教科書をゆずってもらったり、古くて使えないものや、ないものだけを買ってそろえたり、毎年、3月になると母親たちは、苦勞をしていました。新しい教科書を全部そろえると小学校でも約700円、中学校で1200円ほどかかりました。女の人が1日働いても300円ほどの収入しかなかったのですから、子どもの数が今に比べて多かったその当時は、教科書をそろえるだけでも大変な出費でした。

A地区の人々は、教科書をそろえるのがさらに大変でした。それは、厳しい部落差別のために、安定した仕事や好きな仕事にもつくことができなくて、苦しい生活を強いられていたからです。そこで子どもたちは、少しでも家の手伝いをして、生活を助けるために学校を休んでまで働きました。その結果、十分な教育を受けられなかったために、安定した仕事につくことができませんでした。だから、A地区の人々は、せめてわが子には、『新しい教科書を持たせてやりたい』『学校で勉強をさせてやりたい』という願いが、特に強かったのです。

1960(昭和35)年ごろになると、物価も上がり始め、教育費の保護者負担を軽くしようという動きもはじめました。このころ、長浜地区の中でも、学校の先生や市民図書館の館長といっしょに、お母さんたちの読書会が始まりました。2年ほどたつうちに、
「私たちが習った歴史と今の子どもたちが習っている歴史は、ぜんぜんちがう。私たちも子どもの教科書を使って勉強しなそう」

という声が出はじめ、憲法の学習も始まりました。A地区の人々も、自彊館じきょうかんに集まって、部落問題の学習をはじめ、いろいろな勉強をしていました。その中で、憲法26条第2項に記されている、『すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする』という部分が問題になりました。

「義務教育は、これを無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしいのじゃないか」

「教科書はもともと政府が買いあたえるべきものだ」

「教科書がただでないということは、憲法で定められたことが守られていないということではないか」

ということが話し合われました。そして、1961(昭和36)年2月に、長浜地区で行われた学習会の中で、

「いくら請願しても、効果はない。ただで配られるまで買わずにがんばろう」

という提案がなされました。その後、校区のいろいろな団体が力を合わせて、『長浜地区小中学校教科書をタダにする会』をつくりました。

(2) この会は、各地区で集会をひらき署名運動をはじめ、一緒にたたかう団体(部落解放をすすめる団体、小・中学校のPTAの団体、子どもを守る女性の団体、長浜地区の労働者の団体など)も増やしていきました。

教科書の無償要求は、憲法を守らせるための運動であるということに気づいた人々は、この運動をもりあげ、ささえていきました。その要求の正しさが理解され、1週間もたたないうちに長浜地区で1600名もの署名が集まりました。その要求を高知市の教育委員会に持ち込み、『憲法を守るために教科書を買わない』というたたかいを始めました。この運動は、新聞やテレビなどのマスコミにも取りあげられ、注目をあびました。教育委員会は、『教科書をタダにする会』との

交渉によって、無償の要求は正しいと認めましたが、

「全員に教科書を配るとなると市の予算をこえるので、買える経済力のある人は、買って欲しい」

と答えるばかりで、全員に教科書を配るという約束は、絶対にしませんでした。

「買える経済力のある人は、買って欲しい」

という教育委員会の答えをはねのけ、2000名の児童生徒のうち約8割にあたる1600名が、教科書を買わずに新学期がスタートしました。先生たちは、教科書を持たない多くの子どもたちのために、ガリ版ずりのプリントを使って毎日授業をすすめていきました。

一方、『教科書をタダにする会』も、毎日のように教育委員会と交渉を持ちました。けれども、なかなか思うように話し合いはすすみませんでした。そこで、この会は、教育委員会だけでなく、市長とも交渉をしていきました。しかし、これらの交渉が長引くうちに、最初はこの運動の正しさを理解し賛成していた親の中からも、動ようがおこり始めました。

「教科書を使って授業をして欲しい」

「教科書もよう買わん親に親の資格はない」

といった反対の声をあげる人も出てきました。さらに、市の教育委員会の問い合わせに対して、国は

「義務教育の無償は、授業料をとらないということであって、教科書をただで配るということではない」

と答えました。

これらのことを新聞などで知った人のなかには、不安になって運動から離れていったり、教科書を買う人たちも出てきました。しかし、A地区の人々は、ねばり強く運動を続けました。

運動は5月に入り、教科書を買うのはむずかしいと認められた、長浜小学校の4分の1の子どもにも教科書が配られました。すべての子どもたちに無償で教科書を配るべきだという要求は、まだまだ満たされていませんでしたが、もう、これ以上プリントでの学習は続けられないとして、涙をのんで運動を打ち切りました。

- (3) しかし、この運動はその後、運動の正しさが、たくさんの人々や団体・政党に支持され全国的な運動に発展し、国会で大きな問題として取りあげられました。政府もついにこの要求の正しさを認め、1962(昭和37)年に法律をつくって、1964(昭和39)年から教科書が無償で子どもたちに配られることになりました。

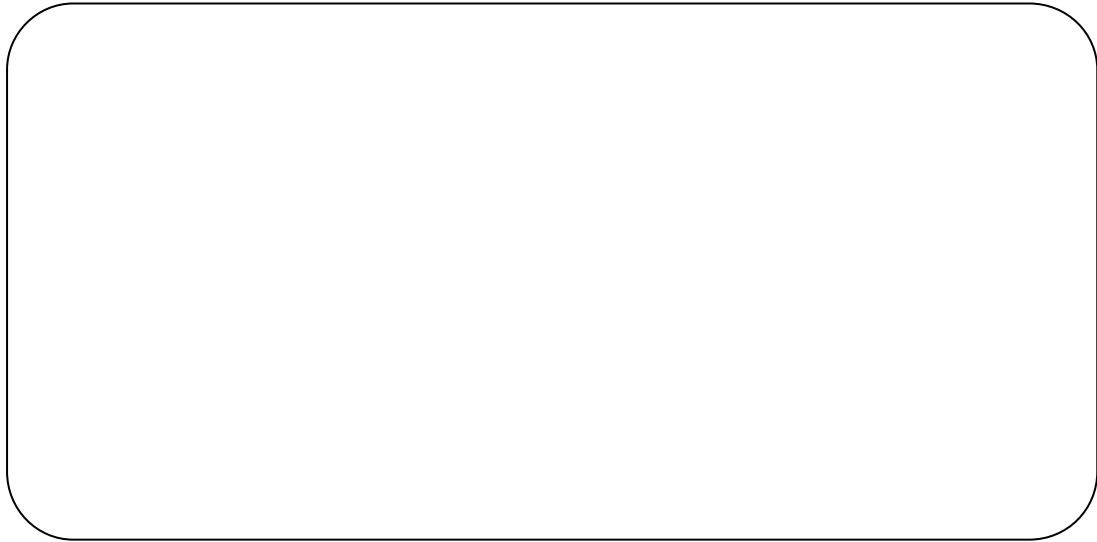
教科書代は対象学年により異なり、資料で示されている金額は、小学校で500円～700円、中学校で800円～1200円までの差がある。本資料においては、700円と1200円を当時の教科書代として採用している。

資料6 ワークシート

教科書無償の運動

()年 名前()

A地区の人々は、憲法第26条のどの部分に問題を感じたのでしょうか？
あなたの考えや疑問点を自由に書いてみましょう。



資料8 ワークシート

教科書無償の運動

()年 名前()

教科書無償の運動を「涙をのんで打ち切りました」ということばから、人々のどんな気持ちがわかりますか。あなたの考えを文章で書いてみましょう。



識字学級に学ぶ

1 目標

- (1) 北代色さんの手紙「夕やけがうつくしい」を読み、差別により奪われたものについて考えるとともに、文字を識ることは生きる喜びそのものであることを知る。
- (2) 識字学級の人々と出会い、その生きざまを知ることにより、差別の不合理に気づき、人間としてのあたたかさやたくましさにふれることができる。
- (3) 学ぶことの意味とこれからの自分たちの生き方について考えることができる。

2 学習計画 全4時間

- (1) 「夕やけがうつくしい」を読んで(1時間)
- (2) 識字学級生との出会い(2時間)
- (3) 学ぶことの意味について(1時間)

3 展開

- (1) 「夕やけがうつくしい」を読んで

主な学習活動	留意点
<ol style="list-style-type: none"> 1 手紙の原文を読む。 2 「夕やけがうつくしい」を読んで、疑問に思うことやもっと知りたいことを出し合う。 3 字を覚えてから北代さんの生活がどのように変わったかを考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 文字を覚えてから、北代さんの生活はどのように変わったのだろう。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・前(字を習う前)はどうだったか ・後(字を習った後)どうか 4 もっと知りたいことや識字学級生に聞きたいことなどを話し合う。(次時につなげる) 	<p>資料1 「夕やけがうつくしい」 (P45)</p> <p>疑問や知りたいことを出すよう促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ学校へ行けなかったのか ・「しきじがっきゅう」とは何か ・なぜ「夕やけがうつくしい」と思ったのか ・勉強したい、長生きをしたいと思ったのはなぜか <p>資料2 ワークシート(P47)</p> <p>ノートに書く</p>

ちたくしはうちがびんぼうで斬つたので
がっコラへいっておりました。
だからじませんせんしりませんでした。
いましきもがっまゆうでせんまようして
かなはだいたいおぼえましました
いままでおいしやういってをうけつけて
なまえまかいてもらってましたがためし
にじゆんでかいてためしてみました。
かんごふさんが北代さん とよんでくれたので
大へんうれしかったです。

タヤけを見てもあまりうつくしいと
思はなかつたけれどもおぼえて
ほんとうにうつくしいと思つたように
なりました、子持をあるいておっても
かんばんにきをつけてなつた
れを見つけると大へんうれしく思います
アッとおぼえたのでスパーやまくよう
いちやくのもたのしみになりました。

またリトかんへ行ってもへやのばん
ゴウをおぼえ方のはともかなくな
りました。これからはかんばって
もっともまくとぐんまようをしたいです。
十年ながいままもしたいく思います。

四十八年三月二十八日

北代色

参考資料：識字学級について

【識字学級のあゆみと現状】

日本の識字学級は、昭和38年福岡県で開設されたのがはじまりとされ、やがて全国に広まってきました。「電車やバスに乗るとき行き先がわからない。病院や役場へ行っても住所と名前を書くことができない。選挙に行きたくても字を書くことができないため、あきらめる。買い物に行っても計算ができない。運転免許をとりたくても試験の文章がわからない。」など文字の読み書きができないことは、人間としての必要な最低限の文化的な生活を奪われることとなります。

このような実態の中から文字を学ぶ運動が各地で展開されるようになり、被差別部落を中心に識字学級が開設されていきました。

【読み書きができなかったのはなぜ】

同和問題解決の取り組みの中で、被差別部落に集中的に文字の読み書きができない人々がいることが明らかになりました。明治以後も差別が続き、小さいときから子守奉公に出たり、家業を手伝うなど学校に行きたくても行けない生活をおくらざるを得なかった現実がありました。社会生活を営むうえで大切な、教育を受ける権利や安定した仕事に就くことがなどが保障されてこなかったのです。

識字学級は、被差別部落を中心に取り組まれてきましたが、現在では、市民を対象にした夜間中学校や在日外国人を対象にした識字学級、さらに点字・手話を中心にした活動等もあります。

高知県教育委員会 「心からの笑顔を求めて 識字は生きる喜び」 2000

補足資料：識字学級の様子



「心からの笑顔を求めて 識字は生きる喜び」 2000 高知県教育委員会

手紙文「タヤけがうつくしい」(北代 色)を読んで

()年 ()名前 ()



「文字を覚える前」と「文字を覚えた後」は、生活はどう変わりましたか。手紙に書いていないことも想像して書いてみよう。

〈文字を覚える前〉

〈文字を覚えた後〉

○お医者さんに行った時

() () () ()

○タヤけを見た時

() () () ()

○看板を見た時

() () () ()

○買い物に行った時

() () () ()

○旅館へ行った時

() () () ()

○

() () () ()

【感想】

(2) 識字学級生との出会い (2 時間)

主な学習活動	留意点など
<p>1 識字学級生に話を聞く。</p> <p>2 聞きたいことやもっと知りたいことについて質問する。</p> <p>3 質問についての話を聞く。</p> <p>4 識字学級の学びから感じたことや、話を聞いて思ったことを分かち合う。</p>	<p>識字学級を訪問して交流できない場合は、事前に識字学級のビデオなどを通じて学習する。</p> <p>交流を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識字学級の活動のようす ・ 識字学級に通うわけ ・ 生きがいについて ・ 文字を覚えることができ、生活はどのように変わったのか。 <p>識字学級で学んでいる内容だけでなく、真剣に学んでいる学級生の様子や表情などに気づき、文字を識ることや識字学級への思いについて考えられるようにする。</p>

(3) 学ぶことの意味について (1 時間)

主な学習活動	留意点など
<p>1 「夕やけがうつくしい」をもう一度読み、北代さんが奪い返したのについて考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>文字を知ることで北代さんが奪い返したもの</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>文字 言葉 人権 生きがい よろこび 夕焼けが美しいと感じる心 感動する心 笑顔 自信 思い出 自由 ふるさと 差別に立ち向かう勇気 なかま など</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループごとに発表する。 <p>2 学ぶことの意味について話し合う。</p> <p>3 今までの学習をふりかえり、まとめの感想を書く。</p>	<p>文字が読めず文字が書けないことは、日常生活の中で「自由に行動すること」「自分の意見を述べること」を妨げることを意味することを知る。</p> <p>ブレインストーミングで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別とたたかい、のり越えていくことは、文字だけではなく暮らしが広がり、生きる喜びにつながることに気づく。 <p>学ぶことが生活と結びついていることや自分自身の生き方につながることに気づけるように支援する。</p>

中世社会と差別された人々

1 目標

- (1) 中世社会において民衆の間にケガレ観が広がり、生活に影響を与えたことを理解する。
- (2) ケガレ観が広まる中、それにとらわれなかった一遍と周りの人々との関わりを知り、反差別の生き方と自分の生き方を重ねる。
- (3) 差別されていた人々が生み出した文化が、我が国における伝統文化の基礎を形作っていることを理解する。

2 学習計画(3時間)

- (1) 中世のケガレ観について考える(1時間)
- (2) 反差別の生き方を一遍から学ぶ(1時間)
- (3) 新しい文化を創った人々(1時間)

3 展開

- (1) 中世のケガレ観について考える

主な学習活動	留意点
1 中世について知っていることを思い出す。	資料1 洛中洛外図屏風(巻末資料8・9) 資料を見て、中世社会について思い出す。
2 絵巻物を紹介し、次の6つのテーマについてグループごとに考える。 (1)家の人は何をしているだろう。 (2)杖をついている人の職業は何だろう。 (3)屋外で寝かされているのはなぜだろう。 (4)屋根から家の中をのぞいているのは誰だろう。 (5)門口の焚き火は何を意味しているのだろう。 (6)門口の縄や置物にはどんな意味があるのだろう。	資料2 春日権現験記録起絵巻(巻末資料3) テーマを選ばせ、各グループでテーマについて考えさせる。 ・必要であればパソコン室や図書室を活用してもよい。
3 グループの代表が発表する。	発表の際には発表の仕方を工夫させる。
4 未知の力に人々が持っていた畏れの感情およびケガレ観を確認する。	出た意見を簡潔に整理する。 病気や自然の脅威に対して人々がよりどころとしたものを考えさせる。
5 まとめ。	自然の力に関係する仕事や、その人々に対して持ったケガレ観・畏れ観が差別観につながったことを指摘する。

参考：洛中洛外図屏風(高津本)

洛中洛外図屏風は、京都の人々の生活や四季の様子を描いた物で、屏風の中には当時差別されていた人々の姿も描かれています。本資料集に掲載している屏風絵の中には、屏風の一番右隅下あたりに、動物の皮を扱っていた人々(皮多)の生き生きとした生活の様子が描かれています。

参考：春日権現験記縁起絵巻(絵巻物の解説)



絵巻物巻8の第2段

家の中にいる男の人は、疫病にかかり今にも死にそうな状態です。この家の中を屋根からうかがっているのは、死に神に例えているのでしょうか。病人のいる家の前に火が焚かれ、祈祷用のまじないの品があるのは、祈祷師が死に神を近づけないようにしていることをあらわしています。しかし、祈祷師はこの病人は助からないとの判断を下し、肩を貸してもらい、杖をつきながら家路についています。やがて病人はなくなり、家の外に出されます。ここには、死をケガレと考えた中世の人々の考え方を知ることができます。

福岡市同和教育研究会 「部落史発見 部落史学習の新しい展開【第3版】」 2003 福岡市同和教育研究会

参考：春日権現験記縁起絵巻

1309年(延慶2)左大臣西園寺公衡が春日神社に奉納。春日明神の神威の高さを示した内容で公家の行事や民衆の生活の様子が精緻に描かれています。細やかな描写においては、大和絵の伝統的な技法を踏襲しています。

澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編 「新版絵巻物による日本常民生活絵引」 第4巻 1984 平凡社
福岡市同和教育研究会 「部落史発見 部落史学習の新しい展開【第3版】」 2003 福岡市同和教育研究会

(2) 反差別の生き方を一遍から学ぶ

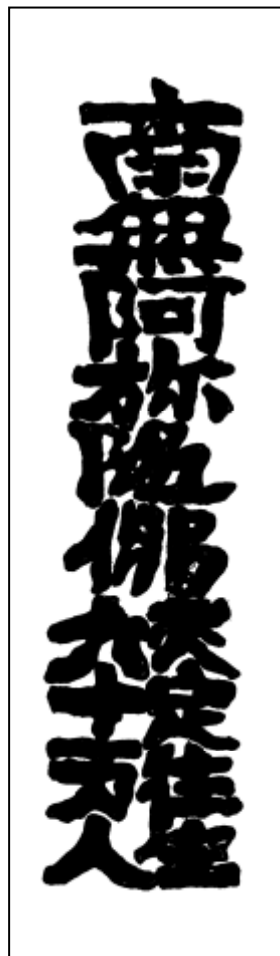
主な学習活動	留意点
1 教科書の中世の写真を見て、その様子を探る。(人々の暮らしや生活状況を理解する)	歴史教科書の中世の写真 (一遍上人絵伝の「備前の国福岡の市」が望ましい)
2 事前に一遍について調べた内容を発表する。	事前に一遍について調べさせ、発表させる。 (時間的に難しいようであれば、一遍に関する資料を用意しておく) コラム 一遍
3 中世において、差別されていた人を絵巻物からつかむ。	一遍の補足説明として、身分に関わりなく念仏札を配ったことを説明する。 資料3 一遍臨終の様子(巻末資料10) 絵巻に描かれた参集した人々の中から差別された人々を探させる。 「犬神人」(覆面の人々)や「ぼろ」(放浪の人々)を指摘する。
4 一遍は人々に何を伝えたのか考える。	差別されていた人々や、女性たちが一遍の臨終に立ち会ったのはなぜかグループで検討し、まとめる。 資料4 念仏札(P53) ケガレ観にとらわれず、念仏札を配っていった一遍の考え方を理解させる。
5 本時の学習から学んだことをノートに記入する。	ケガレ観にとらわれず、被差別の立場に立った一遍の生き方から、自分たちは何を学ぶことができるのかを考えさせる。

コラム：一遍

鎌倉中期 時宗の開祖。1239年(延応元)伊予国の豪族 河野通広の子として生まれる。母の死をさかいに出家し天台・浄土宗を修める。父の死後一時武士にもどるが再度出家し信濃善光寺・伊予窪寺・紀伊熊野本宮等で修行をつむ。誰でも一度の念仏で人は仏になれるという悟りをひらく。北は北海道・江差から南は鹿児島まで全国を回り念仏札を配り多くの民衆と接し、踊り念仏も加わり爆発的な信者を得た。1289年(正応2)多くの弟子・信者に囲まれ兵庫観音堂で没した。時に51歳。

参考 大橋俊雄校注 「一遍聖絵」聖戒編 2000 岩波文庫
朝日新聞社編 「朝日百科 日本の歴史 歴史を読みみなおす3 古代から中世へ」 1996 朝日新聞社

資料4 念仏札



梅谷茂樹 「捨聖・一遍上人」 1995
講談社現代新書をもとに作成

この念仏札には、「南無阿彌陀仏往生決定六十万人」と書かれている。一遍は、身分に関係なく、この念仏札を配ってまわり、往生に漏れる人がないようにとの願いを込めていた。

(3) 新しい文化を創った人々

主な学習活動	留意点
<p>1 教科書の「能の舞台」の写真を見て知っていることを出し合う。</p> <p>2 資料5の「後愚昧記」を読み、疑問点などを班で出し合う。</p> <p>3 資料5の「後愚昧記」を書いた貴族は、どのような考えをもっていたのかを、ノートに記入する。</p> <p>4 世阿弥の芸に対する姿勢から、差別されていた者がどのような思いで取り組んでいたのかを考える。</p> <p>5 本時の学習を通じて、気づきや感想をノートにまとめる。</p>	<p>教科書の「能の舞台」の写真 能が深い精神性や形式美をもち、現代でも高い評価を得ていることを伝える。</p> <p>資料5 「後愚昧記」(P95) 資料を読ませ、疑問点について話し合うように指示をする。</p> <p>「後愚昧記」の記述内容から、筆者の貴族が差別されていた人々に対して、賤視観をもっていたことを確認する。</p> <p>資料6 世阿弥の芸に対する姿勢 (P54) 資料から、差別される身ではあったが、芸への姿勢には並々ならぬものがあつたことを理解させる。</p> <p>これまでの学習をふまえ、世阿弥の生き方と、貴族の生き方を比較し、どのような生き方が大切なのかを考えさせる。</p>

資料6 世阿弥の芸に対する姿勢

うつろいやすく好みの変化の激しい観客の心を、自分たちの芸に引き留めることなしに芸能者としての生活は成り立たなかった。義満等権力者の一時的な寵愛を受けることは可能であっても、それを失えば飢えが待っていた。

世阿弥は、生きていくために不断の鍛錬と精進を繰り返し、きわめて過酷な生活を送ったことが想像できる。彼は、「花伝書(能の理論書)」の中で、誰の前でも飽きさせないように演じること、いかなる種類の芸も全て修得すること、既存の表現方法に満足することなく、常に新しいものを追求する姿勢を述べている。

世阿弥は、能の芸術性を追求し、飽くなき努力を続けたということが出来る。「非人」という立場であり、まわりから賤視されていた中、芸の道を追求し続けたからこそ、能は芸術として今日まで受け継がれているのだと考えることができる。

上杉 聡 「部落史がかわる」 1997 三一書房

差別の中をたくましく生きぬいてきた人々

1 目 標

近世という時代がこれまでの賤視観を基盤に、差別が政治的制度的に固定化されていく中で、被差別身分の人々は、さまざまな仕事を生み出し、社会や文化を支えながら、たくましく生き抜いてきたことを知る。

2 学習計画（全2時間）

- （1）差別のあり様とその中でたくましく生き抜いた人々（1時間）
- （2）被差別身分の人々の仕事とくらし（1時間）

3 展 開

- （1）差別のあり様とその中でたくましく生き抜いた人々

主な学習活動	留意点
1 近世の村の絵地図を見て、気づいたことを発表する。	資料1 近世の村の絵地図(巻末資料12) 中央を流れる川が蛇行し、支流とぶつかるあたりから、少し離れたところにある垣根の北側に、「波多(皮多のこと)」と表記された被差別身分の人々の集落がある。
2 資料1の絵地図に描かれた集落に住んでいたのはどんな人々なのかを考える。	これまでの学習を振り返る中で、被差別身分の人々であることに気づかせていく。
3 土佐藩の身分統制令をもとに、同じ内容のものが、数多く出されているのはなぜか読み取る。	資料2 土佐藩の身分統制令(P56) 資料としては身近な土佐藩の身分統制令を使用する。 資料3 ワークシート(P57) 各班に分かれて、全員で検討しながらワークシートに書き込んでいく。
4 ワークシートの結果をもとにして、気づいたことをグループでまとめる。	分類していく中で、同じ内容の統制令が繰り返し出されていることに気づかせていく。
5 なぜ、同じ内容の統制令が繰り返し出されているのかを話し合う。	同じ内容の統制令が繰り返し出されているということは、その統制令が守られていないから何度も繰り返し出されているということであり、差別的な身分統制令に対する被差別身分の人々の、抵抗の姿と読み取ることもできる。統制令は被差別身分の人々だけに与えられたのではなく、資料2より百姓に対しても出されていたことに気づかせたい。(P105も参照) 被差別身分の人々が差別の中で、たくましく生きていた姿を、イメージできるようにしていくことが大切である。

資料2 土佐藩の身分統制令

土佐藩から出された「身分統制令」

- 1778 部落の人は百姓，町人に無礼なことをしてはならない。
- 1779 部落の人が百姓のような格好をしたり，百姓に無礼なことをしてはならない。
- 1780 部落の人は人の集まる場所へ入ってはならない。町への出入りは午後5時までとする。
- 1781 百姓に無礼なことをしないように村の庄屋は必ず申し付けよ。
- 1785 部落の人は午後5時から城下の往来を禁止する。
- 1789 死牛馬は部落の人に処理をさせよ。
- 1805 部落の人が無礼なことをしないように百姓は差別せよ。
- 1806 百姓に無礼なこと，百姓との差別が無くなることを禁止する。違反者は罰する。
- 1818 部落の人に田地を売ることを禁止する。
- 1819 部落の人の午後5時からの往来を禁止する。
- 1819 部落の人の，人の集まる場所への立ち入りを禁止する。
- 1819 部落の人を農業に雇い入れることを禁止する。
- 1819 百姓に無礼なことをしてはならない。
- 1822 死牛馬は部落の人に処理をさせよ。
- 1823 部落の人を漁業に雇うことを禁止する。
- 1829 百姓に無礼なこと，百姓のような髪型を禁止する。
- 1830 百姓とまぎらわしい髪型の禁止，百姓が集まっている所への立ち入り禁止，百姓と出会ったら道端によって通ること，百姓が座っておれば履物をぬいであいさつをして通ること，午後5時以降の城下の往来を禁止する。
- 1838 百姓とまぎらわしい行いを禁止する。
- 1839 部落の人の午後5時からの城下の通行，百姓への法外なふるまいを禁止する。
- 1842 午後5時からの城下往来を禁止する。
- 1857 午後5時以降の城下往来を禁止する。

ここで「部落」と表現されている人々は、近世の「被差別身分の人々」のことです。

資料3 ワークシート

ワークシート

名前()

1 身分統制令の中で次の内容のものは何回出されていますか。

午後5時以降の城下往来の禁止 ()回

百姓とまぎらわしい髪型や行いの禁止 ()回

百姓に対して無礼なことや法外なふるまいの禁止 ()回

人の集まっている所への立ち入り禁止 ()回

2 なぜ、同じような内容の統制令を何度も出す必要があったのでしょうか。

3 被差別身分の人々が身分統制令に対して、一番言いたかったことは何だと思いますか。

(2) 被差別身分の人々の仕事とくらし

主な学習活動	留意点
1 前時の復習	「身分統制令」を通して、被差別身分の人々が、厳しい差別の中をたくましく生き抜いてきたことを確認する。
2 当時の被差別身分の人々は、自分たちのことをどう呼んでいたのかを考える。	差別的呼称を拒否した人々の姿に共感できるように、自分たちのことをどう呼んでいたのかを理由も含めて発表させる。
3 宗門改帳を通じて、被差別身分の人々が「誇り」を持って生き抜いてきたことに気づく。	資料4 県内のある部落の宗門改帳 (P59) 「百性」(表記は原文のまま)という肩書を記したことの意味を考えさせる。
4 「安芸郡A村と被差別部落のB村の年齢階級グラフ」から、両者の違いに気づくとともに、人口増加の理由を考える。	資料5 安芸郡A村と県内B部落の男子の年齢階級グラフ(割合) (P59) 資料6 1849(嘉永2)年の南王子村部落(P60) 資料5と6を関連させて考えるように指示する。南王子村の人々のくらしを表す「円グラフ」から「かせぎ」とは何なのか想像させる。
5 高知県内における被差別身分の人々のくらしと生活を考える。(資料2「身分統制令」の田畑売り渡しの禁止とも関連づける)	資料7 土佐市神山家文書 (P60~61) 差別と貧困はイコールではないことを資料を通して児童生徒に気づかせるとともに、なぜ、生活が安定していたにもかかわらず、差別されていたのか、その理由についても考えさせたい。 江戸時代は、差別することが当たり前の時代であったこと、差別が政治的・制度的に確立されていた時代であったことなど、時代の背景をつかませたい。

トピック：被差別身分の人々にあたたかい目を注いだ小林一茶

小林一茶は、幕府が支配体制維持のためにそれぞれの身分に、「らしさ」を強調し差別を強制した時代に、被差別身分の人々を暖かい眼差しで見つめた俳句を2万句あまり作っている。「穢太町に見おとされたる職哉」で、一茶は被差別身分の人々の村に立てられた職は隣町の職より立派で、被差別身分の人々の村の職が見下ろし、被差別身分の人々の心意気を示す。「エタ村や山時鳥ほととぎす」では、貴族たちが万葉集や古今集などの和歌に優雅さの代表として読み込んだ「時鳥」を、一茶は世間から「穢れ」ているとして排除されている被差別身分の人々の村で鳴かせ、鳥は平等であり「や」という感嘆で、被差別身分の人々の村こそ、時鳥が鳴くにふさわしい場所であると表現している。

【参考】中山英一 「被差別民衆の心と美しさを詠んだ一茶」 部落解放・人権研究所 『部落解放第302号』

1989 解放出版社

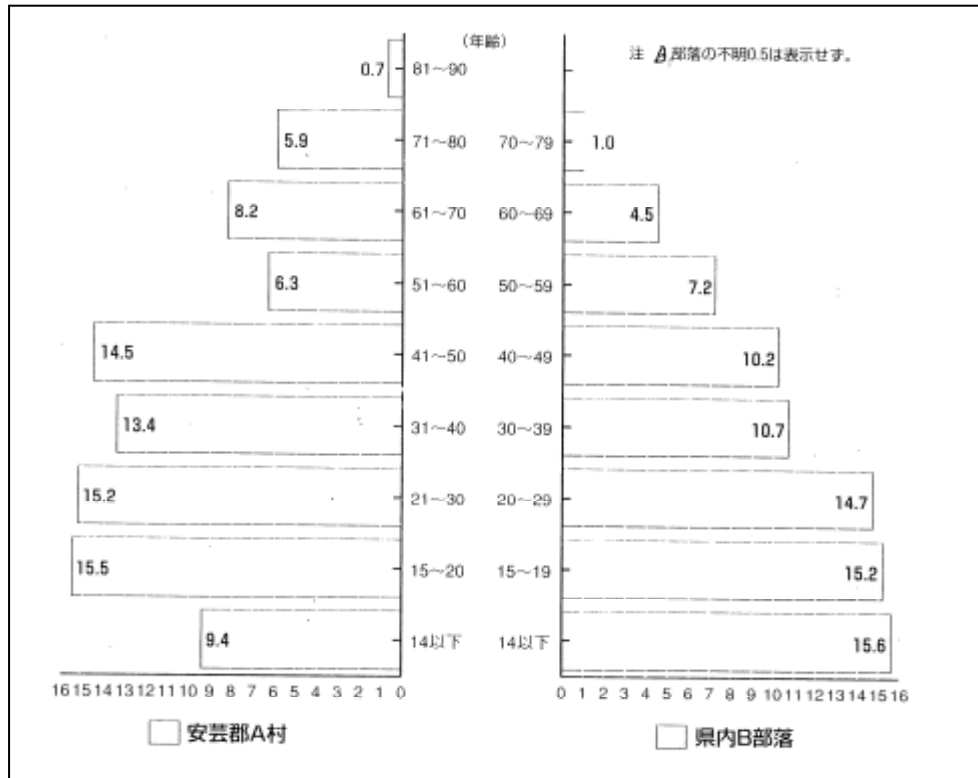
資料4 県内のある部落の宗門改帳

この資料は、県内の部落の宗門改帳です。この中には「百姓」(百姓)という肩書きがかかれていて、被差別身分の人々は自分たちを百姓と呼んでいたことがうかがい知れます。

24	23	22
(修正)		
一人十五以上	一人七人右同寺	一人九人右同寺
老人拾四以下	内	内
老人三拾七歳	老人拾七歳	老人六拾三歳
老人拾四以下	三人十五以上	老人七拾六歳
三人十五以上	三人拾四以下	老人十四以下
老人拾四以下		老人十五以上
右同人組下百姓五左衛門一家	右同人組下百姓勇次郎一家	右同人組下百姓友太一家
折平	友太	勇次郎
五左衛門	勇次郎	友太
亀吉	同	亀次
男子、	同	男子
女	同	女

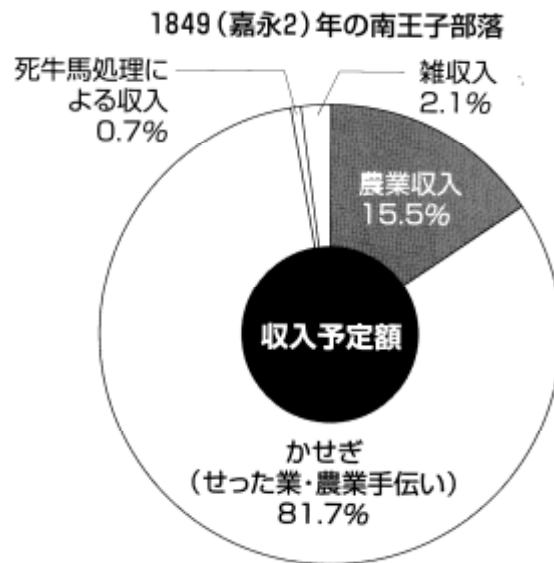
青山文庫紀要第3号 1995 佐川町立青山文庫

資料5 安芸郡A村と県内B部落の男子の年齢階級グラフ(割合)



青山文庫紀要第3号 1995 佐川町立青山文庫をもとに作成

資料6 1849(嘉永2)年の南王子部落



高市光男 「近世部落の人口動態とその背景」 西播地域皮多村文書研究会『近世部落史の研究 下』
1976 雄山閣出版

資料7 土佐市神山家文書

「土佐市神山家文書」

本田元請売渡之証文之事

御代官
松村茂左衛門 ㊟

本田元請売渡之証文之事

地高 貳百三拾三石四斗壹升之内

1. 田地 四反七代四步勾

A 村御藏人百姓
六左衛門扣

但 田畠荒川成居屋敷附并中間新田共
別紙申坪附帳相渡ス
代 吉米拾石他

右ハ今丑年御貢物未進有之外二拂
之手段無之ニ付右田地今丑ノ秋下ノ申ノ
秋下迄九年拾九ヶ年限之請売渡候
代米拾石只今儲ニ受取御貢物未進方へ
済免之返上納左之旨尤諸役諸公用
之義扣百生(姓) 賃米ヲ以相頼田地支配致旨

1. 右田地御公儀向ハ不乃申候其外何方ノ
何等之相障リ無之候付扣百生(姓) 加判致
組頭改判之上大庄屋年寄衆御奥書
殊ニ御代官所御證判之被仰付上ハ
後日全違乱之儀無之候仍而証文如件

延享貳五年十一月卅日

田地売主 A 村百生(姓)
文左右衛門 ㊟

證人扣百生(姓)
関 介 ㊟

買主 磯多ノ
寛右衛門江

1990年度土佐市教育研究所研究会発表資料 土佐市立戸波中学校

意 訳

御代官
松村茂左衛門 ㊟

本田を年限売りで売り渡す証文のこと

土地 二百三十三石四斗一升のうち

1. 田地 四反七代四歩勺

A 村蔵入百姓
六左衛門 控地

ただし 田畠は荒れて川原のようになっている家付及び新田とも
別紙の土地図面を渡す。

代金 米十石也

右は今年年貢が支払えなくなり、他にどうしようもなく右の田地を今年の秋収穫が終わって
十九年後の秋の収穫が終わるまでの九十九年の年限売りにします。

代金である米十石はただいましかにうけとり、年貢未納の分はこれで納めます。

なお、今後この田にかかる諸役公用については私の方で控百姓にたのんですませます。

1. 右田地のゆずり渡しについては、御公儀はもちろんのことそのほかどんな所からも異議や問
題は出ることはありません。

そのため控百姓の判を加え、組頭がさらに改印を押し、さらに大庄屋、年寄り衆も添え書きを
します。さらに御代官から証この印を押しよう命ぜられました。

後日、決して問題とならないようにこの証文を書きます。

延享二年(1745年)十一月三十日

田地売主 A 村百姓
文左右衛門 ㊟

證 據 人 控 百 姓
関 介 ㊟

買 主 穰 多 の
寛 右 衛 門 ㊟

右の田地について私が調べました所、何の問題もありませんので
証明の印を押していただきたい 以上

同 日

A 村御蔵人組頭
弥 八

右は、年貢が支払えないために売りわたすものである
その他別紙のとおり、以上申し付けるものである。

同 日

戸波郷庄屋
刈谷新五右衛門 ㊟

同 年 寄 ㊟

新しい学問と民衆文化の誕生

1 目標

杉田玄白が「解体新書」を著すきっかけとなった「解剖」の様子を知り、実際の執刀者である「老人」の姿を通じて、被差別身分の人々が労働を通じてすぐれた知識や技術を持ち、近代医学の礎石づくりに貢献したことに気づく。

2 学習計画（全2時間）

- (1) 解体新書と腑分け（1時間）
- (2) 被差別身分の人々の医学への貢献（1時間）

3 展開

- (1) 解体新書と腑分け

主な学習活動	留意点
1 「解体新書の表紙」を見て解体新書について、知っていることを発表する。	資料1 解体新書の表紙(巻末資料) 蘭学の医学書「ターヘルアナトミア」を翻訳した杉田玄白、前野良沢のことや、解体新書によって正確な知識が広がったことなど、果たした役割の大きさを確認させる。
2 自分たちがどれだけ人体について正確に把握しているか、班で協力して人体の配置を考える。	資料2 人体の配置図シート(P63) (巻末資料15) シートを各班に配布し、班で協力して配置を考えさせ、班ごとに発表させる。 医学の発展には、正確な人体把握が欠かせないことを実感させる。 作業が終了したら、正しい配置図を提示する。
3 「腑分けに立ち会った絵」を見て、杉田玄白がどの人なのかを想像する。	資料3 腑分けに立ち会った絵(巻末資料13) 執刀者が杉田玄白であると考えられる子どもが多いと予想される。
4 資料3で、執刀している人が誰であるのかを考える。	今までの学習を振り返り、被差別身分の人々が死牛馬の処理などに従事することにより、「解剖」する技術を持っていたことを想起させる。



小塚原処刑場跡に建つ延命寺

(2) 被差別身分の人々の医学への貢献

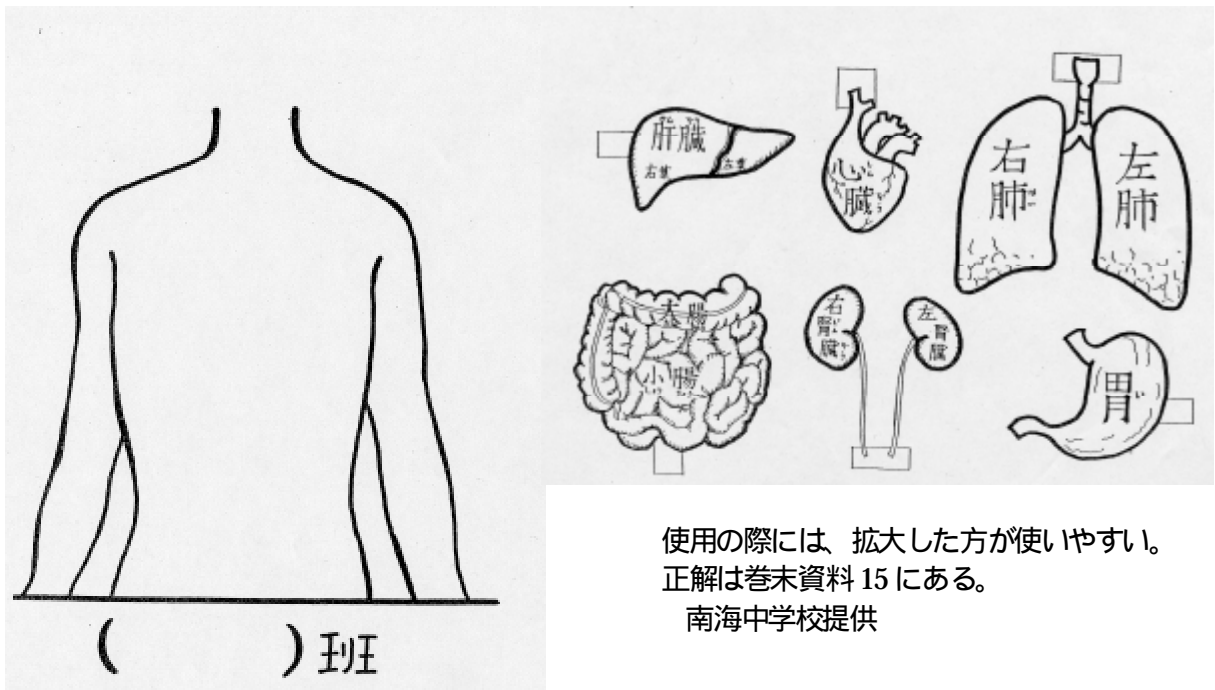
主な学習活動	留意点
1 前時の復習	「腑分けに立ち会った絵」を提示し、「解剖」の執刀者が老人であったことを確認する。
2 なぜ、杉田玄白は自分で執刀しなかったのかを考える。	<p>資料4 ワークシート(P64) 民衆の抱く死への恐れや「ケガレ」意識に杉田玄白自身もとらわれていたことに気づかせる。また、玄白などの医者自身が、「解剖」する技術を持ち合わせていなかったこともおさえておきたい。 (グループで話し合わせてもよい)</p>
3 「腑分けの名手」を読み、「老人」はどうしてこのような技術や知識を持っていたのかを考える。	<p>資料5 腑分けの名手(P65) 被差別身分の人々の仕事から想像させるとともに、玄白が「老人」をどう評価していたのかも、あわせて考えることができるようにする。</p>
4 学習を通して感じたことをワークシートにまとめる。	<p>資料4 ワークシート(P64)</p>

トピック：病院建設資金を、穢多頭弾左衛門に頼んだ幕府

幕末の鳥羽・伏見の戦いにより負傷し、江戸に逃げてくる兵士を治療するために、幕府は「海陸軍病院」の建設を計画した。そして、この病院で収容する負傷兵の看護や食事の世話を、幕府は穢多頭弾左衛門に行なうように命令を与えた。弾左衛門は、多額の建設資金を提供し、弾左衛門配下の者たちがこの任についた。このことは被差別部落と医療との結びつきがなしにないものであるとともに、弾左衛門には病院建設に協力できるだけの財力があったことを示している。

【参考】上杉聰 「部落史がわかる」1997 三一書房

資料2 人体の配置図作成シート



使用の際には、拡大した方が使いやすい。
 正解は巻末資料15にある。
 南海中学校提供

資料4 ワークシート

ワークシート

名前()

- 1 杉田玄白は、なぜ、自分で執刀しなかったのでしょうか。

- 2 「老人」は、どうしてこのような解剖の技術を持っていたのでしょうか。

- 3 今日の学習を通じて感じたことを書きましょう。

腑分けの名手

1771年の春のことでした。わたしは、オランダ語で書かれた『ターヘルアナトミア』という医学書を手に入れることができました。わたしはもちろん1文字も読むことはできなかったのですが、図にかかれています、内臓、骨格のぐあいなどが、今まで見たり聞いたりしたものとはたいへんちがっていましたので、これは1度、身体からだの内部を実際に見てみたいものだと思いました。

すると、奉行所ぶぎょうしょより、「明朝、骨が原こつがはらにて腑分けふわを行うので、希望があればおいでください。」との知らせを受け取りました。わたしは、翌朝、友人である前野良沢まえのりょうたく、中川 淳庵なかがわじゅんあんをさそい、ともに骨が原こつがはらに向かうことになったのです。

さて、腑分けふわのことは、穢多とらまつの虎松というものがすぐれていると聞いていたので、たのんでおいたところ、その日はあいにく急病で、代わりにその祖父である90歳ぐらいの老人が腑分けを行うことになりました。とても元気な老人で、若いときから腑分けを何度か行ったと話してくれました。

その日も、老人は、あれこれと指し示しては、「これは心臓でございます。そしてこれは、肝臓かんぞう、これは胃いであります。」などと説明してくれました。また、「これは、名前は知りませんが、自分は若い頃から数体を手がけておりましたところ、これは必ずこの場所にあります。」などと言ってわたしたちに示してくれました。

わたしたちは、手に持っていたオランダの解剖書とてらしあわせてみたところ、一つとしてその図とちがっているものはなく、まったく同じであることにおどろきました。

翻訳の決意

帰り道、わたしは前野良沢まえのりょうたくや中川 淳庵なかがわじゅんあんと語り合いました。

「今日の腑分けは本当におどろくことばかりであった。かりにも医者を仕事としているものが、その医学の基本である人体の本当の姿を知らずにいたことはたいへん面目ないことである。この『ターヘルアナトミア』を少しでもほんやくほんやくすることができたならば、きっと身体の内外的ことが多くの人にはっきりとわかって、治療ちりょうに役立てることができるであろう。なんとかしてこれを翻訳したいものである。」

わたしのことばに2人とも「まったく同感である。」と言い、さっそく3人で翻訳の作業にとりかかることになりました。

渋染一揆を闘った人々

1 目標

- (1) 「渋染一揆」の歴史的背景をつかむ。
- (2) 「別段御触書」の目的が、百姓と分け隔てをし、身分相応の暮らしをすることを命じたものであることを理解するとともに、その差別性に気づく。
- (3) 「嘆願書」に込められた思いを感じると同時に、日頃から自分たちの暮らしを高め、百姓と同等の権利を求め努力してきた生き方こそ、差別との闘いであったことを理解する。

2 展開

学習活動	留意点
1 前時の復習をし、本時の学習課題をつかむ。 (渋染一揆の時代背景をつかむ)	江戸時代は身分制度をもとにした幕府や藩による支配社会であったが、中後期になると貨幣経済の発達や民衆の生活向上によって、身分制度が崩れ始めていたことをおさえさせる。 幕府や藩は、支出の増大などから財政難に苦しむようになってきた。岡山藩においても同様であった。
2 「儉約令」と「別段御触書」の比較をする。	資料1 「儉約令」と「別段御触書」(P67) 百姓・町人に対してのお触れ書きと比較して、一目で区別できる不合理な内容であることをとらえさせる。
3 「別段御触書」に対して、被差別身分の人々は、何をしようとしたのかを調べ、発表する。 ・取り組みにどのような段階があったのか、また、被差別身分の人々の決意を考える。	資料2 渋染一揆(P68) 資料をもとにグループで考え合い、グループごとにまとめて発表させる。 取り組みが段階的(嘆願, 強訴, 赦免)であったことや、被差別身分の人々は不合理な内容から、何を願い訴えようとしたのか等を考えさせる。
4 「嘆願書」を読んで、被差別身分の人々が一番言いたかったことは何かを考える。	資料3 嘆願書(P69) 同じように田畑を耕し年貢を納めているのに、百姓と分け隔てられる差別に我慢できなかった気持ちの強さ、百姓や町人と同じ扱いを願ったことをとらえさせる。
5 一揆のその後を知る。	嘆願書を受け取らせることができ、一揆が成功したこと、12人の指導者のうち半数が獄死し、残り的人々は2年あまりをかけた赦免運動によって村に戻ることができたのは、尊い犠牲のうえでの勝利であったことを知らせる。
6 まとめる。 渋染一揆を闘った人々の生き方について自分の考えを書く。 渋染一揆から何を学んだのか等をまとめる。	

資料1 「儉約令」と「別段御触書」

1853年アメリカのペリーが4隻の軍艦をひきいて浦賀にきて、幕府に開港を要求しました。おどろいた幕府は、各藩に沿岸の警備を命じましたが、このとき岡山藩に対しては房総半島の沿岸警備を命じました。

岡山藩はこの沿岸警備の費用をはじめ、天保の飢饉(ききん)に対する費用などがかさんだため財政が大変きびしくなり、今まで以上にたくさんの年貢を農民から取りたてなければならぬようになっていました。

1855年の暮れには、岡山藩は厳しい儉約のお触れを出しました。この命令は百姓・町人などの身分に対して出されたものですが、さらに被差別身分の人々には「別段御触書」といわれる、特別の決まりをおしつけようとしていました。

(百姓・町人に対して)

- 一．男女とも衣類はもめにしなさい。また、めだつような染色はしてはいけません。
- 一．かみのうえなどにくしやかんざしなどめだつ物をしてはいけません。
- 一．雨の時には、みの・笠を使いなさい。手がさは使ってもよいが、えは竹で、白く張ったかさど、栗の木で作ったげた以外は使用してはなりません。

(被差別身分の人々に対して)

- 一．着るものは無地の渋染(柿色)か藍染(青色)に限る。また、紋のついたきものは着てはいけません。新しく作る時も渋染・藍染以外はいけません。
- 一．雨の時には、村内ではげたをはくことを許すが、知り合いの百姓に出会った時は、げたをぬいであいさつをすること。また、他の村へ出かける時ははだしとすること。
- 一．年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨がさをさすことを許す。

「儉約令について」

この「儉約令」は、百姓に24か条、被差別身分の人々には5か条というように別々のものが出されたわけではありません。

全部で29か条あり、一つの「儉約令」として出されているのです。そして、後段の5か条が被差別身分の人々にのみ出されたのです。

資料2 渋染一揆

1856(安政3)年6月13日の夜半、八日市の吉井河原に被差別身分の人々が集まってきました。翌14日の明け方には、約千数百人もの人々が結集します。集まった人々は、午後3時頃岡山藩の家老であった伊木氏の陣屋を目指しました。集まってきた人々は、死を覚悟し生きては帰れないと考えていました。人々はそれぞれが白い菅笠をかぶって出発をしました。

途中で村役人の妨害がありましたが、これを突き破り、佐山村榎塚あたりで伊木氏の軍勢と向かい合い、その後伊木軍の責任者と会います。そして6月15日に嘆願書を手渡し、「別段御触書」を取り下げるよう努力することを約束させました。

「渋染一揆」関係教材資料集 1994 岡山県同和教育研究協議会

「渋染一揆」年表

年 月	で き ご と
1855年 12月下旬	岡山藩が領民に29か条の「御触(儉約令)」を出す。
1856年 1月上旬	被差別身分の人々に別の内容が読み渡される。(別段御触書)
5・6日頃	城下5か村の代表が集まり、連絡の手紙をまわす。
15日	常福寺での集まりが解散させられたため、竹田村の定吉宅に一部のものが集まる。
21日	神下村の助三郎宅で嘆願書について話し合う。 嘆願：むずかしいが事情を説明してぜひとも頼むこと
28日	常福寺で嘆願書ができあがる。
2月7日	嘆願書を役人に差し出し、取り次ぎをたのむ。
18日	岡田勝右衛門が藩の役所に「嘆願書」を出す。各村からも出す。
4月6日	嘆願書が藩の役所からつきかえされる。
5月上旬	「儉約令を認める判を押せ」と命令がきびしくなる。 儉約令に調印する村が出てくる。
28日	岡山藩筆頭家老伊木家に強訴することを決める。 強訴：みんなの願いを果たすために行動をおこすこと
6月9日	八日市河原に集合するよう廻文を出す。
13日	夜半、八日市河原に5~600人が集合する。
14日	明け方までに数千人が集まる。参加者は伊木家に向けて動き出す。
15日午後3時頃	一揆勢の代表が伊木家の代表に「嘆願書」を受け取らせる。善処を約束させる。夕方から、それぞれひきあげる。
7月10日	一揆の参加者に対して取り調べがはじまる。
8月1日	一揆勢の代表5名が呼び出され、回答が申し渡される。嘆願書の通り儉約令の取り下げを勝ち取る。
9月12日	強訴の代表者8名ほか12名が岡山牢屋敷に呼び出され、厳しい取り調べを受ける。
1857年 5月6日	一揆の関係者12名、牢に入れられる。
1859年 4月7日	赦免を願う「嘆願書」が岡山藩に出される。 赦免：牢の中の仲間を救うために願い出ること
6月14日	牢に入っている生存者、5名が釈放される。 (6名は牢の中で病死、1名は1857年に釈放される)

「渋染一揆」関係教材資料集 1994 岡山県同和教育研究協議会

資料3 嘆願書(主なものを抜粋)

- 一、このたびの儉約令で、私たちには別のお触れが出され、私たちはみんな大変困っております。
 - 一、差別されている身分とはいえ、私たちは田を大切に守り、年貢も遅れることなく納めるように確認しています。それなのに服そうなどで百姓とわけへだてをされましては、みんながっかりして農業をやる気もなくしています。
 - 一、14年前の1842年にも、私たちの服そうを紋なしで、渋染か藍染にするようお触れが出されましたが、私どもは生活が苦しいため10人のうち7、8人はもめんの古着ですましており、新たに作ることはできませんとお願いしましたところ、お触れを取り下げてくださいました。
 - 一、私たちの中には、たしかに役人村として盗ぞくや強盗のたいほにあたる村があり、忠勤を尽くす身分として、百姓一同からも承知されています。また、村役人以外のものも命がけで仕事にあたっています。それなのにすぐわかる服そうをしていたのでは、盗ぞくのほうが先に私たちを見つけてしまいとらえることもできなくなります。
 - 一、私たちは14年前の儉約令以後、とりわけ農業にはげみ、年貢を多く納めることを手がらと考えてきました。自分たちが持っている田畑の年貢はもちろん、百姓がすててしまった田畑も引き受けて耕し、その年貢も納めてきました。凶作の時には、日やといやぞうり、わらじ作りなどを昼も夜もやって年貢を納めました。そうしなければ荒れ地がますます増えて、お殿様がお困りになるからです。
 - 一、紋のついた着物は決して着てはならないということですが、これは新しく作ったものではなく、多くは古着を買い求めているために紋がついているのです。安い物を買って着物一枚でも年貢に当てているのです。
- なぜ、このようなご命令を出されたのでしょうか。本当になげかわしいこととございます。どうかこれらの事をお考えいただき、今までどおりにお許ししてください。

1856年1月28日

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る 部落史学習」

2001 香川県部落史をどう教える会をもとに作成



渋染一揆の碑



結集の地の碑

岡山県人権・同和教育研究協議会提供

「解放令」に学ぶ

1 目 標

- (1) 「解放令」の内容を理解し、当時の民衆や被差別部落の人々の心情について理解する。
- (2) 「解放令」は、被差別部落の人々が解放に向けて行動を起こそうとする、大きなきっかけとなったことを理解する。

2 展 開

主な学習活動	留意点
1 「解放令」の内容について知る。	資料1 解放令「太政官布告」(P20) 「解放令」の原本、現代語訳を提示する。 制度化されていた被差別身分が法的になくなったことを確認する。
2 「解放令」が出るまでの、差別の厳しさと、「解放令」が出た時の、被差別部落の人々の思いについて考える。	資料2 解放の喜び(P73) 資料3 亀蔵(廣本雄三郎)の漢詩(P73) 被差別部落の人々が「解放令」を喜びをもって迎え入れていることをつかませる。
3 解放令反対一揆はなぜ起こったのか考える。	資料4 解放令反対一揆の発生状況図 (P74) 被差別部落外の人々が、自分たちより「下」を求めていたことに気づかせたい。 高知県内では、「解放令」と同時に諭告が出され、その一部分には「元来不浄のものを取り扱うことを職業としてきたから・・・心身を洗い清め、衣服を改め、身体を清潔にし、ケガレから抜け出ることをせよ」という内容が通達された。また「解放の喜びに満ちあふれた被差別部落の人々が仁淀川の水で禊ぎを行い体を洗い清めた」こととあわせて、ケガレ観にもとづいた厳しい差別意識が当時あったことを補足する。
4 「解放令」が出された後、被差別部落の人々の生活がどうなったのかを知る。	資料5 死牛馬自由処理にともなう生活困窮 (P75) 職業選択の自由から、被差別部落の人々が担ってきた仕事が奪われ、生活が苦しくなったことをつかませる。 部落外との交流や職業の多様化、学校の設置等の動きが見られたことも説明する。
5 「解放令」によって、被差別部落の人々は、どのような展望をもったのかを知る。	差別的な習慣・取り決めに拒否し、廃止を求め、今まで与えられていなかった、一般民衆と同じ権利を獲得しようとしたことを理解させる。
6 まとめと次時への予告	

資料2 解放の喜び

長老の話によれば、「吉野川べりは白霜におおわれた寒い日、おごそかに水垢離の行事が行われた。川原には、しめ縄がはりめぐらされ、厳粛な中にも、人々の顔は明るく、よろこびに満ちあふれていた。老若男女をとわず、身を切るような吉野川の冷水に浸って身を清め、しめ縄をはりめぐらした中にもうけた竹の輪をくぐって過去の一さいからぬけ出し、新しく生まれかわったよろこびをかみしめ合った。神聖な水垢離の行事がまず終わると人々は、歓喜の声をあげ、手を取りあって喜び合う者、感涙にむせびながら歓声をはりあげる者、人々は我を忘れて感激の感情をあらわした。部落では、かつて誰も経験したことのない喜びを分かち合うために部落をあげて祝日とし、(略)祝宴の杯をかわし、もの心のつかない子どもまでも大人の喜びにさそわれてはしゃぎまわっていた。」

高知県同和教育研究協議会 「高知県における解放教育の遺産と今後の課題」 1974
高知県同和教育研究協議会事務局

資料3 亀蔵(廣本雄三郎)の漢詩

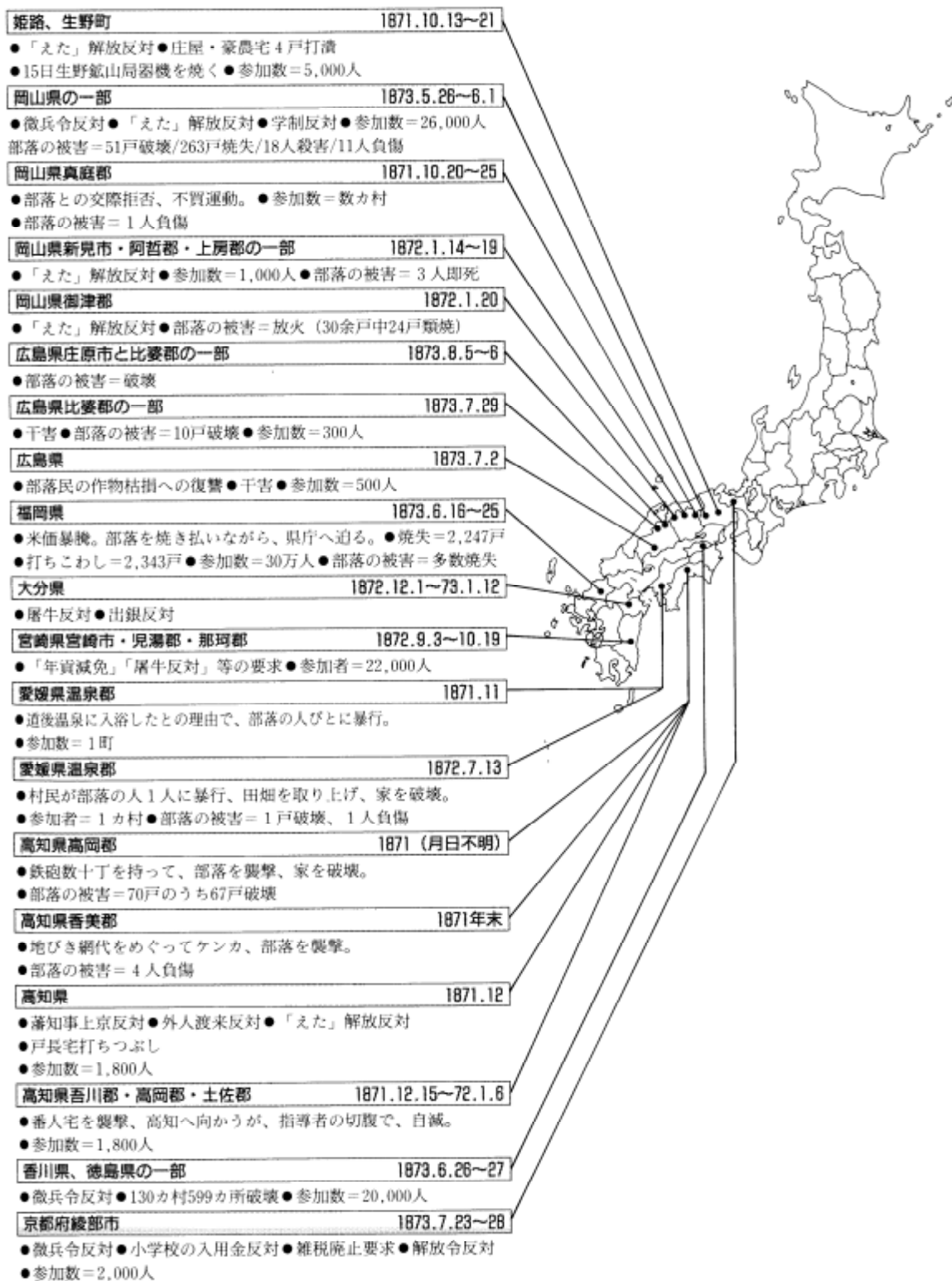
一陽来復入柴門	一陽(イヨ)復り来たりて柴門(セイ)に入る
脱却穢臭傾小樽	穢臭(シユウ)を脱却(ダツヤク)し、小樽(オコ)を傾(カク)く
亦是盲亀浮木事	是(コ)れ亦(マ)盲亀浮木(ボク)の事
不知何日報天恩	何(イヅレ)の日か知らず天恩(テンオン)に報いん

今までささなかった太陽の光が、粗末な私の家にもさしてきた。「穢多」の身分を抜け出た喜びに対して、小さな樽を傾け、酒を飲みながら祝っている。解放令は、目の不自由な亀が広い海に浮いている木を探すかのごとく、きわめて珍しいことである。いつの日になるかわからないが、このような布告を出してくれたことに、恩返しをしよう。

「開化新聞 第12号」 1872 同和教育資料作成委員会 『高知市同和教育資料 史料編 新版』
1992 高知市教育委員会より作成

「亦是盲亀浮木事」という表現が資料中に出てくるが、差別につながる表現でもあるので、この資料を活用する場合には配慮が必要である。

資料4 解放令反対一揆の発生状況図



資料5 死牛馬自由処理にともなう生活の困窮

私たちの村は、農業だけでは生活が苦しいので、死牛馬を処理することで得られる利益によって細々と暮らしています。とはいっても、近年は生活の苦しい者が多数いて、お上からのお情けによって何とか食いつないでいます。

御一新により、各地域において「死牛馬の売買を持ち主の自由にする」というお触れが出されました。我々の身分も平民同様になったことは大変感謝していますが、私たちの村では、以前から先程述べたような暮らしをしてきましたので、死牛馬の処理ができなくなると差別はされなくなったとしても、生活は苦しくなり、すぐ人間とはいえないような、貧しい生活をしなければならない者も出てきます。どうか恐れ入りますが、お上の格段の御配慮により、この嘆願書の願いをお聞き入れてくださいますよう、村人一同の苦しい状況をお伝えいたします。

藤浦（忠）文書 「奉指上嘆願書之事」 原田伴彦・上杉 聰 『近代部落史資料集成 第1巻』
解放令 の成立 1984 三一書房 P357 をもとに作成

トピック：徹底して平等を貫いた田中正造

田中正造といえば、足尾鉍毒事件で農民側に立ってその一生を捧げた人物として有名だが、それ以前の1873(明治 6)年頃は、被差別部落の人々を農作業に雇い入れ、のどを潤す水を同じ器で飲む反差別の姿勢を示していた。当時田中の村では、被差別部落の人々を家に上げず、同じ湯を使わせないなどの差別が行われていたが、田中は被差別部落の人々を家に上げ、同じ湯につかり、毎夜労をねぎらい同じ杯で酒を酌み交わしていた。田中が被差別部落の人々も同じ人間だから差別は不当と説いても村人たちは聞き入れず、拳句の果てには田中自身も穢れた者として排除され、不便が多かったといわれている。当時長野では「洗った便器」の事件が起こり、岡山では被差別部落の人々が農民に18人も惨殺されていることと比較すると、田中の徹底した平等実現の姿勢は感動的でもある。

【参考】田中正造全集編纂会 「田中正造全集 第1巻」 1977 岩波書店
上杉 聰 「部落史がわかる」 1997 三一書房

自由民権運動と被差別部落の人々

1 目 標

- (1) 自由民権運動は被差別部落の人々にも人権獲得の運動をうながし、国民的な広がりをもったことを理解する。
- (2) 西谷平等会などの運動が後の解放運動につながっていったことに気づく。

2 展 開

主な学習活動	留意点
<p>1 自由民権運動を起こした板垣退助と、自由民権運動について確認する。</p>	<p>資料1 板垣退助の肖像画 (P77) 資料をみせて、知っていることを列挙させる。 自由民権運動とはどのような運動であったのか、その成果と課題について整理する。</p>
<p>2 西谷平等会の活動から、被差別部落の人々の立ち上がり、自由民権運動との関連をつかむ。 ・参加した人々は、どのような願いをもち、どのような社会を創ろうとしていたのか考える。 ・話し合いの後発表する。</p>	<p>資料2 西谷平等会会則(P77) 被差別部落の人々も自由民権運動に関わっていたことを確認する。 自由民権運動にかけた被差別部落の人々の願いに共感して発表しているグループを評価する。</p>
<p>3 発表中のポイントとなる点について確認する。</p>	<p>ポイントとなる点について確認する。 ・解放令以後も差別意識が残っていること。 ・差別意識の中、それに打ち勝とうと行動していること。</p>
<p>4 西谷平等会はその後どうなったか考える。</p>	<p>西谷平等会は、その後どうなったか想像させる。</p>
<p>5 運動のその後について知る。</p>	<p>自由民権運動は衰退するが、人々の願いはその後の大正デモクラシーや、全国水平社創立の運動へつながっていくことを知らせる。</p>

資料1 板垣退助の肖像画



高知市立自由民権記念館蔵

資料2 西谷平等会会則 「土陽新聞」1883(明治16)年6月20日版

西谷平等会(趣旨要約)

土佐郡小高坂村の有志の皆さんより次の会則が送られました。とてもよいことなのでここに掲載します。

土陽新聞記者に贈りましたこの原稿は先日新聞記事にありました西谷平等会に関する事です。この平等会というのは自由をひろめ知識を得ることを目標としています。つまり私たちに江戸時代にえたと呼ばれ不自由であったため十分な学問を受けることもなくぞうりを作ったり牛馬の皮を剥ぐことをしていました。そんな中で幕府が倒れ明治政府となるや少しは通常の間と交際をすすめ勉強をしましたが、いまだに完全に対等の社会ではないと感じています。いまも新平民と呼ばれていて、通常の人たちから抑圧されたために大いに知識を得ることに障害となりまた交際が狭いために近村の有力者をお願いしこの会を作ることにしたのです。今後は日本自由党の一部に加わり共に国家のために力を尽したいと思ひます。そこで貴社に判断していただき雑記事の中へでもこの原稿を載せていきたいと希望します。そこで規則は次のとおりです。

規則書

- 第一 平等を主張し自由を広げたいと決意する。
- 第二 会員は国家に重大なことに死んでも困難に立ち向かう。
- 第三 交際は心をこめて行い道徳に反することはしてはいけない。
- 日金土曜日には読書算術又は演説討論を行うこと。
- 加入を希望する者は本会まで申し込むこと。会長が調べた上入会を認める。

全国水平社 - 西光万吉の生きざまに学ぶ -

1 目標

- (1) 西光万吉の生きざまを通して、部落差別の厳しさを知るとともに、自らの立ち上がりと団結の大切さに気づく。
- (2) 水平社宣言を通して、水平社に集ったの人々の思想・生き方について学ぶとともに宣言の歴史的意義について理解する。
- (3) 西光万吉の生き方、水平社宣言の精神などの学習を振り返り、自分たちや自分自身の生き方を考える。

2 学習計画 全3時間

- (1) 西光万吉の生きざまに学ぶ。(1時間)
- (2) 水平社宣言に学ぶ。(1時間)
- (3) 自分たちや自分自身の生き方を考える。(1時間)

3 展開

- (1) 西光万吉の生きざまに学ぶ

主な学習活動	留意点
1 西光万吉らの写真を見て、どのようなことに関わった人々か想像してみる。	資料1 全国水平社の創立に努力した人たち (P79) 創設者たちの写真を見せ、どのようなことをした人々か考えさせる。
2 年表を見て、西光万吉の生きざまについて考える。 (1)西光はどのような少年時代を過ごしたのか。 (2)西光はなぜ東京へ上京したのか。	資料2 西光万吉の生涯 年表 (P79) 被差別部落に生まれた西光は、厳しい差別から逃げようとしていたことを知る。 しかしながら、逃げられなかったことを確認する。
3 西光らが、水平社をつくらうとしたのはなぜか考える。 ・グループの代表が発表する。	グループで意見を出し合い発表する。 (意見が出にくければ、ポストイットカードに書かせてもよい) 生徒の発表を受けてまとめる。 ・差別から逃げるより、差別をなくすための取り組みをしなければならないことに気づいた。 ・同情融和的な運動ではなく、自らが立ち上がることの必要性に気づいた。 ・仲間とともに団結することの大切さに気づいた。
4 全国水平社創立大会を迎えた被差別部落の人々の気持ちを考える。	資料3 全国水平社創立大会の思い出(P80)

資料1 全国水平社の創立に努力した人たち



水平社博物館所蔵

資料2 西光万吉の生涯 年表

1895 (明治28)年	奈良県南葛城(かたぎ)郡掖上(のちミ)村柏原の西光寺に生まれる。
1901 (明治34)年	掖上村立尋常小学校に入学、初めて部落差別を体験する。
1905 (明治38)年	御所(ごせ)高等小学校に入学。
1909 (明治42)年	奈良県立畝傍(うら)中学校 (現畝傍高校) 入学。
1910 (明治43)年	畝傍中学校中途退学。
1911 (明治44)年	京都市平安中学校 (現平安学園高校) に編入学。
1912 (明治45)年	夏、京都市平安中学校退学。
1913 (大正 2)年	東京の日本美術院で日本画の指導を受ける。 国民美術展覧会で入賞。
1914 (大正 3)年	二科展で入選。
1916 (大正 5)年	絵の恩師の娘との縁談話があったが、避けるために画塾から遠ざかり、上野図書館で独学を始める。同郷の阪本清一郎と共同生活を始める。
1917 (大正 6)年	ロシア革命によりソビエト社会主義政権成立。 病気のため阪本清一郎に連れられ奈良に帰郷。
1918 (大正 7)年	シベリア出兵、米騒動の発生、阪本清一郎らと「柏原青年共和団」を結成しセレベス島への移民計画を立てる。
1919 (大正 8)年	「燕(つば)会」の結成。
1921 (大正10)年	佐野学の「特殊部落民解放論」を読み、上京し佐野に会う。帰京後、阪本清一郎・駒井喜作他と一緒に水平社創立準備。「よき日のために」のパンフレット作成。
1922 (大正11)年	2月21日に大日本平等会発会式で、水平社創立への参加を呼びかける。 3月3日京都市岡崎公会堂で全国水平社創立大会を開催。水平社宣言が発表される。

資料3 全国水平社創立大会の思い出

栗須 あの大い岡崎公会堂は、全国から集まってきた人でいっぱいやったんです。同じ差別に苦しんでいる兄弟がこんなに大ぜいいるんだと思うと胸があつくなって……(中略)。

(略) 駒井喜作さんが宣言を朗読されたんですが、「全国に散在するわが特殊部落民よ団結せよ長い間いじめられてきた兄弟よ」と読まれたとき、私の胸がこみ上げてきて涙が止まらないんです。隣の人も泣いているんです。読んでいる駒井君も、途中で何べんも絶句するんです。読み終わってからもお降壇するのを忘れてあの人の男が茫然として立っているんです。

阪本 私もそのとき壇上にいたんですが、涙がとまらないのでかっこうが悪いから下へ降りたんですが、あちらでもこちらでも、みんな抱きあって泣いているんです。私はみんなの中へは行って、泣いている人の手を握って涙ながらに、「団結するんです」といったら、「そうや団結や」といって私に抱きついて放さないんです。あのときの感激っていうたら、どういってよいか言葉では現せません。

(栗須：栗須喜一郎 阪本：阪本清一郎)
「荊冠の友」 1967 第8・9号

トピック：少年代表山田孝野次郎の演説 - 栗須喜一郎談 -

三尺足らずの山田少年が「学校卒業の謝恩会するとき私は先生に恨みこそあれ恩はない」といって、差別のかずかずを訴えているうちに声が出なくなった。そのとき場内一ぱいにすすり泣く声ばかりでした。しばらくすると少年は大声を張りあげ、「私たちは泣いているときではありません。大人も子供もみんな団結して、差別のない社会をつくるために闘いましょう」と言ったんで、ほんとに感激して涙ながらで大拍手を送りました。

「荊冠の友」1967 第8・9号



演説する山田少年(解放出版社提供)

演説する山田少年(解放出版社提供)

(2) 水平社宣言に学ぶ

主な学習活動	留意点
<p>1 「全国水平社創立の地」記念碑の写真を見る。前時の復習をする。</p> <p>2 水平社宣言を読み、宣言文を自分たちの言葉で表す。</p> <p>3 宣言文のなかで、最も印象に残った部分に線を引き、印象に残った理由も含めて発表する。</p>	<p>資料4 「全国水平社創立の地」記念碑 (P81) 自らの立ち上がりと、仲間の団結により水平社は創立されたことをふりかえる。</p> <p>資料5 水平社宣言(P32) 各班で辞書を使ったり、話し合いをしながら作業をする。 発表を聞くように促す。</p> <p>線を引いた所について考えさせる。 ・熱とは・・・情熱、ぬくもり、あたたかさ ・光とは・・・希望、解放、平等、未来 「差別されてきたからこそ、人間の尊さを知り、差別の痛みがわかるのである。差別されてきた身分であることを恥じず、恐れずに生きていこう。」という強い決意に満ちあふれていることに気づく。</p>

資料4 「全国水平社創立の地」記念碑



「全国水平社創立の地」記念碑（京都会館）

(3) 自分たちや自分自身の生き方を考える。

主な学習活動	留意点
<p>1 西光万吉の学習をふりかえる。</p> <p>2 自分たちが生きていく上で大切だと思ったことを3つ、カードに書いてみる。 ・なかま・勇気・団結・真実・まとまり ・差別を許さない・差別をしないなど</p> <p>3 班で意見を交換してみよう</p> <p>4 自分のカードと下のカードを合わせ、その中から5枚を選び、自分にとって大切なものをランキングしてみる。 ・心の痛みを知っているから人の暖かさを大切にできる。 ・みんなが心をつなげて、力を合わせる事が大切だ。 ・自分から立ち上がることが大切だ。 ・みんなが「平等」に生きていく権利をもっている。 ・「人間」は尊敬されるべきだ。 ・誇りを持って生きることが大切だ。 ・人間の社会は温かいものでありたい。 ・夢や希望を失わないで生きていくことが大切だ。</p> <p>5 班の中でそれぞれ、自分のランキングがどうしてそうだったかを各自が説明してみる。</p> <p>6 気づいたことや分かったこと、これからしていきたいことなどを出し合う。</p>	<p>学習の最初にアンケートを取っていれば、生徒の意識の変容を知ることができる。</p> <p>班内で理由をつけながら意見交換する。</p> <p>班で意見を交流する。</p> <p>班でまとめたり、学級でまとめたりしてもよい。</p> <p>これからどのような生き方をしていくのかを感想文として書かせてみてよい。</p>



水平社宣言記念碑（御所市柏原）

教科書無償運動～団結とつながりの大切さ～

1 目標

- (1) 憲法を生活にいかし、権利を実現していくためには、自らの行動が大切なことを理解する。
- (2) 多くの人々の団結やつながりが教科書無償運動を成功に導いたことを知る。
- (3) 権利の実現をめざした教科書無償運動が、多くの人々の利益につながったことに気づく。

2 学習計画 全2時間

- (1) 教科書無償に向けての立ち上がり (1時間)
- (2) 団結とつながりで勝ち得たもの (1時間)

3 展開

- (1) 教科書無償に向けての立ち上がり

主な学習活動	留意点
<p>1 署名用紙を見て、なぜこのような署名が集められたのかを考える。</p> <p>2 当時の状況を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償時代の教科書を見て、価格を確認し、教科書代がどれだけ必要であったのかを理解する。 ・当時の物価表と見比べ、教科書を揃えるということがどれだけ家計を圧迫するものであったかということに気づく。 <p>3 教科書がないと、どんなことが不便か考える。</p> <p>4 不便さを解消するために、どうしたらよいのかを具体的に考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模造紙に自分が考えた具体的な案を貼っていく。 ・まとめたものを簡単に発表する。 ・資料3、4を提示し、不便さ解消するための運動が始まったことを理解する。 <p>5 憲法26条に、「義務教育の無償」が定められていることを知り、教科書無償の運動は権利実現を求めた運動であったことを理解する。</p>	<p>資料1 教科書無償配布を要求する署名 (P84)</p> <p>なぜ署名をする必要があったのかということをつかませる。</p> <p>有償の教科書(教育センターに一部あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部揃えると、小学校で700円、中学校で1200円ほど必要であった。 <p>資料2 昭和36年頃の物価表(P84)</p> <p>被差別部落の母親の日給300円を示し、教科書代がいかに家計を圧迫するものであったかということを感じさせる。</p> <p>グループで、教科書をもっていなかったらどんなことに不便を感じるのか考えさせる。</p> <p>不便さを解消するためには、どうしたらよいのかということについて話し合う。 (ブレインストーミング)</p> <p>ポストイットカードに記入し分類していく。</p> <p>資料3 教科書をタダにする要求大会 (巻末資料20)</p> <p>資料4 市長交渉 (巻末資料21)</p> <p>社会科の教科書などで、憲法26条には、「義務教育は無償」という語句があることを知らせ、憲法に書かれていることを実現させることが教科書無償運動のねらいであったことをつかませる。</p>

資料1 教科書無償配布を要求する署名

請 願 書

一九六〇年 月 日 紹介議員

憲法第二十六条の義務教育無償を完全に実現する一環として、小中学生の教科書代の全額国庫負担を国会において決議し、その予算措置をこうせられるよう要求する。

請 願 内 容

日本国憲法第二十六条に義務教育は無償とするという規定がある。この規定は、現在守られていない。公立学校が、実質PTA立学校になっている。政府は、莫大な予算を軍事費に消耗している。われわれ国民は軍事費を教科書代の全額国庫負担にまわし、教育費無償の原則を実現する決議をされるよう要請します。

請 願 者

衆議院議長殿 参議院議長殿	住 所	氏 名	印

.....(きりとりせん).....

請 願 書

一九六〇年 月 日 紹介議員

教科書代の全額国庫負担を貴議会において決議し、国会へ要求すること、ならびに三十六年度、小中学生用教科書が無償配布できる予算措置を貴議会においてこうするよう要求する。

請 願 内 容

三十六年度から教科書がかわり、古い教科書がつかえません。教科書が、子どもがたくさんあるのです。憲法第二十六条には、義務教育は無償とすると規定されていますが守られていません。軍事費を教科書代にまわし、教育費無償の原則を実現する決議をし、国会へ要求して下さい。さしあたり、三十六年度用教科書代は全額市町村予算によってまかない、児童生徒には無料で配付できる予算措置をこうして下さい。

請 願 者

県議会議長殿 市町村議会議長殿	住 所	氏 名	印

の部分には「かえない」という言葉が書かれている。

県教組婦人部編集 「第6回四国四県母親と女教師の会記録」 1960

資料2 昭和36年頃の物価表

年	品 目 名	金 額
36年	カレーライス	約110円
36年	かけそば一杯	約40円
37年	ビール(大瓶)	約115円
36年	小学校教員の初任給(高知県基本給)	約12,800円
36年	失業対策による日雇労働者の日給	約300円
37年	学生服(詰め襟)	約4100円

週刊朝日編 「戦後値段史年表」 1995 朝日文庫をもとに作成

(2) 団結とつながりで勝ち得たもの

主な学習活動	留意点
1 前時の学習を振り返る。	前時の学習内容を確認する。
2 教科書無償運動の経過をつかむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書無償運動は、憲法の教育を受ける権利の行使を要求した運動であることを確認する。 ・この運動には被差別部落をはじめ多くの人々が参加したことを伝える。
3 運動を進める上で、どのような障壁があったのか考える。 ・グループごとに発表する。	<p>資料5 教科書無償運動の経過(P86) 運動の流れを簡単におさえる。</p> <p>運動を進める上で予想される障壁を考え、運動を継続していくことの困難さや、闘い抜いた人々の存在に気づかせる。</p>
4 運動が困難に直面する中、学校はどんな対応をしたのか考える。	<p>学校は無償になるまでどのような対応をしたのか説明する。 学校 - ガリ版プリントで授業を行う。</p>
5 教科書無償運動のその後について理解する。	<p>その後の経過について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動により、一部の生徒には教科書が無償配布。 ・運動の限界から長浜地区の運動は打ち切り。 ・運動の正しさが認められ、全国的な要求となり、国会でも取り上げられた。 ・1964(昭和39)年無償配布が実現。
6 まとめ ワークシートに、教科書無償運動から学んだことを自分の日常生活と重ねてまとめる。	<p>資料6 教科書配布の写真(巻末資料19)</p> <p>資料7 有償化への動き(P86) <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の運動により、教科書無償が実現されたことを確認する。 ・現在の動きを説明し、権利を守るための「不断の努力」が必要なことを伝える。 </p> <p>資料8 ワークシート(P87)</p>

資料5 教科書無償運動の経過（一部抜粋）

1960(昭和35)年	長浜地区で、教師や母親たちの読書会が始まる。 その後、自彊館で憲法学習が始まり、憲法第26条第2項にある「義務教育の無償」の実現をめざして運動が始まる。
1961(昭和36)年	2月、長浜地区で学習会。「いくら請願しても、効果はない。ただで配られるまで買わずにがんばろう」との提案。 その後、校区のいろいろな団体が集まり、「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」が結成される。 署名活動開始、長浜地区だけで1600名の署名が集まる。署名を教育委員会に持ち込み交渉が始まる。 4月3日、教科書販売日。児童生徒の8割が教科書を購入せず。 教科書をもっていない生徒のため、学校側はプリントを刷って対応。 教育委員会との交渉が続く。 5月12日、教育委員会は教科書を買うのが難しいと判断される長浜小学校の4分の1の児童に教科書を配布。 要求は完全に満たされてはいなかったが、運動はここで打ち切られる。

資料7 有償化への動き

財政制度審議会における義務教育教科書有償化に関する資料

「これもずっと言われておる話ですけども、義務教育の教科書の負担でございます。厚い資料の41ページです。小学校で約3,200円、中学校で約4,700円の父母負担になっております。財政資金の効率的使用の観点から、どんなものかということで、これはずっと有償化について議論はしてはおりますけれども、依然として無償のままということが義務教育教科書の無償給付制度でございます」

財政制度等審議会財政制度分科会 歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同部会

(第3回)議事録 2001.10.10 <http://ac-net.org/dgh/01/a10-zaiseishingikai.html>

小中学校教科書有償化についての話し合い

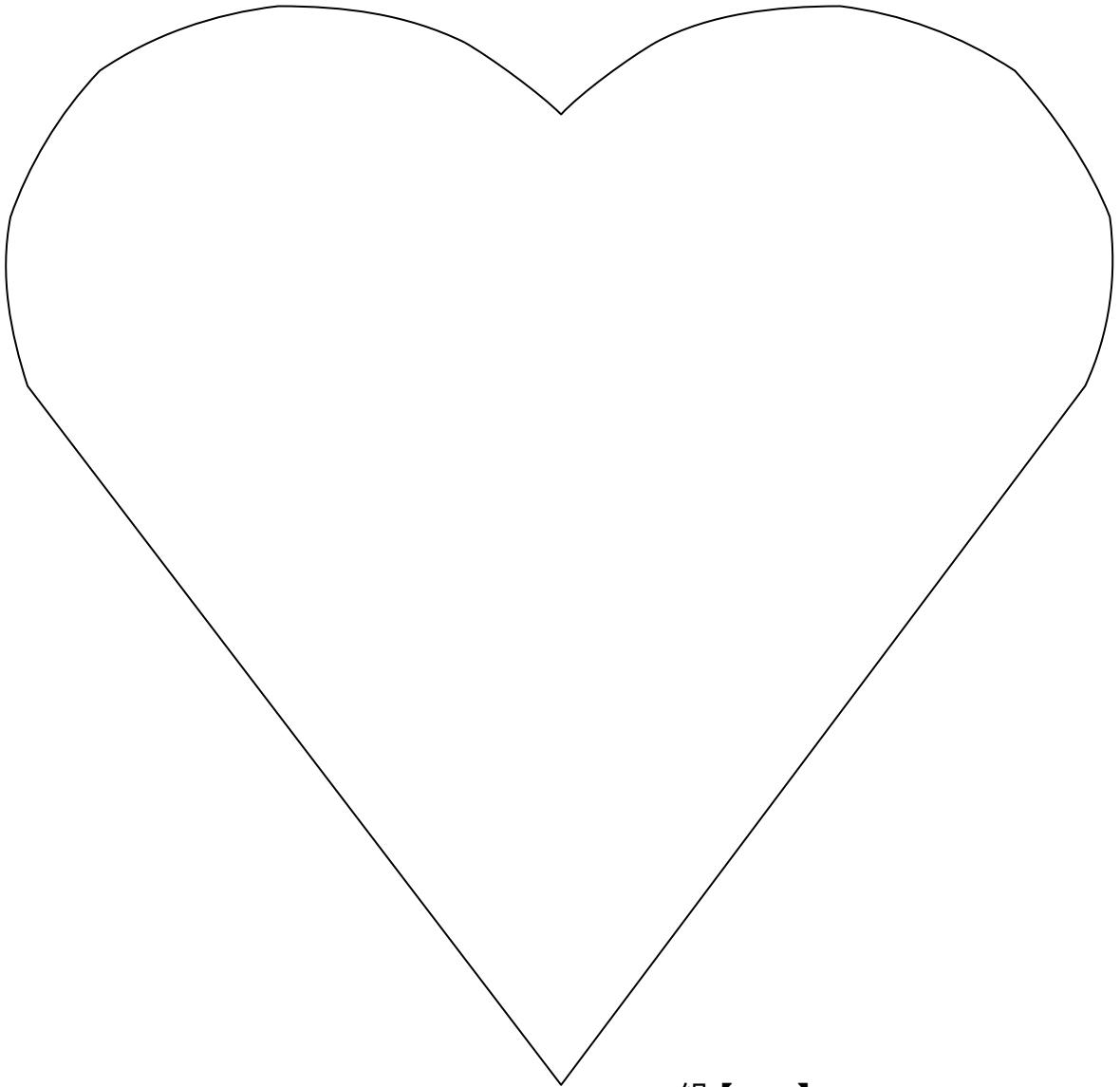
財政制度等審議会（財務省の諮問機関）の「2004年度予算編成に関する建議」において、「小・中学校の教科書の貸与制も含め有償化を検討」といった内容が話し合われている。

「高知新聞 朝刊」 2003・11・26

資料8 ワークシート

ワークシート

教科書無償運動から学んだことを、自分の日常生活を重ねて書いて下さい。



組【 】

氏名【 】

「花」～識字学級に学ぶ女性の生きてきた道～

1 目 標

- (1) 部落差別が被差別部落の人々の文字までを奪い、生活に不自由さをもたらしたことを理解する。
- (2) 識字学級での学びは、文字を獲得するだけでなく、人間としての権利の獲得にあったことに気づく。
- (3) 識字学級に学ぶ人々の思いや生き方を学ぶことによって、自己の生き方についても考える。

2 展 開

学習活動	留意点
1 文字を知らないと、どんなことが不便なのだろう。	文字を知らないと、どのようなことが不便なのか確認し、本時の学習内容を伝える。
2 「花」の最後の部分だけを読み、おばあちゃんの言葉について考える。	<p>資料1 「花」の中の最後の段落 おばあちゃんのつづやき(P90)</p> <p>おばあちゃんは、なぜ「若いうちにしんどい思いをして」といったのかを考えさせ、そのことについて理解するための学習をすることを伝える。</p>
3 「花」を読み、おばあちゃんの生きてきた道のりをつかむ。 ・小学校卒業までのおばあちゃんの生活 ・小学校卒業後のおばあちゃんの生活 ・文字を取り戻すまでのおばあちゃんの生活	<p>資料1 「花」(P89-90)</p> <p>差別と貧困のつらい歴史があったことを知るとともに、文字さえも奪われていたこと、それでも歯を食いしばって生きてきた生きざまをつかませる。</p> <p>(1)～(3)ごとにストップモーション方式で確認したり、グループ活動も考えられる。</p>
4 しんどい生活の中で、おばあちゃんが得たものは何だろう。	文字を知らなかったがために、おばあちゃんが気づいたことや、得ることができたものは何だろう。
5 まとめ	(文字を知らない＝マイナスと決めつけるのではなく、知らないがために気づくこと得られることもあることに気づかせる。人のやさしさ、生きていくための知恵などの獲得)
	識字学級で獲得したものは何であったのかをつかませる。おばあちゃんの生き方に共感できるようにしたい。

識字学級との出会いなどに発展させていくとよい。

資料1 「花」 - 識字学級に学ぶ女性の生きてきた道 -

「おばあちゃん、期末テスト、絶対がんばるからね。」

「うん、がんばってやりよ！」と、声をかけたおばあちゃんの顔は本当にうれしそうで、部屋に駆け込んでいく孫の後ろ姿を頼もしい思いで見つめていた。そして同時に子どもころの自分を振り返っていた。

- (1) おばあちゃんは、土佐市に生まれ育った。両親のしごとは、地域に古くから受け継がれ、生活を支え続けてきた竹細工の加工・行商であった。兄弟は6人で、おばあちゃんが上のはしであった。両親が毎日、朝早くから夜遅くまでかけてつくった竹製品が遠くまで売りに行っても売れないこともあり、また、兄弟の数も多く、生活は非常に厳しいものであった。小学校・中学校へと通い続けてみんなと一緒に勉強をしたかったが、家の手伝い（子守りや竹細工の手伝い）をしなければならず、学校へ行けない日の方が多かった。たまに学校へ行っても、普段から学校へ行って勉強することができていないので、何を勉強しているのかがさっぱりわからない状態であった。学用品もたくさん必要だったが、親に頼んでも買ってくれなかった。そのため、わからない勉強をするよりも、家で手伝いをする方がましに思えてきて、学校へ通う日はますます少なくなっていた。

あれはちょうど修学旅行へ出発する日のことであった。おばあちゃんは旅行に行くことができず、家の手伝いをしながら、みんながバスで楽しそうに出発しているのを見送ったという。おばあちゃんは、今でもその時のことが忘れられないそうである。「あんたもみんなあと一緒に修学旅行に行きたいらう。ごめんよ。」という母の言葉に、おばあちゃんはとっさに「ぜんぜん行きたくないよ。家で手伝いをするがも楽しいき。」と答えたが、知らず知らずのうちに涙が流れてしまっていた。母の横顔を見ると、母も涙を流しており、二人で泣きながらみんなを見送ったことだった。

結局、ほとんど学校へ通うことができないまま、卒業式を迎えることとなった。しかし、卒業式で名前を呼んでもらったが、卒業証書はもらえなかった。また、みんなが学校生活の思い出にと、サイン帳に寄せ書きをしていたが、文字を学んでいないために書くことができず、大変はずかしくつらい思いをしたが、それも我慢するしかなかった。

- (2) ほかにも文字を勉強していないためにつらい思いをしたことが何回もあった。中学校卒業後、定時制高校へなんとか進学することができたが、授業内容をノートに写すことができないため、そのつらさから高校へ行くのがいやになり、就職して仕事をしたほうがましだと思えるようになった。とうとう自分から高校を退学し、仕事をするようになった。就職をする際にも、職業安定所で書類に自分の住所・名前が書けなかった。就職先の岡山で実家への手紙を出すときに、同じ土佐市から来ていた友だちの手紙を「私がポストに入れてきてあげる。」と言って、その手紙を預かり、こっそりとそれを見よう見まねで書き写したりもした。結婚して、子どもが病気になるでもすぐには病院に連れて行けず、病状が悪化してから近所の人に一緒に病院に行つて

もらったりもした。病院で薬をもらったが、薬袋に書いてある薬の飲ませ方の文字が読めず、薬を飲ませすぎて子どもが危険な状態になってしまったこともあった。子どもが成長し小学校へ通い始めたころ、「お母さん、この字の読み方を教えて。」と聞かれても、教えてやることができずその悔しさから「今、こじゃんと忙しいいかん。待ちよりや。あとで教えちゃおき。」と、怒るような強い口調でその場をしのぐしか仕方がなかった。家でカレーライスをつくっているとき、カレーのルーを買いに行った際、甘口と辛口の文字が読めず、辛口を買ってしまった。その日のカレーライスは本当に辛く思え、たくさんの汗をかいたそうである。このように文字を知らないため、さまざまな不自由さ・つらさ・はずかしさを経験し続けてきたが、それに耐えていくしか道はなかったという。

おばあちゃんたちが住んでいる地域には、同じような思いをしてきている人が他にもたくさんいた。「年をとった今からでも文字を勉強することができるものなら、ぜひともそうしたい。」というような思いがいつも胸の中にあった。そんな時、部落差別をなくしていくための活動や学習をしている中で、他の地域で文字を学びなおす学習会をしている話を聞いた。おばあちゃんたちと地域の仲間は、それを土佐市でも実施してもらおうと、市役所に何度も何度も要求を気長く続けていった。月日はかかったが、やっとのことで昭和 50 年ごろに識字学級を開いてもらえるようになった。1 週間に 1 回、仕事が終わったあと、7 時半ごろから 9 時頃までみんなががんばって、奪われた文字を取り戻すための勉強に市民館に通った。仕事に疲れ、眠たくなるのを必死に我慢しながら勉強を続け、1 字ずつ自分のものにしていった『自分の住所・名前が書ける。いろいろな標識が読める。バスの行き先をまちがうことがない。車の免許証や土木の資格が取れる。』など、だんだんと不自由さから解放され、体の中から湧き上がるような喜びを感じるようになってきた。北代色さんの『夕やけがうつくしい』という詩の思いが、自分のことのように思える。おばあちゃんは、小さいころから花が大変好きだったが、識字学級に通って『花』という文字を学んでからは、『花』という文字の美しさに心が洗われるような感動を覚えたそうである。また、今まで以上に『花』を美しく感じるようにもなり、自分の中に何か新しい世界がどんどんと広がっていくような感じがしているそうでもある。

(3) もし、小さいころ、自分の家が裕福だったら、今のようにがんばれる自分はなかった。小さいころから本当にしんどい思いをし、それに負けないように生きてきたからこそ、部落差別によって奪われた文字を奪い返すことができたのだという。おばあちゃんは、これからの地域を背負っていく若い人たちにも、部落差別に負けないで生き抜いていくたくましい人間になってほしいと願っている。そして、じぶんの“ふるさと”や生きてきた人生を堂々と語れる人間に成長して行ってほしいと心から願っている。

今、自分の進路に向かって一生懸命に勉強している孫にも心の中でつぶやいた。「若いうちに、うんとしんどい思いをして、それを乗り越えて明るい将来をめざしてがんばりよ。厳しい風雪に耐えて、野に咲く花のように……。」

古代から中世の差別と被差別者の生き方

1 目 標

- (1) 差別意識に大きな影響を与えているケガレ観について理解する。
- (2) 当時の人々は、ケガレ観にとらわれながらも、畏怖の念をもっていたことに気づく。
- (3) ケガレ観が流布していた時代に、ケガレ観や差別と闘った一遍の生き方から、反差別の生き方を学ぶ。
- (4) 差別を受けながらも、文化の発展に寄与した人々がいたことを知り、それらの人々が訴えたことに気づく。

2 学習計画 全3時間

- (1) ケガレを畏れた平安時代の人々(1時間)
- (2) 差別と闘った一遍(1時間)
- (3) 日本の伝統文化に貢献した人々(1時間)

3 展 開

(1) ケガレを畏れた人々

主な学習活動	留意点
1 「陰陽道の五行の星」を見て、何か考える。	資料1 晴明桔梗のついた層(P95) 平安貴族たちは陰陽道を信じ、方違え、物忌みなどを行っていたことを伝える。
2 絵巻物を見て感じたこと・気づいたこと・疑問に思うことを出す。	資料2 春日権現験記録起絵巻 (巻末資料3) 絵を見て感じたこと・気づいたこと・疑問に思うことを出させる。
3 なぜまだ生きている人が屋外に放置されたのか考え、当時の人々が死を最も畏れていたことを知る。	病人は死ぬ前に屋外に出されたことを説明する。 隣同士で考えさせて、何人かに答えを出させた後に、当時の人々が死を最も畏れていたことを理解させる。
4 死体はどのようにされたのかということについて考えることを通して、当時の人々が、ケガレ観というものにとらわれていたことに気づく。	都(平安京)では、あちこちに死体がころがっていたことを説明する。 当時、忌み嫌われていたものについての説明と、放置された死体を片づける人々や、それらの人々を統括する「検非違使」という役所があったことを伝える。
5 死体に触れ、「清め」を行う人々を周りの人はどのように見ていたのか想像する。	発表のあと、当時は三穢(死・産・血)を忌み嫌い、ケガレは移ると考えられていたこと、ケガレを払う職業に関わる者を「清め」と呼んでいたことを説明する。

<p>6 ケガレた者として見ていた側面と、「キヨメ」という異能力の持ち主として、尊敬していたことに気づく。</p>	<p>「キヨメ」を行う人々に対して、賤視観以外に感じていなかったのか考えさせる。ケガレ観が人々の生活と深く結びつき、ケガレた存在を忌み嫌うと同時に、「キヨメ」という力に対して畏れもいただいていたことを確認する。</p> <p>資料3 中世における両義性(P95)</p> <p>忌避感と畏れの意識を持っていたことと、中世における両義性の例として、将軍と河原者の関係について触れる。ケガレ観をめぐる中世の人々の意識を確認する。</p>
---	---

トピック：陰陽師と被差別民

陰陽師といえば安倍晴明がよく知られているが、安倍晴明は被差別身分の人々の間で、信仰の対象となっている。陰陽師には、宮廷・民間両陰陽師がいた。室町時代頃から陰陽思想が宮廷から民間へ浸透し、河原に住む民間陰陽師のもとには、占いや祈禱を求める人々が集まった。陰陽師の系譜の中には、室町時代頃から「声聞師」と呼ばれ、正月などに民家の門前で芸能などの門付けを行った被差別身分の人々が登場してくる。江戸時代になると陰陽師は、その多くが百姓身分となり、政治的には土御門家（もとは安倍家）の配下にまとめられ一元支配を受けるようになる。

【参考】村上紀夫 「安倍晴明伝説」考 『安倍晴明の虚像と実像』 2003 大阪人権博物館
 田中貴子 「安倍晴明と被差別民」 『安倍晴明の虚像と実像』 2003 大阪人権博物館
 京都部落史研究所編 「京都の部落史1 前近代」 1995 阿吽社



安倍晴明神社（大阪府阿倍野）



一条戻り橋・復元（京都市晴明神社）

安倍晴明が自在に操った式神(晴明が使っていたといわれる神霊や精霊)を封印したとされる橋。

資料1：晴明桔梗のついた暦



阿倍野王子神社 平成15年暦をもとに作成

資料3：中世における両義性（足利義満と河原者）

「七日、大和猿楽児童、（中略）去比より大樹これを寵愛し、同席伝器す。此の如き散楽者は乞食の所行なり。しかるに賞翫して近仕の条、世以これに傾奇の由、財産を出し賜い、物を此児に与うるの人、大樹の所存に叶う。仍て大名等競いてこれを賞賜し、費、宮万に及ぶと云々。比興の事なり。」

京都部落史研究所 「後愚昧記」『京都の部落史3 史料古代中世』 1984 阿吽社 P523

（現代語訳）

7日、足利義満は、大和猿楽の子ども（観阿弥の子となる世阿弥）をいつの頃からか寵愛するようになり、同席させ同じ器を使う。このような雑芸能者は乞食（物乞いのことで、中世では「非人」扱いであった）のやることである。このような者を近くに寄せてほうびを与えるというのは、世の中がおかしくなったようだ。この子に贈り物をするということが足利義満の機嫌を良くすることなので、大名たちも贈り物を競っている。大名たちは贈り物を競っていないながら、「ずいぶん金がかかる」などと嘆いている。しかしこれは理屈に合わないことだな。

ケガレに関わる資料



「女人結界」の碑（高知県室戸市）



出産のケガレを忌避している碑

（大阪人権博物館所蔵）



女人結界の碑文(拡大)

これらの資料から、ケガレと女性差別の問題とのリンクも考えられる。

(2) 差別と闘った一遍

主な学習活動	留意点
<p>1 「一遍上人絵伝」を見て、気づいたことや疑問点を出し合う。</p> <p>2 絵巻物の中に描かれている「非人」身分の人々や、その他の被差別民の存在について理解する。</p> <p>3 賤視された人々がなぜ、一遍の臨終の床に集まっていたのかということについて考える。</p> <p>4 入水する「非人」の絵を見て、この人たちにとって一遍はどんな存在であったのかを考える。</p> <p>5 一遍の生き方を通して、自分が考えたこと、感じたことをまとめる。</p>	<p>資料3 一遍の臨終の場面(巻末資料10) 気づいたこと、疑問点を出し合わせる。 パワーポイントを使うことも考えられる。 絵巻物の中にいる頭に布を巻いた人々に注目させ、考えさせる。 (プレ-ン・ストーミング的にグループで意見を出し合ってもよい) 絵巻物の中で、頭に布を巻いた人々など、他とは異なる容姿をしている人々について説明する。 「キヨメ」を業とする犬神人という賤視されていた人々であることを伝える。 賤視されていた人々について説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>非人：放免・宿(犬神人)・癩者他 散所：声聞師 河原者：穢多</p> </div> <p>ケガレ観の強い時代に、臨終に際してなぜ多くの人が集まっているのか考えさせる。</p> <p>一遍の教えについて説明し、平等主義のもと、念仏札を配布したりして、「穢れた」存在を救おうとしていたことを伝える。</p> <p>資料4 入水の図(巻末資料P11) 一遍の生き方は、被差別の立場におかれている人々にとっては、大きな救いであったことを確認する。 ここでは、後追い自殺を美化しないよう配慮をしたい。</p> <p>資料5 ワークシート(P98) 現代の差別(「いじめ」)や人権侵害に対して、自分はどのように考え、行動をしているのかということと、生徒の生き方を重ねられるように支援する。</p>

参考：一遍上人絵伝

一遍上人絵伝は、時宗(鎌倉時代の仏教の一つ)の開祖である一遍の布教の様子を描いた絵巻物です。弟子の聖戒が作ったといわれています。この一遍上人絵伝の特徴は、「乞食」「癩者」「非人」といった人々の姿を生き生きと描いています。また、絵巻物の進行とともに、これらの人々と一遍の距離が縮まっている様子が描かれています。

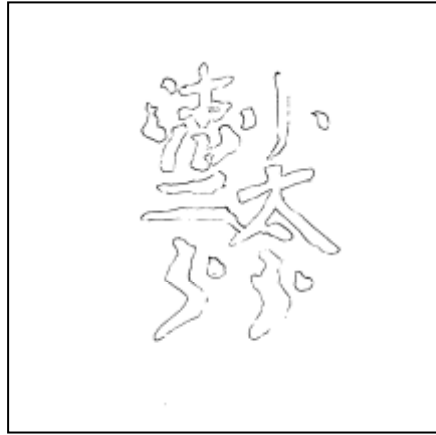
(3) 日本の伝統文化に貢献した人々

学習活動	留意点
<p>1 「枯山水」の絵を見る。 どのような人々がこの庭園を造営したのか考える。</p> <p>(1)庭師がなぜ賤視された人々であったのかについて理解する。</p> <p>(2)この当時、どのような仕事に関わっていた人が賤視されたのかについて理解する。</p> <p>2 資料を見て、石庭の製造に関わった人物は自分の名を石に刻んでいるが、どのような思いで名を刻み込んだのか考える。</p> <p>(1)慈照寺の庭を造ったといわれている又四郎の言葉と、石に名前を刻んだ2人の行動から、賤視されていた人々が何を訴えたかったのかについて考える。</p> <p>(2)グループごとに意見をまとめる。</p> <p>(3)グループごとに発表する。</p> <p>3 小太郎・清二郎・又四郎等河原者とされ、賤視された人々の生き方から、何を学んだか、自分の考えをまとめる。</p>	<p>資料6 龍安寺の庭(枯山水) (巻末資料2)</p> <p>河原者と呼ばれ、賤視された身分の人々が作ったといわれていることを説明する。</p> <p>自然に働きかけ変える力を持つ人々を、畏れから「ケガレ」た者として考えていたことを伝える。</p> <p>庭師 = 河原者(穢多) 歌舞伎・石工・井戸掘り・壁塗りなどの仕事に携わる人が賤視されたことを伝える。</p> <p>資料7 石に刻み込まれた文字(P100) 資料8 又四郎の言葉(P4)</p> <p>名前を刻み込んだ人々の思いを考察させる。</p> <p>文化に貢献しているにもかかわらず、自分たちを差別する人々に対して、何を伝えたかったのか、グループで考えて発表できるように支援する。</p> <p>資料9 ワークシート(P101)</p> <p>グループを作り、グループ内で意見をまとめ、ワークシートに記入させる。</p> <p>本時で扱った賤視された人々以外にも、文化の発展に貢献した人を上げ、賤視されながらも優れた技術を身につけていたことを確認する。</p>

参考：龍安寺の石庭

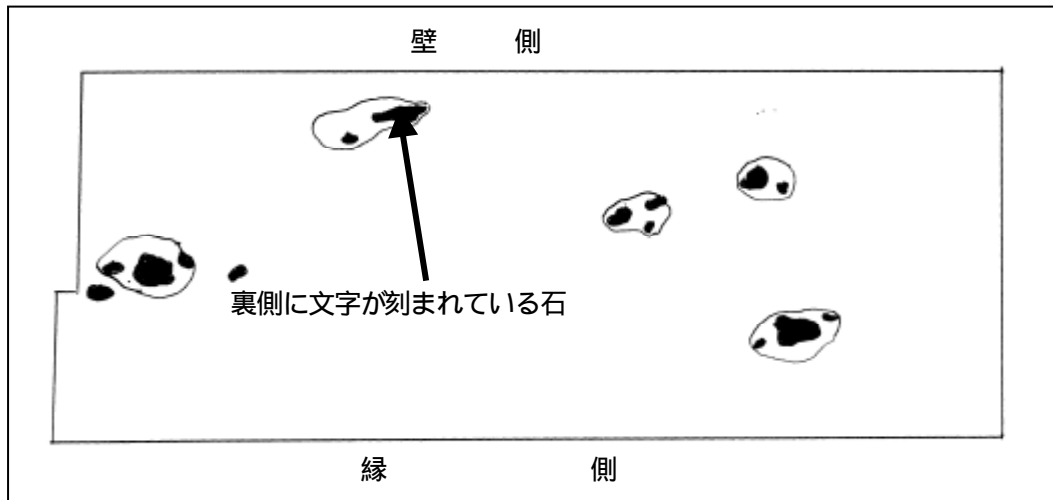
龍安寺は、1450(宝徳2)年に細川勝元が臨濟宗の禅寺として建立します。石庭は枯山水の平庭で、「虎の子渡しの庭」と呼ばれ、大小15の石が配置されています。しかし、どこから見ても14個しか見えないような不思議な配置になっています。15個の石は、虎がわが子を連れて龍に向かっていている様子を表し、白砂は海または大河を表しているといわれています。

資料2：石に刻まれた文字



川島将生 「山水河原者」 京都部落史研究所編
『中世の民衆と芸能』 1986 阿吽社をもとに作成

文字の刻まれた石の配置



文字の刻まれている石

資料4 ワークシート

ワークシート

賤視されていた人々は何を訴えたかったのだろうか？

あなたの意見

友達の見解

氏名 []

江戸時代の社会状況と被差別民の様相

1 目標

- (1) 江戸時代の社会の様相(百姓の生活)を理解する。
- (2) 江戸時代は、役負担に基づく身分制社会であり、社会の中で差別があたり前であったことに気づく。
- (3) 江戸時代の被差別民の生活と周りの民衆の意識について理解する。
- (4) 江戸中期以降、なぜ差別が強化されたのかということについて理解し、民衆の差別意識が大きな要因となっていることに気づく。

2 学習計画 全3時間

- (1) 江戸時代の社会状況と百姓の暮らし(1時間)
- (2) 身分制度の確立と被差別民の様相(2時間)

3 展開

- (1) 江戸時代の社会状況と百姓の暮らし

主な学習活動	留意点
<p>1 これまで習ってきた江戸時代の事柄で、知っていることをあげる。</p> <p>2 百姓生活ロールプレイを行う。 ・二人一組となりA場面の演技と、B場面の演技を行う。 ・演技をしない生徒は演技を見る。</p> <p>・どちらの百姓像が当時の姿だと思うか各自が判断する。</p> <p>3 これまで習ってきた、江戸時代の事柄について各自が振り返る。</p> <p>江戸時代、百姓の生活は必ずしも悲惨ではなかったことを知る。</p> <p>4 江戸時代は、「役」に基づく「身分制社会」を形成していたことを理解し、それぞれの身分の中で、「らしさ」が強調される社会であったことを理解する。</p>	<p>生徒のあげる事柄が、江戸時代前期に集中していた場合は、江戸時代全般の把握の必要性を伝える。</p> <p>資料1 ロールプレイシナリオ(P103) 生徒同士で百姓の生活についてロールプレイをさせる。 A：生活が苦しかったという百姓。 B：苦しい面もあったが比較的安定という百姓。 各自に挙手させ、どちらが正しいかこれから学習していこうと促す。</p> <p>いわゆる「慶安の御触書」・百姓一揆の発生件数・年貢高などについて習った内容を確認する。</p> <p>資料2 百姓一揆と百姓の生活(P104~105) いわゆる「慶安の御触書」の内容と現実の相違、百姓一揆の割合、百姓の生活やその他の事柄の捉え方などについて説明し、江戸時代に対する生徒の固定観念を揺さぶる。 地域により差があり、苦しい生活ばかりではなかったことをつかませる。</p> <p>資料3 それぞれの身分における「役」負担(P106) 江戸時代は役負担による「らしさ」が強調された社会であったことを説明する。 また、それぞれの身分内でも差別があったことについて説明する。</p>

5 本時で理解したこと、気づいたことを振り返りシートに記入する。	江戸時代の評価が大きく変わっていること、それにあわせて江戸時代の社会状況や身分制度についても新しい研究成果が取り入れられていることを説明し、振り返りシートに記入させる。
----------------------------------	--

トピック：「慶安の御触書」は存在しなかった？

1649（慶安2）年に出されたとされる「慶安の御触書」は、江戸時代の農民観の基になっていた資料であるが、この資料の存在は疑われていて、17世紀後半頃に甲州や信州で流布していた「百姓身持之事」という、地域的な教諭書を源流としたものではないかといわれている。山本(2002)は、甲府徳川藩の「百姓身持之覚書」を「慶安の御触書」として広めた人物は、幕府学問所総裁林述斎であると述べ、御触書が「慶安」と名付けられているのは、儒学者の林家が最も華やかな時代であること、時代の転換期であったためではないかと述べている。明治時代になると「慶安の御触書」は、「徳川禁令考」という幕府法令集に収録され今日に至っている。「慶安の御触書」が一藩の教諭書ならば、これをもとに江戸時代の農民の状況を述べることは一考が必要である。

【参考】山本英二 「慶安の触書は出されたか」 2002 山川出版社

資料1 ロールプレシナリオ

- A
- 百姓 おい、また御触書が出されて、俺たちの生活や仕事について、なんだかんだと細かく制限しているぞ。
- 百姓 またか、いったい御領主様はどれだけ俺たちを締めつけるんだ。
- 百姓 そうよ。これじゃあ、俺たちは生きていけないぞ。
- 百姓 御領主様に直訴して、だめなら近隣の村の者たちにも声をかけて、一揆を起すしかない。
- 百姓 生きるか死ぬかじゃ、腹を括らにゃならん。
- 百姓 よっしゃ、さっそく人集めじゃ。

- B
- 百姓 おい、また御触書が出されて、俺たちの生活を細かく制限しているぞ。
- 百姓 いつものことじゃ、目立たぬようにしていれば、少々のはわからんて。
- 百姓 そうじゃの、これまでの触書もそのようにして切り抜けてきたからの。
- 百姓 しかし、村にかけられた年貢だけはきちんと納めておかんと、何もできんからそれだけは抜かりなくな。
- 百姓 そうじゃ、そうじゃ。役負担さえ果たしておれば、お咎めはほとんど心配いらぬからな。
- 百姓 役負担さえきちんと果たしておればな。

資料2：百姓一揆と百姓の生活

江戸時代の一揆の発生状況

江戸時代を通して発生した百姓一揆の数	約3000回
江戸時代の藩の数	約300藩
江戸時代に存在した村の数	少なくとも10000村

これらのことから、百姓一揆の発生率は？

$$\frac{3000 \text{回}}{\text{全国にあった村の数} \times 260 \text{年間}} \approx \frac{1}{900}$$

結果的に、百姓一揆の発生率は0.01未満であったことになる。

江戸時代の社会の様子

検地	慶長検地・寛永慶安検地・寛文延宝検地・元禄検地 江戸時代を通じて行われた検地は上記の4回。新田に関しては、新田のみで実施。 制度上検地は前期で終了し、中期以降は実施されていない。	
幕府の方針 (直轄領において)	「覚」7か条	1603(慶長8)年に出された幕府の百姓の統制基本方針。この覚えに基づき直轄地の百姓を支配
	百姓に対して	代官・領主に非がある場合には、所定の手続きにより、百姓は代官・領主を村から立ち退かせることができる。
	武士に対して	「百姓をむさと殺候事御停止たり」(百姓を理由なく斬り殺すことはやめるように)

百姓の生活と農作物

米	早稲	成熟期の異なる品種の栽培により、豊凶差の危険を分散	畑作 (種類)	粟・161種類	大麦・143種類	大豆・129種類
	中稲			類	大根・21種類	里芋・24種類
	晩稲					
休日	正月・小正月・盆・五節句・産土神祭礼・苗取り・田植え・稲刈り後など					
	18世紀以降、上記の休みは娯楽性の強い遊び日として意識されるようになっていく。					
年間休日数	平均30~40日 最大約80日					

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001

佐藤常雄・大石慎三郎 「貧農史観を見直す」 1995 講談社現代新書をもとに作成

江戸時代は地域差があり、百姓支配・農業生産・生活の差が存在することを忘れてはならない。

土佐藩における統制(服装規定を例として)

百姓に対して			被差別身分の人々に対して		
1683(天和 3)	庄屋百姓	藍染・渋染・木の皮染 ・無紋無地			
1692(元禄 5)	庄屋百姓	藍染・渋染・木の皮染 ・無紋無地 ×足袋・傘			
1719(享保 4)	百姓	×足袋・傘	1719(享保 4)	ご ぜ	染め・白ちらし縞小紋
1750(延享 5)	百姓	白ちらし・布木綿	1750(延享 5)	座頭・ごぜ	布・木綿・帯・下着 ×巻物
1806(文化 3)	百姓	×雪駄	1799(寛政 11)	穢多・長吏	×本結いを巻いて髪結い
1809(文化 6)	百姓町人	×頭巾・傘・下駄・杖	1834(天保 5)	穢 多	本結・櫛巻
			1839(天保 10)	穢多・長吏	×脇差・傘 脇差(長吏のみ可)・櫛巻

松本瑛子 「土佐藩の服装規定」 『土佐史談 204号』 1997 をもとに作成

×印がついているものは禁止されたもの。

無印のものは許容されていたもの。

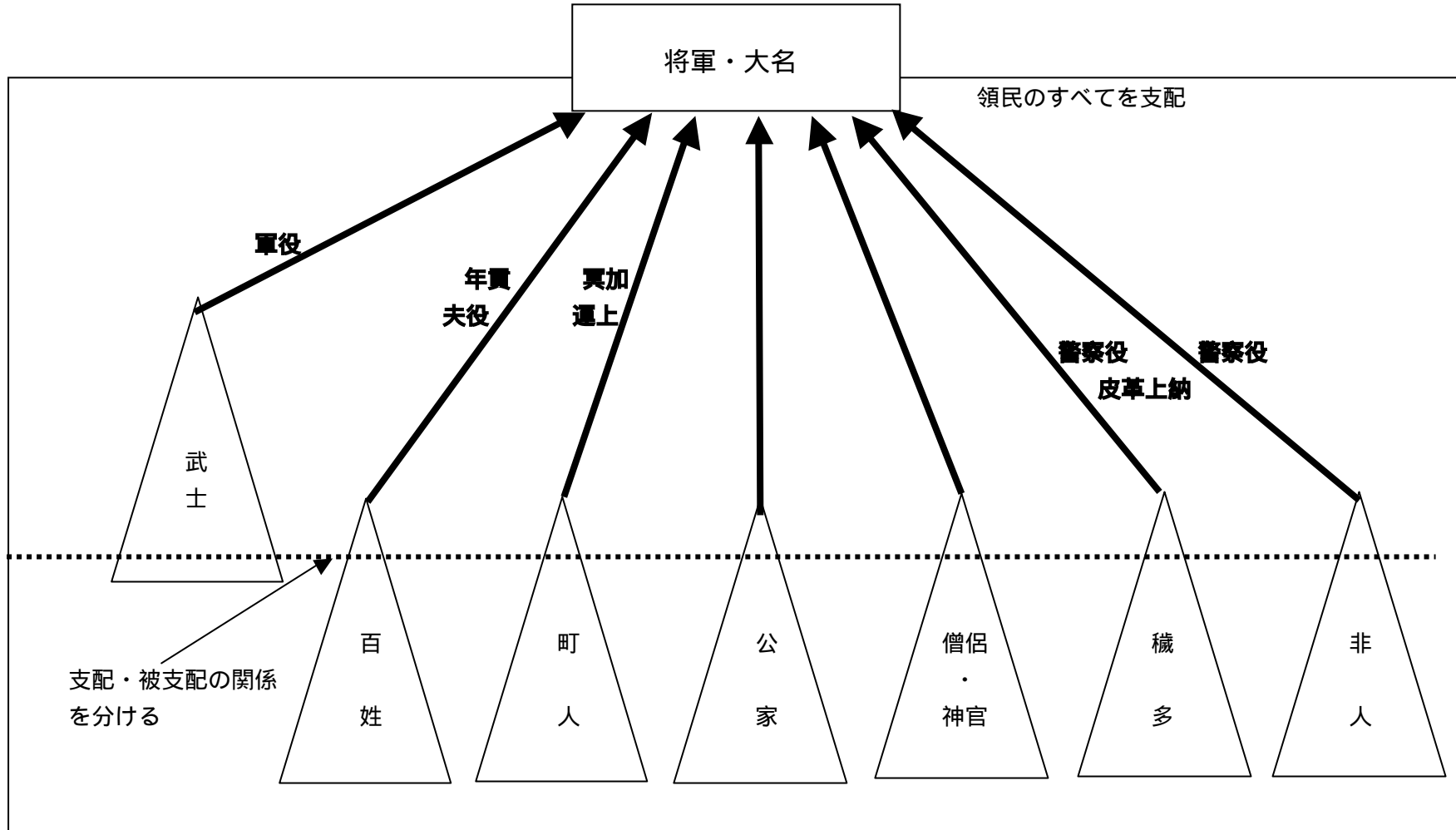
被差別身分の人々に対する服装規定に関わる統制は、18C前期より行われている。

百姓たちは、藍染・渋染の衣服を着ていたことがわかる。

「ごぜ」・・・三味線を弾き、歌を歌いながら各地を巡り歩いた視覚障害者の女性旅芸人。

「長吏」・・・土佐藩では「穢多頭」を指し、村における庄屋に相当すると考えられる。

資料3：それぞれの身分における「役」負担



(2) 身分制度の確立と被差別民の様相

主な学習活動	留意点
<p>1 部落史に関する問題に答える。</p> <p>2 江戸時代は武士・百姓・町人と被差別民がどのように位置づけられていたのかについて考える。</p> <p>3 被差別民は、地域社会外の存在とされ、日常から排除されていたことに気づく。 ・誰が排除していたのか考え、民衆が排除していたと同時に、一方ではつながっていたことに気づく。</p> <p>4 被差別民の人口増加は多様な収入源によるものであり、平均的な生活状況は、百姓と大差がなかったことを理解する。</p> <p>5 江戸時代の中期以降、「身分らしさ」の維持による秩序強調から、各藩で差別強制の法令が出されたことを理解する。</p> <p>6 本時の学習の中で、理解できたこと、気づいたこと、感想などを書く。</p>	<p>資料 4 部落史関連問題(P108) 本時の動機づけとする。</p> <p>資料 5 江戸時代の各身分の関係(P109) 江戸時代は居住地で身分が決まったこと、被差別民は、地域社会外の存在であったことを説明する。</p> <p>資料 6 別器・別火など (P109) 別器・別火・別婚と併せて、民衆の穢れ意識、差別意識について説明する。同時に経済的・文化的なつながりがあったことをつかませる。</p> <p>資料 7 江戸時代の人口の推移(P110) 人口増加がなぜ起こったのかということについて考えさせる。 様々な生業により、財力があつた例や、飢饉の時も乗り切れたことなどを説明する。</p> <p>資料 8 皮革業などによる収入(P110) 皮革業による収入が大きかったことをつかませる。</p> <p>資料 9 幕府・各藩の差別強制令(P111) 差別強化の法令は、秩序維持や民衆のねたみ意識が背景にあることを説明する。 経済的地位を確立した被差別民の人々の様子と、権力側が差別を強制したことを説明する。 嘆願書などの提出による抵抗、渋染一揆などについて説明する。</p> <p>資料 10 振り返りシート(P112)</p>

トピック：被差別民への偏見・差別の誤りを指摘した人々

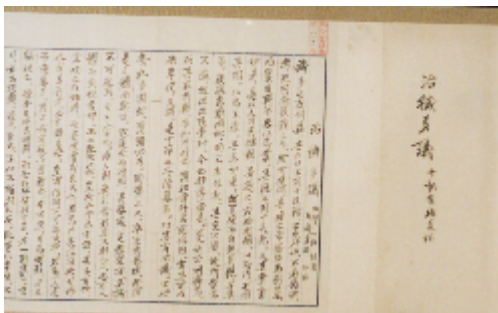
近世社会は、大石(1995)に言わせると「総差別の時代」であり、すべての階層において「差別」があった時代であるが、中には被差別民への偏見の不合理さ、差別の誤りを指摘した人々がいた。前者では「別火の制」を神官の愚かごとと退けた中井履軒が、後者では「穢多」の解放を主張した千秋藤篤がいる。中井は「年成録」で、葬式に使った火で煮炊きをしようが煮炊きした火を葬式で使おうが、どちらも同じ火でありケガレがうつると忌み嫌うのは愚かごとであると述べる。千秋は加賀藩の武士で、「治穢多議」において「穢多」の存在の不合理性、段階的に穢多を解放し良民に組み込むことがもたらすメリットについてあげている。千秋の解放論には、政治・経済的な改善政策的な側面はあるが、人間平等の視点、陋習にとらわれていない点などから、近世においては突出した解放理論であったといわれている。

【参考】京都部落史研究所編 「京都の部落史5 史料近世2」 1995 阿吽社

原田伴彦 「被差別部落の歴史」 1975 朝日新聞社

斎藤洋一・大石慎三郎 「身分差別社会の真実」 1995 講談社

現代新書



「治穢多議(「えた」おさむるのぎ)」

佐川町立青山文庫所蔵

資料4 部落史関連問題

部落史関連問題

次の各問いで、正しいと思うものには を、誤っていると思うものには×をつけてください。

被差別民以外の人々は、被差別民と関わりをもっていなかった。

[]

江戸時代では、被差別民との結婚は処罰の対象となっていた。

[]

江戸時代は3000万人にまで人口が増えるが、被差別民の人口は逆に減っていった。

[]

江戸時代の被差別民の生活は、どこの村も非常に苦しかった。

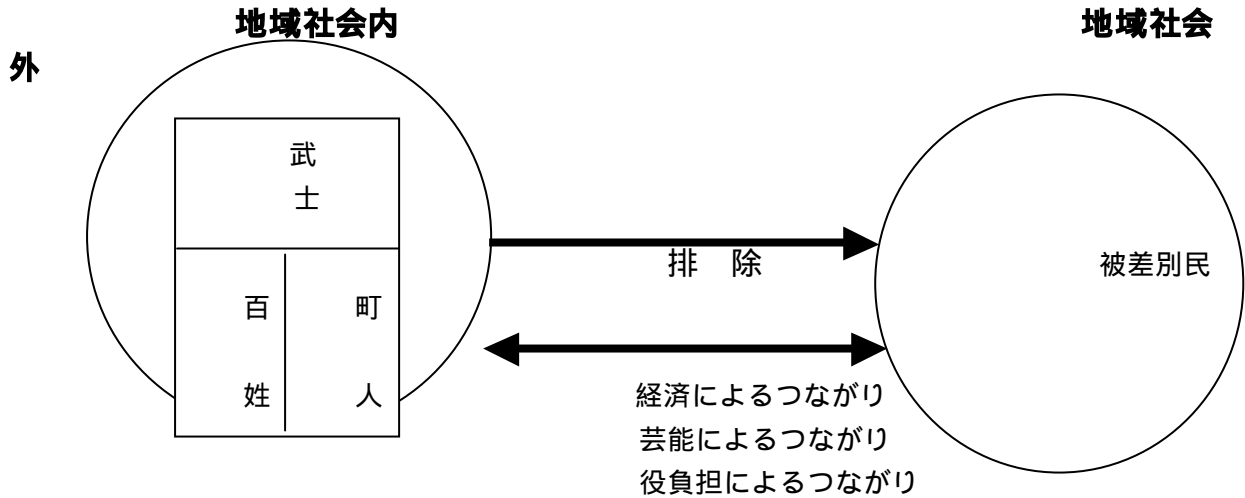
[]

江戸時代の中期以降に出された差別を強制するようなお触れは、支配階級であった武士が、税の取り立ての強化による農民の不満を逸らすために出された。

[]

答え： × × × ×

資料5 江戸時代の各身分の関係



資料6 別器・別火など

種類	事例	資料
別器 別食	同村煮売店へ同所之穢多数人参り、酒肴拵出し給へとて、云より早く座敷へ通るとする所を、亭主見咎め不届き千万夫れ相い成らず。庭の端しとて筵敷き渡し酒肴拵遣わし夫れより飲食す。	大変記
別火	此山にて綺麗なる者は火也。家により末代火を消す事なし。女月のさわり有れば火のもやとて別屋有て夫へ退く。兼て世帯道具を入れ置き別火也。	皆山集 第6巻 寺川郷談
	穢多の称、元来不浄を取扱ふを職業とし、人民一般信仰すべき神仏をも拝する事能はず、民中の度外にあり、是其年久しく汚業をなす風習に安んじ平民と火を同じくせざるものにして、今俄に平民の籍に入るとも従来の平民の忌み嫌われるは固より自然の事なり。	土佐藩政録
別婚	穢多身分の女姓と結婚し、また穢多を素人として奉公人にさせたものに対し、穢多仲間に加え、敵の処分、身柄を其他穢多村年寄に引き渡すことと評議した。	御仕置例類集
	穢多身分を隠して素人と結婚し、穢多を多人数、素人家に奉公させる世話をした女に対し、30日の手鎖の処分とし、身柄を其他の穢多村年寄に引き渡すことと評議した。また、この結婚を世話した穢多、また奉公した穢多らは急度叱り置きもの処分とすることと評議した。	御仕置例類集
	【補足】特に定められた法令はないが、それだけに別婚は「当たり前のこと」として認識されていたとの説明を齋藤(1995)は行っている。	身分制社会の真実

同和教育資料作成委員会 「高知市同和教育資料集 史料編 新版」 1992
高知市教育委員会

平尾道雄編 「皆山集」 第6巻 1973 高知県立図書館

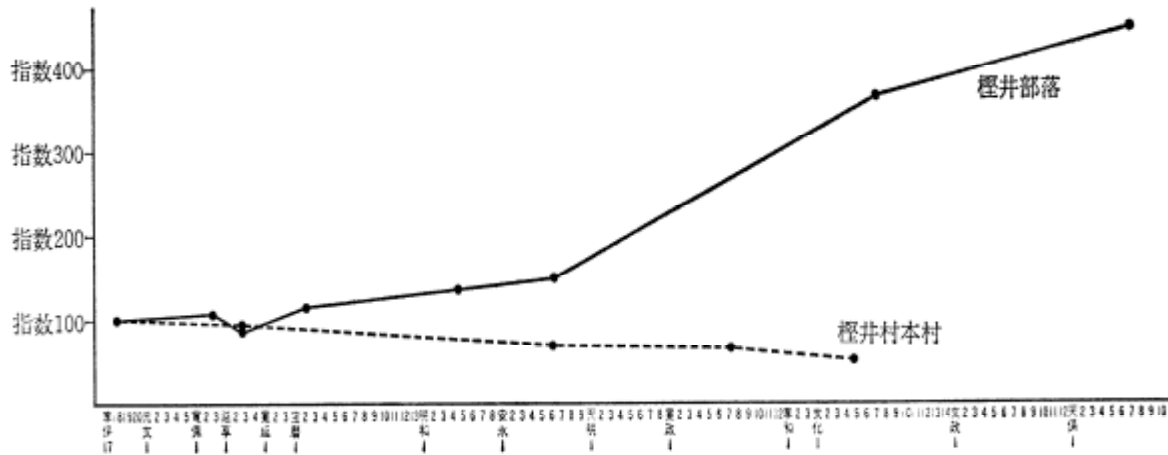
「御仕置例類集」 小林 茂編 『近世被差別部落関係法令集』 1981 明石書店

齋藤洋一・大石慎三郎 「身分制社会の真実」 1995 講談社現代新書

をもとに作成

資料7 江戸時代の人口の推移

和泉国^{ひね}日根郡^{かしい}樫井村の場合



(樫井部落史研究協議会編『樫井部落の歴史』)

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版社

資料8 皮革業などによる収入

普通の下駄と皮を使った履物の値段の比較

普通の下駄	・・・	50文 (現在の金額では1200円くらい)
皮の鼻緒付の下駄	・・・	100文 (現在の金額では2500円くらい)

雪駄 (裏革を張った物)・・・1000文 (現在の金額では25000円くらい)

牛一頭の前皮 (元値) = 300万円ほど。

ある部落の倉庫には、原皮が50万枚 (1兆5千億円分) あった。

讃岐高松藩 1840年頃 皮・骨・肉の売り上げは3万両の記録。
 (当時は金1両=銭1千文で大人が1年間生活できた)
 3万両 = 約7億5000万円となる。

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001 をもとに作成

資料9 幕府・各藩の差別強制令

1693年	美濃大垣藩	「穢多」・「非人」を別帳にするようにとのお触れを申し渡した。
1713年	長州藩	被差別民に対して厳しい取り締まり規制を申し渡す。
1780年	土佐藩	「穢多」の風紀が良くないとして、取り締まりの覚書きを出す。
1806年	土佐藩	昔から申しつけてきたことが守られてなく、生活が百姓と紛らわしいだけでなく、商人や百姓を頼っている。このようなことは百姓との差別がなくなる行為であり、まったくけしからんことなので、今後は厳しく調べ上げ必ず罰する旨を申し渡す。
1839年	幕府	「穢多」の形態について、寛政10年(1798)の触れ(髪型への規制・外出への規制などについて触れたもの)を再度申し渡した。
1843年	尾州藩	「乞食」・「穢多」・番「非人」らの着物にそれぞれ身分を示す色の襟をつけるように申し渡した。
1851年	幕府	「穢多」は近年風俗が悪化し、町家に難題などを申しかけるものがでてきたので、もし法外の所業に及ぶものがあれば、早々訴え出るように申し渡した。
1867年	土佐藩	平人が「穢多」と密通した者は「穢多」とする。「穢多」と飲食を共にした者は皆「穢多」とすると申し渡した。

【参考】 「憲章簿」 「近世被差別部落関係法令集」 「土佐藩・高知藩法制の研究」他より

新しい学問・医学への貢献

1 目標

- (1) 厳しい差別の中で優れた技術を身につけていた被差別民の存在に気づく。
- (2) 被差別民のもつ優れた技術や知識が、近代医学につながっていったことを理解する。

2 展開

主な学習活動	留意点
1 解剖台の写真を見て、これが何の写真か考える。	資料1 大理石の解剖台 (巻末資料16) 写真の説明とともに、江戸時代に現在の医学につながる功績が残されたことを説明する。現在の医学につながる大きな功績をもたらした場面を再現すると伝える。
2 腑分けロールプレイを行う。 玄白・老屠・仲間医者役を演じる。	資料2 ロールプレイ台詞(P114) ロールプレイを見て、会話や登場人物の役割をしっかりと把握するように促す。
3 グループで下記の疑問について考える。 (1)なぜ杉田玄白たちは、直接腑分けをしなかったのだろうか。 (2)腑分けを行った人物はどのような人だろうか。 (3)この人物は、腑分けの技術や内臓の正確な知識をどこで獲得したのだろうか。	それぞれの設問に対して、各グループで意見をまとめさせる。 (ブレインストーミングでやってもよい)
4 腑分けの歴史的な意義と、当時の医者意識、差別されながらも優れた技術と知識を獲得していた被差別民の存在を理解する。 ・「腑分けの一説」の文を読み、玄白がどう評価していたか知る。	資料3 2つの人体解剖図(P12) 「老屠」の存在がなければ、解体新書は成立しなかったことと、当時の医者は「ケガレ」観にとらわれ、人体構造の正確な把握ができていなかったことを説明する。
5 多くの腑分けに被差別民が関わっていたことを理解する。	資料4 腑分けの一説(P115) 資料5 腑分けの実施記録表(P116) この腑分け以外にも腑分けが行われ、被差別民の関わりが、医学の発展につながったことを説明する。
6 本時の学びを通して、考えたこと、気づいたことを振り返りシートに記入する。	資料6 旧東京医学校(P115) (巻末資料17) 医学に関わった被差別民の存在に触れる。 振り返りシートの配布。

資料2 ロールプレイ台詞

玄白：それでは腑分けを開始いたします。（片手に「東医宝鑑」を持つ）

老屠：それでは。（メスを動かす動作をする。他の者は書籍と作業を交互に見つめる。）

医師1：それは何か？（内臓の部分を指さす。片手に「ターヘルアナトミア」を持つ）

老屠：心の臓でございます。

医師2：その奥にあるのは何か？（内臓の部分を指さす。）

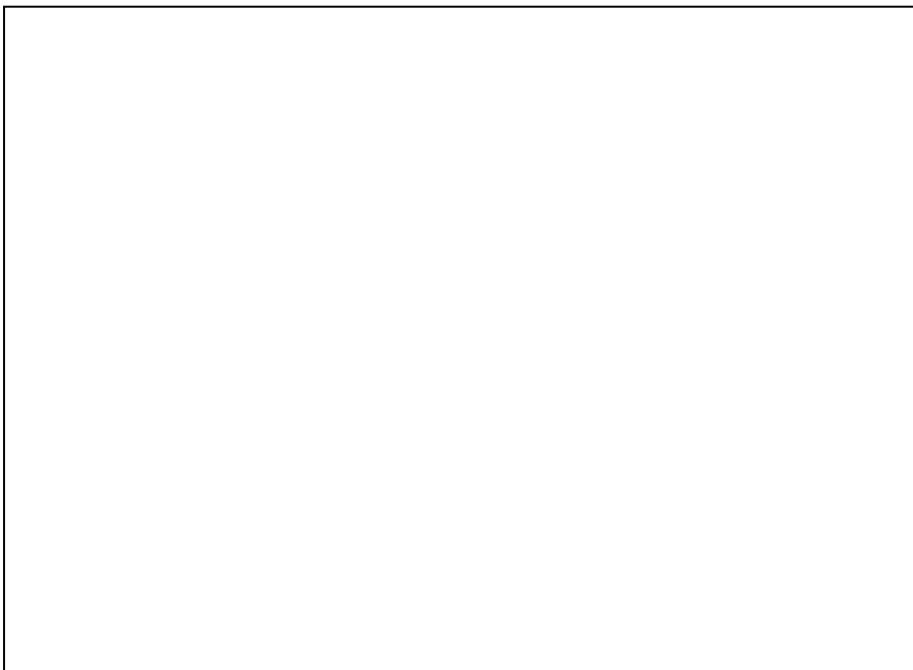
老屠：肝の臓でございます。

玄白：漢方の人体内図と大きく異なるが、日本人と中国人とでは人体の構造が異なるのか？

老屠：同じでございます。こちらの方が正確でございます。（「ターヘルアナトミア」を指さす）

ここでは「東医宝鑑」を中国漢方がイメージしやすいことから、中国人と結びつけているが、「東医宝鑑」は朝鮮漢方の医学書である。

小道具として持つ「東医宝鑑」や「ターヘルアナトミア」を用意しておく。



回向院 腑分け記念碑(東京都)

資料4 腑分けの一説

これより各々打連れ立ちて骨ヶ原の設け置きし親臓の場へ至れり。さて、腑分のことは、えたの虎松といへるもの、このことに巧者のよしにて、かねて約し置きしよし。この日もその者に刀を下さすべしと定めたるに、その日、その者俄かに病氣のよしにて、その祖父なりといふ老屠、齢九十歳なりといへる者、代りとして出でたり。健かなる老者なりき。彼奴は、若きより腑分は度々手にかけて、数人を解きたりと語りぬ。その日より前迄の腑分といへるは、えたに任せ、彼が某所をさして肺なりと教へ、これは肝なり、腎なりと切り分け示せりとなり。それを行き視し人々看過して帰り、われわれは直に内景を見究めしなどいひしまでのことにてありしとなり。もとより臓腑にその名の書き記しあるものならねば、屠者の指し示すを視て落着せしこと、その頃までのならひなるよしなり。その日もかの老屠がかれのこれの指し示し、心、肝、胆、胃の外にその名のなきものをさして、名は知らねども、おのれ若きより数人を手にかけて解き分けしに、何れの腹内を見てもここにかやうの物あり、かしこにこの物ありと示し見せたり。図によりて考ふれば、後に分明を得し動血脈の二幹また小腎などにてありたり。老屠また曰く、只今まで腑分のたびにその医師がたに品々をさし示したれども、誰一人某は何、此は何々なりと疑はれ候、御方もなかりしといへり。良沢と相ともに携へ行きし和蘭図に照らし合せ見しに、一としてその図に躰か違ふことなき品々なり。古来医經に説きたるところの、肺の六葉両耳、肝の左三葉右四葉などいへる分ちもなく、腸胃の位置形状も大いに古説と異なり。官医岡田養仙老、藤本立泉老などはその頃まで七八度も腑分し給ひしよしなれども、みな予古の説と違ひしゆゑ、毎度毎度疑惑して不審開けず。その度々異状と見えしものを写し置かれ、つらつら思へば華夷人物違ひありやなど著述せられし書を見たることもありしは、これがためなるべし。さて、その日の解剖こと終り、とてものことに骨骸の形をも見るべしと、刑場に野ざらしになりし骨どもを拾ひとりて、かずかず見しに、これまた旧説とは相違にして、たゞ和蘭図に差へるところなきに、みん人驚嘆せるのみなり。

杉田玄白著 緒方富雄校註 「蘭学事始」 1959 岩波書店

現代語訳

それから、みなうちそろって、骨ヶ原の用意されてある腑分け見学の場所へ行つた。さて、腑分けのことは、穢多の虎松というものが、このことに巧みであるということで、あらかじめ約束しておいたということである。この日も、そのものに執刀させようとして決めておいたのであるが、当日、そのものが急に病氣になったというので、その祖父だという老人で、年齢が90歳であるというものが、代わりに出向いていた。元気な老人であった。この人は、「若いときから腑分けはたびたび手がけて、すでに数人を腑分けしたことがある」と語った。これまでの腑分けというのは、このような人にまかせて、その人がそれぞれの部分を指して、肺であると教えたり、これは肝臓である、腎臓であると切り分けて示していったものであった。それを見に行つた人びとは、ただそれを見ただけで帰って、「われわれはじかに内臓を見きわめてきた」などといっていたままでのことであつたという。もともと内臓にその名称が書きしるしてあるわけではないから、腑分けをするひとが指し示すのを見て、わかつたということで、これがそのころまでのならわしであつたということである。その日も、その老人が、あれやこれやと指し示しては、心臓・肝臓・胆臓・胃のほか、名称のついていないものをさして、「名称は知らないけれども、自分は若いときから数体を手がけて腑分けしているが、いずれの腹内を見ても、ここにこのような物があり、あそこにこのような物がある」と示して見せてくれた。これを図によって照らし合わせて考えてみると、後で明確になつた「動血脈(動・静脈)」の二本の血管の幹や、また「小腎(副腎)」であつた。老人がまたいうには、「今まで腑分けのたびに、見学の医師のかたがたにこれらの内臓を指し示してきたのであるが、だれ一人として、それは何、これは何といつて、疑問にされたおかたもなかつた」といった。良沢といつしよに、持っていたオランダ解剖図と照らし合わせてみたところ、ひとつとして、その図と少しも違つていることのないものばかりであつた。古来の医学書に説明している肺の六葉両耳とか、肝臓の左三葉右四葉などという区別もなく、腸や胃の位置や形状も古説とは大いにちがっている。官医の岡田養仙老、藤本立泉老などは、そのころまで7、8度も腑分けをされたということであるが、みな大むかしの説と違つていたので、いつもいつも疑問に思つて、不審の点は解けなかつた。そのつど異常と思われたものを写しておかれた。「つくづく思うに、中国人と西洋人とでは人体に違いがあるのであらうか」などと著述された書物を見たこともあつたのは、きっとこのためであらう。さて、その日の解剖を終わって、いっそのこと骨の形をも見ておこうと、刑場に野ざらしになっている骨などを拾ひ取つて、いろいろしらべてみたところ、これらもまた、いままでの説とはちがつていて、どれもオランダの図とはちがつているところのないことを知つて、みんな驚嘆するばかりであつた。

杉田玄白著・緒方富雄訳注 「蘭学事始」 2000 講談社学術文庫

トピック：自らの手で腑分けを行った医師

穢多の虎松の祖父が骨ヶ原で腑分けを行うより、1年早い明和7(1770)年、河口信任(古河藩藩医)が屍体を京都郊外で解剖している。河口が屍体の解剖を決心したのは、中国の医書「靈樞」に「解剖」の文字を見つけたことと、ヨーロッパの「夷図」との出会いによる。師の反対に対して河口は「一屍体ヲ解カンカ、以ッテ千万人ヲ治術スルノ裨益アラン」と、医学上の意義を述べ解剖を実行している。当時多くの医師は、ケガレ観にとらわれ、自ら屍体に触れ解剖しようとしなかったが、ケガレ観にとらわれず、解剖をすることが多くの人々を救うことになると信じ、人体の構造を理解しようとした医師がいたのである。

【参考】杉本つとむ 「中国医術と西洋医術 - 解剖事始」 『週刊朝日百科 75 日本の歴史 近世 -5 本草の世界と鉱山町』 2003 朝日新聞社

資料5 江戸時代の腑分けの実施記録

西 暦	腑分け関係者名	場 所	特 記 事 項
1754	山脇東洋		「臟志」作成
1758	栗山考庵・熊野玄宿	山口 萩	男刑屍体の腑分け
1770	河口信任	京 都	京都郊外で腑分け
1771	杉田玄白・前野良沢ら	江戸千住	女刑屍体の腑分け(小塚原刑場)
1774	杉田玄白・前野良沢ら	江 戸	「解体新書」作成
1775	山脇東洋	京 都	女人内景真図作成
1776	山脇東洋	京 都	男人内景真図作成
1797	柚木太淳	京 都	女刑・男刑屍体の腑分け
1800	大矢尚斎・各務文献	大 坂	尿管と膀胱の実験 (腑分けによる、初の内蔵に関する実験)
1808	小森桃塙	京 都	「解臟図賦」作成

注：実際に行われた腑分けは、このほかにもあるが、代表的な人物が行ったものや、特記すべき事項のある腑分けのみをここでは掲載した。

松永俊夫 「解剖と被差別部落民 - 医学史に見る近代解剖の欠落」 明日を拓く N019 1997 東日本部落解放研究所 をもとに作成

資料6 旧東京医学校(巻末資料17にカラー掲載)



旧東京医学校(東京大学医学部の前身明治9年建築)には、江戸の町の穢多頭頭であった弾左衛門配下の者たちが、患者の世話や食事面で関わっていた。弾左衛門は、戊辰戦争で傷ついた幕府軍の負傷兵を治療した「海陸軍病院」の建設費用を献金するとともに、配下の者を食事の準備や看護のために派遣している。

上杉 聡 「部落史がわかる」 1997 三一書房

「解放令」 - 社会問題としての部落問題の成立 -

1 目 標

- (1) 「解放令」の歴史的意義を理解する。
- (2) 「解放令」以降、社会問題としての部落問題が成立したことを理解する。
- (3) 差別が厳しくなるなかで、その不合理を訴えた中江兆民の生き方に学ぶ。

2 展 開

主な学習活動	留 意 点
<p>1 「解放令」の内容と意義を知る。</p> <p>「解放令」の意義を考え、話し合う。</p> <p>2 後の部落解放運動において、「解放令」を抛り所に、被差別部落の人々が立ち上がっていったことを理解する。</p> <p>3 資料3をもとに、「解放令」以降、なぜ被差別部落が困窮化していったのかを話し合う。</p>	<p>資料1 解放令「太政官布告」(P20) 内容を簡単に説明する。 「解放令」の歴史的意義を説明する。 (1)差別の法的根拠がなくなった。 (2)「解放令」以降の部落差別は、法制的・制度的な差別ではなく、社会的に創られた差別となった。 (3)今まで共同体社会から制限され、排除されてきたが、参加できるようになった。 (4)法的根拠によって身分差別が強制され、身分と職業が結びつき固定化されていたが、身分と役負担が結びついてきた封建社会が終わった。</p> <p>資料2 高松差別裁判闘争のポスター (P121)・(巻末資料22) 資料について説明し、「解放令」を抛り所に、後の水平社運動など部落解放の動きにつながっていったことを理解させる。</p> <p>資料3 京都のある被差別部落の困窮化(P121) (1)地租改正により、都市の被差別部落で富裕層の流出と生活困窮層の流入がおき、被差別部落がスラム化していった。 (2)官営工場の設立などによって、被差別部落固有の産業が衰退していった。 (3)「松方デフレ政策」(急激な増税・緊縮財政)が、被差別部落の貧困化に拍車をかける。 以上のことを説明する。 明治政府の諸政策が被差別部落の困窮化や生活の低実態を招き、その中で貧困・不衛生などの被差別部落に対する新たな偏見が付与され、社会問題としての部落問題が成立したことを理解させる。</p>

<p>4 「解放令」以降、差別が激しくなっていくなかで、その不合理性に気づき、訴えた中江兆民の生き様を学ぶ。</p>	<p>資料4 中江兆民の部落解放理論(P122) 「新民世界」は、近代以降、最初の部落解放理論とされ、その独自の平等論は、従来の封建的な解放理論とは比べものにならない質の高さを持っていたことを説明する。</p>
<p>5 兆民の考え方や生きざまについて。感じたことや気づいたことを話し合う。</p>	<p>資料5 中江兆民の人間同等観(P122) グループに分かれ、自分自身の考えや感じたことを出し合う。</p>

松方デフレ政策

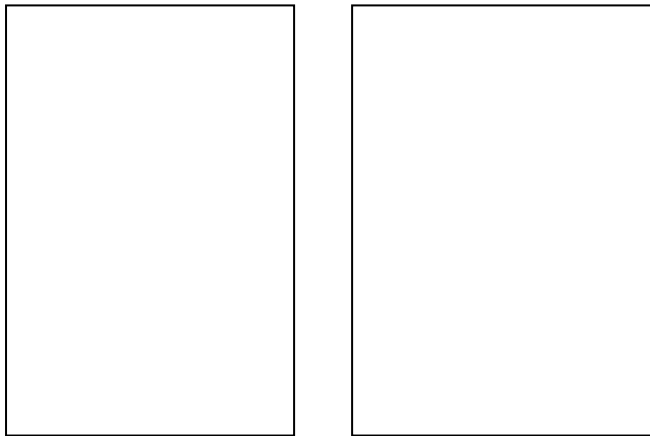
1877年(明治10)2月、西南戦争の開戦とともに、政府はその戦費をまかなうために、当時の国立銀行から1,500万円という大量の銀行券(今日でいう紙幣)を借入れ、自らも2,700万円の政府紙幣を発行した。この結果、国内に出回る紙幣が1年で40%も増え、激しいインフレーションが起り、物価が高騰して庶民の生活を直撃し、社会不安が高まった。

そこで、1881年(明治14)10月、大蔵卿に就任した松方正義は、当時全国に153行もあった国立銀行の紙幣発行を停止し、翌年、日本銀行を設立して、これに紙幣発行権を集中し、通貨制度の統一をはかった。そして、インフレの元凶になった各国立銀行紙幣を廃棄しつつ、統一紙幣としての日銀券を新たに発行していったが、その際、通貨の市中流通量を減少させ、物価の下落を旨とするデフレーション政策をとったので、これを「松方デフレ政策」と呼ぶのである。

この結果、諸物価は急落し、小規模な生産業者と流通業者を直撃した。それは、農村においては零細農家であり、都市においては小資本の商工業者であった。部落産業においても例外ではなく、江戸時代中期以降に成長してきた履物業がこのあおりを受け壊滅的な打撃を受ける。「松方デフレ政策」は、履物業以外の部落産業にも打撃を与え、被差別部落の人々に生活の悪化と窮乏を強いることとなった。

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/yanagin/TimeofYBank3.html>(「柳原銀行とその時代」)をもとに作成

資料2 高松差別裁判糾弾闘争のポスター (巻末資料22にカラー掲載)



全国部落代表者会議への参加呼びかけポスター
福岡県人権研究所蔵

全国部落代表者会議への参加を呼びかけるポスター。「差別判決を取り消せ！ 然らば解放令を取り消せ！」のローガンは井元麟之の提案であった。開催日を「解放令」発布の日に合わせたのも、差別か、解放かという国の部落問題への姿勢を厳しく問う意図が込められていた。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」
2002 解放出版

高松差別裁判糾弾闘争

香川県鷺田村馬場の青年が、部落民であることを告げずに結婚したことを結婚誘拐罪に問われるという事件があった。1933年5月25日、高松地方裁判所での初公判で白水勝起検事は、「特殊部落民でありながら自己の身分を秘し」という差別論告をおこない、6月3日の1審で有罪判決が下された。この高松差別裁判に対して全国水平社は各地で差別裁判糾弾の闘いを展開した。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」 2002 解放出版

資料3 京都のある被差別部落の困窮化

幕 末	皮革業を営み、はきもの類を製造販売して生活。
1865年～ 1874年頃	商売は繁盛し、生活も豊かである。
1881年頃	衰退がはじまる。
1885年頃	極度の貧困におちいる

1885年当時の京都のある被差別部落

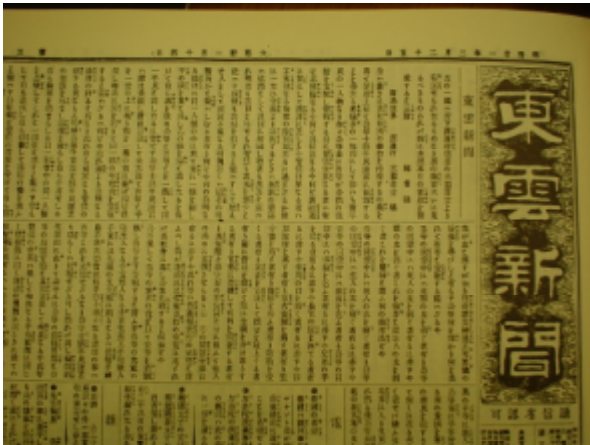
戸数1161戸のうち、困窮のもの749戸

400戸...わずかに残った衣類などを売って生活

349戸...売るものなく餓死寸前

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版

資料4 中江兆民の部落解放理論



東雲新聞 明治21年2月25日

新民世界 渡辺村大円居士
私は、世界の最下層のさらに下の層に属する者であり、むかしはあなたがたからケガラわしいものとされた人間である。

私たちの仲間には、死んだ獣の皮をはぐ者がある。あなたがたの仲間には、死人の皮をはぐ者があるではないか。獣の皮をはぐ者を軽蔑し、人の皮をはぐ者を「医者」として敬うのはどういうリクツであろうか。

あなたがたは、平等主義を主張して、あなたがたの上にいる貴族を喜ばないのに、あなたがたの足もとにいる部落の人々を敬うことを知らない。平等主義の中身は、いったいどこにあるのか。

「東雲新聞」1888年2月25日

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」
1993 解放出版

資料5 中江兆民の人間同等観



高知市立自由民権記念館蔵

保安条例で東京から追放処分となり、大阪に赴いて同志と始めた『東雲新聞』（1888年1月15日創刊）は、創刊1か月後に「新民世界」と題する論説を掲げた。「渡辺村 大円居士」の寄書という体裁をとっていたが、筆者は中江である。渡辺村は、大阪にあった被差別部落地域の通称であった。この論説は、新民（明治政府の身分廃止により、旧武士を士族、農工商一般を平民と称し、被差別民は新しく平民となったので新平民と呼ばれた）の立場から人間の同等を主張したもので、社会の最下層の立場に徹底してこそ、他に優越せず、他を差別せず、もっとも自由な精神を持つことが可能となるとし、差別性は、被差別者の側に由来や理由があるのではなく、差別者側（制度・習慣・意識）に問題があると指摘したのである。

松永昌三 「福沢諭吉と中江兆民」 2001 中公新書

水平社宣言に学ぶ

1 目標

- (1) フランスの人権宣言(1789年)が男性によってつくられた人権宣言であったことをふまえ、日本で最初の人権宣言といわれる水平社宣言をジェンダーの視点で見直す必要性に気づく。
- (2) 水平社運動が、アイヌ民族の「解平社」や朝鮮の被差別民白丁(ハクチョン)の「衡平社(ヒョクピョソ)」などの運動に大きな影響を与えていたことに気づく。

2 展開

主な学習活動	留意点
<p>1 水平社宣言の朗読を聴き、水平社の思想をつかむ。</p>	<p>資料1 水平社宣言(P32)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちをとりまく社会に差別を生み差別を支える構造を見出した。 ・社会の側の同情にすぎるのではなく、自分たちの力で差別に立ち向かおうとした。 ・「人間をいたわる」のではなく、「人間を尊敬する」ことを運動の原点に置いた。 ・差別を受けていたからこそ、最も人間らしい生き方をしてきた。 ・「人間に光りあれ」と宣言することで、普遍的な人間の価値の実現を求めようとした。 <p>以上のような水平社の思想をつかませたい。</p>
<p>2 フランスの人権宣言はジェンダーの視点を含んでいなかったことを知り、水平社宣言ではどうであったのか考える。</p>	<p>資料2 女性の権利宣言(P124)</p> <p>人権宣言が女性の人権保障に及んでいなかったことを説明する。</p>
<p>3 日本で最初の人権宣言と言われている水平社宣言もまたジェンダーの視点を含んでいなかったことを理解する。</p>	<p>資料3 婦人水平社の設置(P125)</p> <p>男性たちの中には、女性の組織化を戦力向上のためとしか考えていなかったことを読みとらせる。阪本数枝等、女性運動家の水平社運動への思いにも触れさせたい。</p>
<p>4 水平社運動が他のマイノリティの解放運動に、どのような影響を与えたか考える。</p> <p>(1)アイヌ民族の「解平社」について</p> <p>(2)朝鮮の被差別民「白丁(ハクチョン)」の「衡平社(ヒョクピョソ)」について</p> <p>(3)「日本プロレタリア癩者解放同盟」について</p>	<p>資料4 アイヌ民族の解平社(P125)</p> <p>資料5 衡平社と水平社(P126)</p> <p>資料6 外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」(P126~128)</p> <p>外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」について説明する。</p>
<p>5 水平社運動がアイヌ民族の「解平社」や、朝鮮の被差別民白丁の「衡平社」の運動などに影響を与えていたことに気づく。</p>	<p>名称や綱領などの比較を通じて、当時、社会的マイノリティの運動に対する、水平社運動の影響力が大きかったことに気づかせる。</p>

資料2 女性の権利宣言

フランス国民議会が1789年に宣言した「人権宣言」は、近代社会の歴史的起点とされてきている。だが、この「人権宣言」は正式に言えば「男性および男性市民の権利宣言」であった。

オランプ・ドゥ・グージュ（劇作家）は1791年、前文と17か条からなる「男性の人権宣言」とまったく同じ条文構成で、「女性および女性市民の権利宣言」を発表した。

グージュのこの宣言の思想的な意味

第1に、グージュは革命議会が宣言した「人権宣言」からは女性が除外されていることを目にみえるかたちで示した。この「人権宣言」はフランス語で正式に「男性（オム）および男性市民（シトワイアン）の権利宣言」とされていた。

第2に、グージュは、女性も男性も同じように人権があることを積極的に提起した。「母親・娘・姉妹たち、国民の女性代表者たちは、国民議会の構成員となることを要求する。そして、女性の諸権利に対する無知、忘却または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮して、女性の譲り渡すことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。」グージュは、女性も男性も同様に神聖で譲り渡すことのできない権利を持っていること、女性にも言論の自由があり、罪を犯したら処罰される権利があること、さらには男性と同じように、女性も職業につき、租税を払い、共同の政府に参加し、政府を監視する権利があることを、主張した。

歴史学はこの「男性の人権宣言」が普遍的人間の「人権宣言」だと誤読してきた。グージュの「女性の人権宣言」は公表されてまもなく「封印」され、パリの図書館の奥深くにしまいこまれ、グージュ自身も、ロベスピエールに処刑されてしまった（1793年11月3日断頭台）。

栗原のみ研究室 http://www.ads.hukushima-u.ac.jp/~lumi/html/gender_h_02.html

（なお、「中学社会 歴史 未来みつめて」 2003 教育出版社 P131に「国王に抗議するために、ベルサイユ宮殿に向かう女性たち」の絵があるので、併せて活用するのが望ましい。）

トピック：婦人水平社の活動家たち

全国水平社第2回大会(1923年)で、奈良県の柏原出身の阪本数枝が「婦人も水平運動をやらなければならない」、「婦人は目醒め一日も早く水平運動に関係せなければならない」と述べ、水平社運動史上初の婦人水平社設立の提案がなされた。被差別部落の男性たちは、被差別部落の女性であるが故に負っている苦悩に目を向けることができていなかったため、女性が負っている「二重三重の差別を圧迫」の存在を告発したものであった。これ以後の運動では、高橋くら子・増田久江・糸若柳子・西田ハル他の女性活動家が登場し、部落差別と女性差別の撤廃を訴えていく。

【参考】水平社博物館編 「全国水平社を支えた人々」 2002 解放出版社

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」 2002 解放出版社

参考：婦人水平社に対するまなざし

婦人水平社が生まれたのは、1923年の全水第2回大会の場であった。そのとき、全水の側が婦人水平社を戦力向上の一環として考えていたことは、阪本清一郎からの聞き取り（鈴木裕子著の「婦人水平社運動史 - 水平線をめざす女たち」）によって明らかである。女性の意識の遅れが水平社運動の輪を広げる上で障害になっていることから、女性を開眼させる必要性があり、婦人水平社には、男性を主体とする水平社の運動を根づかせるための前提づくりとして、男性への啓蒙の役割が期待されていた。

黒川みどり 「被差別部落と性差別」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社をもとに作成

資料3 婦人水平社の設置

「第2回大会では、婦人水平社の設置がやはり奈良県柏原の阪本和枝(一枝)から提案され、可決された。水平社に集う男性たちの多くは、部落女性が女であるがゆえに負わねばならない苦悩に十分目を向けることなく、女性の組織化はあくまで水平社の戦力向上のためとしか考えていなかったが、彼女たちは、そうした水平社側の意図を乗り越えて、『二重三重の差別と圧迫』の存在を次々と告発していった。
(略)しかし、それでも「家」制度を撃ち、そのもとでの 男による圧制 を暴き出す彼女たちの訴えをつうじて、そうした部落女性の実態(「家」支配のもとで昼夜仕事に追われ続けていた)も徐々に明るみに出されていったといえよう」

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社
文中に阪本和枝とあるが、「部落問題人権辞典」では阪本数江となっている。

資料4 アイヌ民族の解平社

「解平社」は1926年10月、アイヌ民族の砂澤市太郎、門野ハウトムティ、松井國三郎、小林鹿造の四名を中核メンバーとして創立され、その精神的支柱となったのは全国水平社の運動であった。「解平社」創立の最大の目的は「同化」政策のもとでの差別と抑圧からの解放を通して、「日本人」との民族的平等を実現することであった。

砂澤らは「解平社」創立に当たっての抱負を語るなかで、「日本農民党や水平社の力をも借りて運動を実現を期す」と述べている。これは「解平社」の運動の戦術面に着目した言説であるが、その根底には森竹竹市と同様に水平社運動への強い関心が存在していたことはいうまでもない。砂澤らが命名した「解平社」という組織名は由来こそ異なるが、「水平社」のそれと酷似している。その理由は「水平社」と連帯してアイヌ民族の解放運動を推進する、いわば「解平社」の運動の方向性と不可分の関係にあり、単なる「水平社」への憧憬からではなかった。

このように被差別部落出身者が団結し、自らの力で差別と抑圧からの解放を目指す水平社運動はアイヌ民族に衝撃を与えるとともにその心を捉えた。それは同時に民族としての自覚や自立の重要性を喚起し、アイヌ民族が主体的な社会運動や言論活動を展開していくひとつの契機ともなった。

永井秀夫 「近代日本と北海道 - 『開拓』をめぐる虚像と実像 - 」 1998 河出書房新社

トピック：衡平社大会に参加した人物

兵庫県に生まれた徳永参二は、四国松山の地で愛媛県最初の水平社を1923(大正12)年に創立し、愛媛県を中心とする四国の水平社運動をリードした人物である。徳永は1928(昭和3)年4月、朝鮮の被差別民であった白丁の解放をめざして創立された、衡平社の第6回大会に日本から全水代表として参加する。衡平社第6回大会のポスターは、ハングル文字の旗を掲げ、左手を水平に伸ばして立つ男性が描かれている。韓国にも残っていないこのポスターが日本にあるが、これを日本に持ち帰ったのは、衡平社の第6回大会に参加した徳永ではないかと言われている。

【参考】増田智一 「徳永参二 四国の水平運動をリード」 水平社博物館編 『全国水平社を支えた人々』 2002 解放出版社

秋本良次 「愛媛県水平社の緒戦を飾った二人の戦士」 『近代日本と水平社』

秋定嘉和・朝治武編著 2002 解放出版社

辛 基秀 「衡平社精神はいきていた」 『部落解放第360号』 1993 解放出版社

資料5 衡平社と水平社

朝鮮の被差別民衆「白丁」(ハクチョン)は、1894年の甲午改革で制度上解放されたが、その後も生活全般にわたって厳しい差別を受けた。水平社創立の翌年1923年4月、慶尚南道晋州(ホソナムド フジウ)で、「我々は、階級を打破し、侮辱的称号を廃止し、教育を奨励して、我々も真実の人間となることを期する」衡平社(ヒョクヨサ)が結成された。(後略)

水平社は1924年の第3回大会で、「朝鮮衡平運動と連絡を図るの件」を可決した。この時、在日朝鮮人の差別撤廃運動を声援する件も可決された。(後略)

以後毎年の全水大会は、衡平社大会で、祝電・祝辞が交換された。衡平社第4回大会では「水平社との完全なる提携促進」が決議された。1927年には水平社執行委員高丸義男がソウルの衡平社本部を訪問し、衡平社からは中央委員李東煥(イソァン)が京都・大阪・香川の各水平社を訪問した。衡平社創立5周年記念祝賀会では全九州水平社の松本清が祝辞を述べ、全水第6回大会では衡平社代表が挨拶した。翌年の衡平社第6回大会でも、全水から徳永参二中央委員の祝辞があり、水平社との提携が正式に決議された。全水第7回大会では、朝鮮衡平社代表として李東煥が祝辞を述べている。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社

資料6 外島事件と「日本プロレタリア癩者解放同盟」

外島事件を報じる新聞記事



小松頼正資料 高知市立自由民権記念館寄託



村田正太の碑（野市町）

外島事件の舞台となった外島保養院院長であった村田正太の顕彰碑。碑の裏側には村田の「ハンセン病」の研究における功績などについて書かれている。

外島事件の背景

「外島事件(大阪)は2年の間に保養院(邑久光明園の前身)で起きた三つの要素から成り立っている。

- 1 患者のなかの急進的グループが1932(昭和7)年11月20日を目標に「日本プロレタリア癩者解放同盟」を結成しようとし、不成立に終わったが、大島青松園療友への働き掛けが早くから当局にキャッチされ、思想取締まりが大きな問題になっていたこと。
- 2 昭和8年度の自治会役員選挙で急進派が敗退し、保守派が勝利したが同年8月4日、職員4名が大坂府特高警察の取調べを受け、続いて新聞が「レプラ患者に赤い媚薬・多数のメンバー」「赤の組織を確立」と大きく報道したため、保守と急進の対立に改めて火がつき、自治会機関が後者を平和の攪乱者として追放することを決定し、院長に要求したこと。
- 3 ポケットマネーを割き、急進派20名を「逃走(8月30日)」させた村田正太院長の責任をめぐり、府と院長が対立し、入院患者がこぞっての留任運動にも拘らず「理解なき所に勤務はできない」と辞任(10月9日)するに至ったこと」

『『ヒロイズム』といわれ、空中楼阁に終わったとはいえ、「日本プロレタリア癩者解放同盟」が実現をめざした因習的差別観念打破、全国的な待遇の改善並びに統一、親書小包の強制開封絶対反対、作業賃金の値上並びに労働時間短縮、言論集会結社の自由、満18才以上の男女に選挙権の自由獲得、戸籍調査の廃止並びに転籍の自由、全国的癩相談所網の確立、全国各療養所の医療機関の完備、強制退院並びに体刑処分絶対反対、全国各療養所の拡張、患者の犠牲による収容人員の増加絶対反対、重症者の待遇改善並びに保護法の制定、差別に対する徹底糾弾、外出の自由獲得等「政策草案」に示された意識の高さは評価されてよい」

(財)藤楓協会編「健康ネット リンク集 藤楓協会 ホームページ」
<http://www.health-net.or.jp/links/hansen/jiken01.html>

日本プロレタリア癩者解放同盟

1933年1月4日頃に、「日本プロレタリア癩者解放同盟」(以後「癩者解放同盟」とする)の結成大会が、外島保養院で極秘裏に開かれ、規約などの文章が読み上げられた。続いて承認の後に、「癩者解放同盟」が結成された。

この「癩者解放同盟」の22項からなる政策草案には、「18歳以上男女の選挙権獲得や言論集会結社の自由、団結権、罷業権の獲得の要求など普遍性を持つ民主主義的要求」などが盛り込まれていた。また、綱領草案においては、第一項で「因習的差別観念打破」が掲げられ、別の項では「差別者に対する徹底糾弾」の立場が示されている。さらに宣言草案には、同情を求めるような態度の排撃という決意から、既存の救癩団体である日本MTL(キリスト教信仰者中心の団体)、癩予防協会、希望社といった組織の姿勢を痛烈に酷評している。また「癩者解放同盟」は、日本プロレタリア文化連盟に加盟することで横のつながりを築き、全国的に戦線を統一することで単一組織化を図るという展望をもっていた。

「癩者解放同盟」について藤野(1993)は、「ハンセン病患者への差別撤廃という課題を主張していたことに注目する」と述べているが、「癩者解放同盟」が掲げる政策草案や規約草案、宣言草案などは、全国水平社創立時の綱領や宣言とも重なるという指摘もしている。このことから、「癩者解放同盟」結成者は、水平社の運動・主張から学び、それらを「癩者」に対する差別撤廃運動に重ねたと考えられている。

藤野 豊 「日本ファシズムと医療」 1993 岩波書店

トピック：満蒙開拓団に参加した被差別部落の人々

1932(昭和7)年に「満州」国が成立し、「満州」移民計画に関する法案が成立、「満州」移民団が「満州」国に展開していくようになる。「満州」移民団として入植する人には様々な人々がいたが、国内で厳しい差別を受けていた被差別部落の人々は、広大な土地があり自分の土地が持て、厳しい差別からも解放されるという融和団体や水平社の宣伝は、「満州」移民への期待を大きくした。しかし被差別部落の人々が、自分たちが入植した土地に住んでいた中国人の苦しみや、「満州」国で生活する中国人に対する民族差別に気づくことがあっただろうか。日本国内で厳しい差別を受けていた人々が、民族差別の差別者側に立ったという事実を理解した時、何を考え得ただろうか。1945(昭和20)年8月9日から始まるソ連軍の南下は、一般の移民団同様、被差別部落の移民団にも悲劇をもたらした。熊本県鹿本郡来民(クミ)村からの来民開拓団では、271人全員が自決する悲劇が起こっている。

【参考】松浦 勉 「アジア太平洋戦争と被差別部落 - 全国水平社・松本治一郎の戦争協力とその論理」

松浦勉・渡部かよこ編 『差別と戦争 - 人間形成史の陥穽 - 』 1999 明石書店

部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社

松下志朗 「民衆と差別の歴史」 1992 明石書店

大江卓の「まなざし」から岡崎精郎の「まなざし」へ

1 目 標

- (1) 大江の「まなざし」と岡崎の「まなざし」との違いを知る。
- (2) 二人の「まなざし」を対比することにより、部落差別撤廃への展望をさぐる。

2 展 開

主な学習活動	留 意 点
1 大江卓の略歴とエピソードを知り、彼の「まなざし」をつかむ。	資料1 大江卓の略歴(P130) 提示し、大江卓の略歴を説明する。 資料2 大江卓のエピソード(P130) 彼が、被差別部落外の人間であることを知らせ大江卓の「まなざし」を説明する。
2 岡崎精郎の略歴とエピソードを知り、彼の「まなざし」をつかむ。	資料3 岡崎精郎(P131～132) 提示し、岡崎精郎の略歴を説明する。 資料4 岡崎精郎のエピソード(P132) 彼が被差別部落外の人間であることを知らせ、岡崎精郎の「まなざし」をつかませる。
3 岡崎精郎が、なぜこうした「まなざし」をもてるようになったのかを考える。	被差別部落外の人物のこうした「まなざし」の背景を、人権思想の拡大という側面から考えさせ、すべての子どもたちが自らの問題として部落問題を認識する際の基点になるようにする。
4 二人の「まなざし」を対比し、大江の「まなざし」から、岡崎の「まなざし」への変化を考える。	人間の認識は、「変わり得るもの」「変え得るもの」であり、世の中の考え方も「変わり得るもの」「変え得るもの」であることに気づかせる。

資料1 大江卓の略歴

1847～1921（弘化4～大正10）明治・大正期の政治家、実業家、融和運動家。土佐（現高知県）の生まれで宿毛で育つ。幼名・秀馬。1871年（明治4）卓と改める。19歳で長崎に遊学、以降、海援隊と接触、倒幕運動にも加わる。維新後、兵庫・大阪で商業活動などをするが、賤民制度の廃止を思い立って東京へ。2回にわたり民部省に建議、とくに第1次建白書はほぼ全面的に採用され、民部省による若干の修正後、民部省の伺書として太政官に提出された。72年神奈川県権令となる。このころ、マリア・ルース号事件が起こり、裁判長として奴隷解放に貢献。その後、大蔵省に移り75年10月に免官、官界を去る。77年の西南戦争に呼応、林有造らと挙兵のため武器を調達しようとして10年の刑を受ける。84年仮出獄。以降、自由民権運動に加わり第1回総選挙で衆議院議員に当選。次の選挙では落選して実業界に転身、数々の事業を手がけた。1912年（大正1）頃から再び部落問題にかかわり、帝国公道会幹事長に。融和運動参加を機に出家、天也と号す。だが、治安対策として部落問題にかかわろうとする傾向が強く、差別的言動も目立ったので、部落の側からは批判的にみられた。

秋定嘉和・村越末男・桂正孝 「新修部落問題事典」 1999 解放出版社

資料2 大江卓のエピソード

大江は、被差別部落の人々を「可憐部落民」と呼び、救済と指導をほどこす対象である「弱者」と見ていた。大江は「帝国公道会は、此等可憐の人民が漸く自覚によりて改善の曙光を見やうと、一生懸命に、あせりもがき苦辛^{くしん}惨憺^{さんたん}して居るに対し同情を表し一層之を鼓吹し彼等自分の向上に力を添へると、同時に、彼等の向上を世人に承認せしめる行動をするの目的で興した」と語っているように、その態度はきわめて尊大である。阪本清一郎によれば、大江は被差別部落を訪れるとき、自分のかばんのなかに食器や衣類を詰めていて、被差別部落で出される食器や衣類をけっして使用しなかったという。大江自身、差別を行動をもって肯定していたのであり、そうであるがゆえに治安上危険視し、「可憐部落民」とか「弱者」として扱ったのである。

ただ、大江の認識に進歩的なものを見い出すとすれば、それは部落差別を日本人内部の差別としてとらえ、それを「権利の蹂躪^{じゅうりん}」であると主張した点である。そして差別の責任を被差別部落の側にのみ押しつけず、社会全体にも反省を求めた。しかし、大江の語る「権利」とは、明治天皇により認められた「権利」以外のなにものでもなかった。したがって、被差別部落の人々が、人間としての権利を意識して差別に反対することは、危険な行為として大江の目には映じたのである。大江は、被差別部落の人々は風紀を改善してこそ社会の同情が得られるのであり、法律を楯^{たて}に権利を主張したりしては真の同情は得られないと語る。要約すれば、大江の認識はあくまでも明治天皇への報恩を原点とし、そのための差別撤廃と天皇制国家の擁護とを同時に求めたのである。それゆえ、大江は被差別部落の人びとをある時は同情すべき弱者と、またあるときは社会への不満に満ちた危険な集団と見、けっして自分と対等の人格を認めなかった。大江の被差別部落の人びとに対する差別的かつ尊大な態度もここに由来する。

藤野 豊 「同和政策の歴史」 1984 解放出版社



大江 卓 高知市立自由民権記念館蔵

被差別部落外の人々の「まなざし」としては、田村乙彦の「まなざし」もある。田村は佐川町に生まれた農民組合運動家で、歌人でもある。田村は、農民運動の立場から水平社運動と連携し、1932年4月発行の「田園の花」第2号に、被差別部落の人々に捧げる詩「育て力づよく」を発表している。

石元公令 「田村乙彦の文学 詠の復権」
佐川町青山文庫 青山文庫紀要 第4号 1996



左端が田村
佐川町立青山文庫

資料3 岡崎精郎

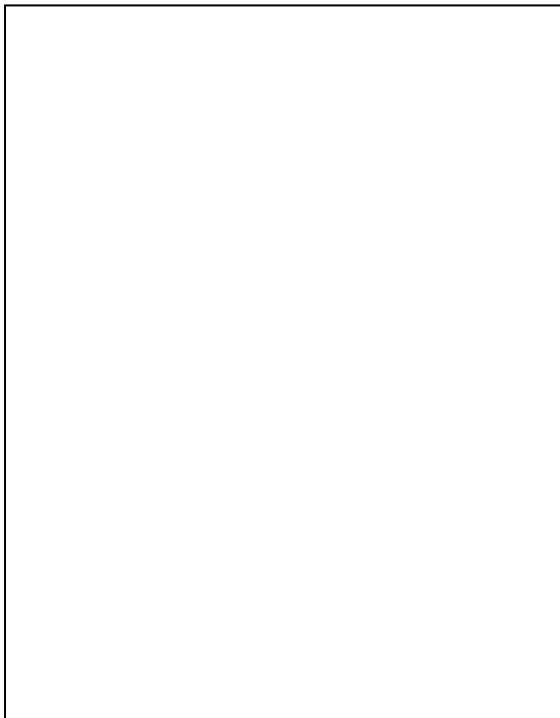
精郎が部落問題を痛烈に受け止めたのは、1926年冬と言われている。秋山村の小学校で開かれた吾南青年団雄弁大会で、一人の水平運動家がいわれなき差別に苦しむ不合理を訴える様子に、良心を揺り動かされその場で被差別部落の人々に頭を下げた時である。

精郎にとって、部落問題の無理解は「私自身の罪悪として、義務の怠慢として、謝罪し懺悔する」ものであった。

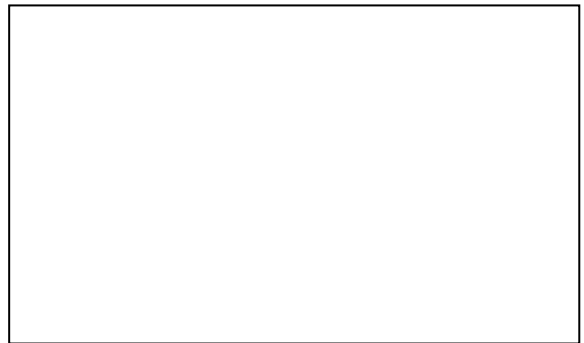
そして精郎は直ちに県下の被差別部落訪問、各地での差別撤廃の街頭演説、また被差別部落での奉仕活動や青年団員との交流に取り組むようになった。

地元の秋山村では、1929年6月以降隣保館の建設運動が起こり、当時村長であった精郎は運動成功のために尽力し、1930年12月高知県最初の隣保館建設を実現に導いた。隣保館は農繁期には託児所を開設し、保育者は天生園（精郎の自宅で、宗教的実践生活の拠点とした。）から通っていたのである。

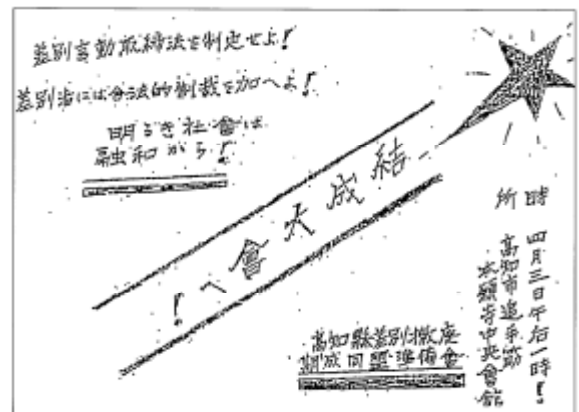
精郎はまた1930年から5年間取り組まれた、差別言動取締令の制定運動の中心になって活動した。1932年高知県差別撤廃期成同盟においては委員長に就任している。



岡崎精郎の写真 高知市立自由民権記念館蔵



秋山村にできた高知県最初の隣保館



高知県差別撤廃期成同盟結成大会チラシ

資料4 岡崎精郎のエピソード

部落問題を自己の課題として受けとめた精郎の人柄を浮き彫りにさせるエピソードが二つある。一つは、精郎がA部落を訪問しようとして「愛用の木綿縞の袴」を着用していた時のことで、父親から「どこへ行くのか」と尋ねられ、精郎が「Aへ行きます」と返事すると、父親は「そんなら袴はいらないだろう」と言ったという。そうすると、彼はムキになって「お父さん、何をいわれるのですか？Aへ行く礼儀というものではありませんか。Aなら袴に及ぶまいというのは、Aを見下すことです。謝って下さい」と父親の言を咎めたという。この息子の熱意には父親も頭を下げたとのことである。自分がこうと一旦決めた事柄に対しては真摯かつ徹底的に向き合う精郎の人柄が見て取れよう。

もう一つは、被差別部落へ入り込んでの社会奉仕活動の実践である。1929年3月14日に融和団体である高知県公道会総会開催の通知を受け、10日から妻の鶴子とともに高知市へ出向いていった。一文のお金も持たず、高知市の門々で托鉢して六合のお米をもらい、B部落に入っていったのである。入ってまず行ったことは、夫妻そろって箒を取って鍬をにぎり、塵の多い道を清め、溝をさらえることであった。夕方まで清掃活動に励み、夜は青年団員と交流し、「よく自他の人格の絶対的尊厳に目ざめよ。あらゆる差別を越えて吾等は神の前に一なる兄弟である」と、自らの差別撤廃に向けた信念を語った。

教科書無償運動から学ぶ

1 目標

- (1) 教科書をタダにする会の人々が権利実現要求として取り組んだ運動が、義務教育の教科書が無償にすることにつながったことを理解する。
- (2) 権利保障をめざす運動が、運動した人々だけでなく、国民全体の権利拡大(実現)につながっていったことに気づく。

2 学習計画 全7時間

- (1) 教科書無償運動当時の時代背景をつかむ(1時間)
- (2) ディベートを行い、運動の意義と成果を理解する(6時間)

3 展開

- (1) 教科書無償闘争当時の時代背景をつかむ

学習活動	留意点
<p>1 写真を見て、何をしている様子であることを自由に発表する。</p> <p>2 教科書無償運動が起こった時代背景を理解する。</p> <p>3 自分なら教科書をどのように用意するかを考える。 (1)教科書はあるかいないか。 (2)経済的に厳しく、親は教科書を買ってくれないが、教科書が欲しい子どもだったら。 (3)子どもに教科書を買ってあげたいが、買えないほど経済的に困っている親だったら。</p> <p>4 「ディベート」の方法を学ぶ。</p>	<p>資料1 教科書を手渡している写真 (巻末資料19)</p> <p>写真の左半分を隠して提示し、何をしている様子かを発表させる。</p> <p>当時の教科書(教育センターにも一部あり)教科書を配布する。 国民全体が貧しかったことを伝え、被差別部落の人々の収入と教科書代を示す。</p> <p>自分が当時の人間だとして、左の問いについてどうするかを考えさせ、発表させる。</p> <p>教科書無償肯定派と否定派の立場、判定する班の三者の立場で行うことを伝える。 実施方法や資料の収集方法について理解させる。</p>

ディベートの実施方法について

1	立論	(1) 無償派側	3分	(2) 有償派側	3分
	作戦タイム		3分		
2	反対尋問	(1) 無償派側	4分	(2) 有償派側	4分
	作戦タイム		3分		
		(1) 無償派側	4分	(2) 有償派側	4分
	作戦タイム		3分		
3	最終弁論	(1) 無償派側	2分	(2) 有償派側	2分
	整理タイム		4分		
4	内容について判定		5分		
5	実施者感想発表		5分		
6	授業実践者総評		8分		

流れや時間設定は目安なので、授業実践者は工夫をしてください。

(2) ディベートを行い、運動の意義と成果を理解する

学習活動	留意点
1 「ディベート」のための資料収集を行う。 (3時間)	資料収集を行うことを伝える。 (全員に資料収集をさせる)
2 集めた資料をまとめる。 (1時間)	ディベートの展開を考え、作戦を立てるように伝える。
3 「ディベート」を行う。 (1時間)	最終弁論後、審判となった班から結果と内容について発表する。 (判定と客観的な視点から両者のよかった点や不十分であった点について指摘する。) 学習活動4につながるよう、総評を行う。
4 運動の意義と成果を考える。	資料2 「教科用図書は無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。

補足：教科書の無償配布の根拠となる法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 (昭和37年3月31日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年12月21日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (昭和39年2月3日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和39年2月14日)

以上の法制定により、義務教育においては、すべての児童生徒に教科書が無償配布されるようになった。

資料2 教科用図書の無償に関する法律

義務教育諸学校の教科用図書の
無償に関する法律

(昭和三十七年三月三十一日
法律第六〇号)

(趣旨)

第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(調査会)

第二条 前条第一項に規定する義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の教科用図書を無償とする措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

3 調査会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

4 調査会は、第二項の規定により文部大臣から諮問のあつた事項のうち昭和三十七年度の予算の執行及び昭和三十八年度の予算の作成に係る部分については、その調査審議した結果を昭和三十七年十一月三十日までに文部大臣に答申しなければならない。

4 発展学習

(1) 学習計画 (2) 以降の別展開例
「運動の意義と成果を理解する」

学習活動	留意点
1 憲法第26条について確認する。	憲法第26条を示す。
2 「教科書をタダにする会」が結成された理由を理解する。	資料3 教科書をタダにする会の写真 (巻末資料20) 結成までの経過を説明する。
3 写真を見て、当時の雰囲気をつかみ、説明を聴いて、教科書が無償になるまでの経緯を理解する。	資料4 市長交渉の写真 (巻末資料21) フォトランゲージを行いながら説明していく。
4 運動の意義と成果を考える。	資料2 「教科用図書の無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。

(2) 学習計画(2)以降の展開例
「運動の意義と成果を理解する(調べ学習)」

学習活動	留意点
1 憲法第26条について確認する。	憲法第26条を板書し、理解させる。
2 「教科書をタダにする会」が結成された理由を理解する。	「教科書をタダにする会」が結成されるまでの経過を説明する。
3 写真を見て、当時の雰囲気をつかむ。	次の調べ学習の動機づけになるよう、様々な写真を提示する。
4 グループに分かれてテーマ毎に調べ学習を行う。	テーマ毎にグループをつくる。 (1)「タダにする会」の活動 (2)「行政」の対応 (3)「マスコミ」の動き (4)「反対運動」 (5)「学校(教育関係者)」の取り組み (6)「その他」
5 各グループの発表	それぞれがどのような行動をとったかを調べ、自分たちの意見をまとめ発表資料を作成させる。
6 運動の意義と成果を考える。	各グループの発表を聴きながら全体像をつかみ、質問があればあとで受け付けることを伝える。 資料2 「教科用図書は無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。

「識字学級」から学ぶ

1 目標

- (1) 文字を知らないことの持つ問題点を知り、奪われた文字を取り戻そうとする人々の思いに共感することができる。
- (2) 奪われた文字を取り戻そうとする識字学級生の生き方と自分を重ね、これからの自分の生き方を考える。

2 学習計画(全2時間)

- (1) 校内オリエンテーリング(1時間)
- (2) 識字学級から学ぶ(1時間)

3 展開

- (1) 校内オリエンテーリング(1時間)

学習活動	留意点
1 「校内オリエンテーリング」を体験する。	資料1 ルールやり方説明表(P138) 資料2 ルートマップ 資料3～5 ワークシート(P139～141) 資料6 日本語ハングル対比表(P142) ルートや実施方法は、日本語で表記し説明する。目的地についてはハングルで表記する。
2 感想を発表する。	文字が読めないことの困難さに気づくと思われる。

- (2) 識字学級から学ぶ(1時間)

学習活動	留意点
1 今、日本に識字学級があることを確認する。	生徒の発言を引き出してもよいし、授業実践者が提示してもよい。
2 識字学級生の人生・思いを学ぶ。 (1) 識字学級生の作文を読む。 (2) 感じたことを発表する。 (3) なぜ文字を奪われていたのか、その理由を考える。 (4) 文字を奪われるということは、字が読めないだけでなく、他にどんな弊害があるかを考える。 (5) 文字を獲得し、生活がどう変化したかを考える。	資料7 「タヤけがうつくしい」(P45) 資料8 「がんばろう」「ただ一つのみち」(P143～144) を配布し読ませる。 展開については、グループの代表が発表してもよいし、クラス討議形式で展開していてもよい。 文字を奪われた背景に部落差別があることに気づかせる。
3 識字学級生の思いや生き方から学んだこと、また自分の中で変化したことについて発表する。	他者の生きざまを学び、自分と重ねられるように支援する。
4 まとめ	

資料1：ルールやり方説明表

- (1) ハングルを使ったオリエンテーリングを行うことを伝える。
- (2) 資料3・4・5のワークシートを配布する。
- (3) 資料1のルールを説明する。
- (4) 各所(ポイント)に人を配置する。5人必要なので、教職員または生徒に依頼する。なお担当者には事前に実施方法を伝えておく。
- (5) オリエンテーリング開始。
- (6) 最終ポイントの保健室では、数枚の「薬カード」から指示された「カゼ薬」カードを選ぶ。
- (7) ゴールで「カゼ薬」カードを持ち帰ったかを教員が確認し、すべての班がゴールして、オリエンテーリング終了とする。

事前に準備しておくこと

- (1) 各校の校内見取り図を班数分、印刷しておく。
- (2) 班毎にルートを違えた「ルールやり方説明表」を作成しておく。
- (3) 資料5の指示カードをポイント毎に準備しておく。その際、保健室では必ず「指示カード5」を使用すること。なお、他の4ポイントでは、ポイント毎に指示カードの内容が一緒のものを使用しても、内容が異なる指示カードを使用して班毎に指示がかわっても、どちらでもかまわない。
- (4) 「薬カード」を班の数分印刷しておく。なお、カードを空き缶などに貼り付けて準備してもよい。

資料2 ルートマップ

実施校の校内見取り図を班数分コピーし、各班に配布してください。

資料3 ワークシート1

次のシートを班数分用意して配布する。

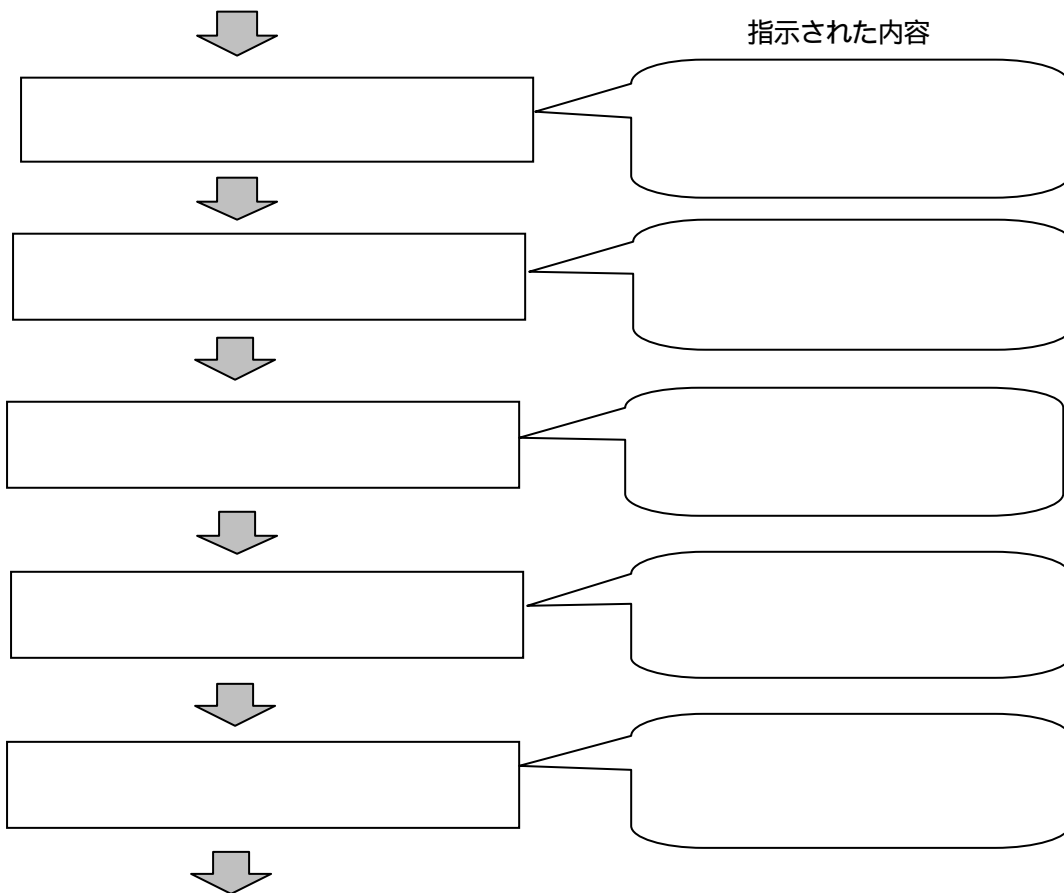
() 班のルートです

ルール

- (1) 原則として、ハングル文字の表記は、日本語読みをハングル五十音表記で置き換えたものです。
- (2) 下の順番通りに各所(ポイント)に行き、指示された内容を行ってください。なお、各所の人にOKをもらってから次のポイントに進んでください。
- (3) 下の右空欄に、各所で指示された内容を日本語で記入して行ってください。

ルート

スタート: 教室



ゴール: 教室

資料4 ワークシート2

ハンゲル表記のポイント

- (1)ハンゲル表記ポイント名をコピーし、班毎にまわる順番を変えて、前頁のルートの部分に貼って使用してください。
- (2)すべての班のルート表の最後には、「保健室」とハンゲル表記されたものを必ず貼ってください。
- (3)予備カードは他の場所をポイントにする場合に活用してください。

校長室(こうちょうしつ)

職員室(しょくいんしつ)

図書室(としょしつ)

視聴覚室(しちょうかくしつ)

保健室(ほけんしつ)

……予備カード

ハンゲルの「薬カード」

- (1)「薬カード」はコピー後、切り取って使用してください。
- (2)このカードは正式なハンゲル文字で表記されています。
- (3)カードの日本語訳

カード1 = 「カゼ薬」 カード2 = 「胃腸薬」
カード3 = 「頭痛薬」 カード4 = 「目薬」

カード1

감기약

カード2

위강약

カード3

두통약

カード4

눈약

資料5 ワークシート3

ハングル表記の「指示カード」

- (1)「指示カード」はコピー後、切り取って使用してください。
- (2)予備カードは他の指示を与える場合に活用してください。
- (3)カードの日本語訳

指示カード1 = 「みんなでバンザイする」

指示カード2 = 「みんなで手をつなぎ、円をつくる」

指示カード3 = 「みんなで10秒間目をつむる」

指示カード4 = 「みんなでジャンケンを3回する」

指示カード5 = 「カゼ薬を選ぶ」

指示カード1

指示カード2

指示カード3

指示カード4

指示カード5

予備カード

資料6 日本語ハングル対比表

●ハングル五十音表

あ行	아 あ	이 い	우 う	에 え	오 お
か行	카 か	키 き	쿠 く	케 け	코 こ
さ行	사 さ	시 し	수 す	세 세	소 そ
た行	타 た	치 치	추 つ	테 て	토 と
な行	나 な	니 に	누 ぬ	네 ね	노 の
は行	하 하	히 ひ	후 ふ	헤 へ	호 ほ
ま行	마 ま	미 み	무 む	메 め	모 も
や行	야 や		유 ゆ		요 よ
ら行	라 라	리 り	루 る	레 れ	로 ろ
わ行	와 わ				외 외
			*入 ^ハ リ		*しん
が行	가 が	기 ぎ	구 ぐ	계 げ	고 ご
ざ行	자 さ	지 じ	주 ず	제 ぜ	조 ぞ
だ行	다 だ	지 ぢ	주 づ	데 で	도 ど
ば行	바 ば	비 び	부 ぶ	베 べ	보 ぼ
ぱ行	파 ぱ	피 ぴ	푸 ぷ	페 ぺ	포 ぽ
	카 きゃ		큐 きゅ		쿄 きょ
	샤 しゃ		슈 しゅ		ショ しょ
	차 ちゃ		추 ちゅ		チュ ちゅ
	냐 にゃ		뉴 にゅ		ニョ にょ
	먀 みゃ		뮈 みゅ		ミョ みょ
	랴 りゃ		류 りゅ		リョ りょ

資料8 「がんばろう」「ただ一つのみち」

私 は あ ち ら こ ち ら と や す ち ゐ ま
 し ょ う ぎ の こ ま こ あ つ ぐ う よ う に
 さ れ ま し た 。 ま る で 、 お と ち が
 く ら ま け ず ぎ ら い な 私 で も 、 な
 み だ が ぼ ろ ぼ ろ こ ぼ れ ま し た 。

私 は 十 一 才 の と き に 、 す み こ み
 で 子 も り ぼ う こ う に 行 き ま し た 。
 十 五 才 ま で 、 せ な か に は 子 ど も こ
 せ お い 、 手 さ ぎ て は 、 お い こ に え
 さ ぎ や っ た り 、 く わ ぎ つ み に い か

が ん ば ろ う
 藤 岡 喜 美

し き じ 学 き ゆ う で こ ん な に 文
 字 を か け る よ う に な り 、 が ん し や
 の き も ち で い っ ぱ い で す 。 お 金 も
 い ら な い 、 き も の も い ら な い 、 私
 の ほ し い の は 文 字 、 私 が 生 き て 行
 く た め に は 文 字 が ひ つ よ う で す 。
 い ま で は 、 文 字 を お ぼ え た 。

さ か み ち を こ ろ げ お ち る よ う な
 く ら し が つ づ き ま し た 。 私 は 、
 に わ と り の 首 を し め た よ う に 、 た
 だ ば た ば た と 、 は た ら く ば か り で
 し た 。 文 字 を 知 ら な い 私 は 、 ば か
 に さ れ 、 あ ち ら こ ち ら と ち り ま わ
 ら れ 、 が な し い 日 を お くり ま し た 。

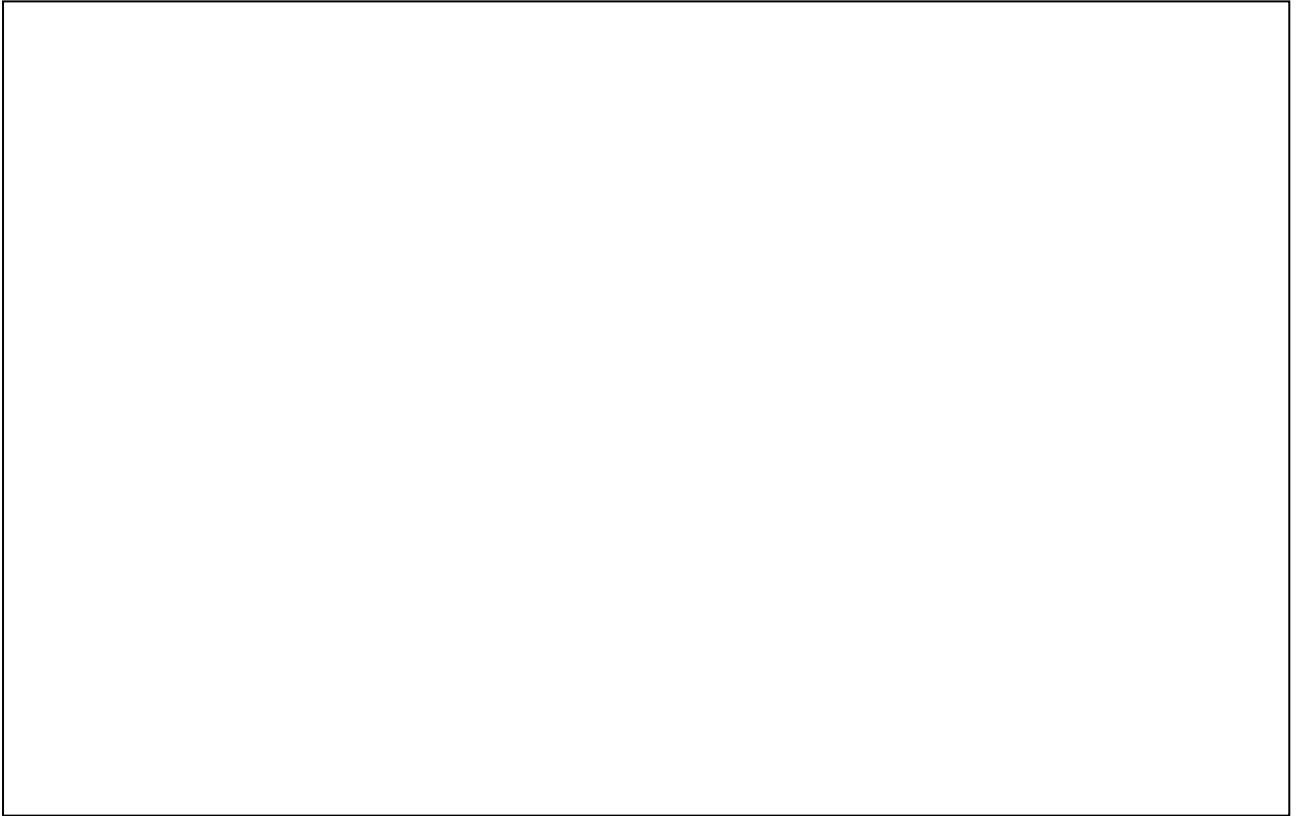
1 銀閣の庭 (P 3)



2 龍安寺の庭 (P 3) (P 99)



3 春日権現験記録起絵巻 (東京国立博物館所蔵) (P5)(P51)(P93)



4 河原にできた中世の町

(網野善彦「歴史を旅する絵本 河原にできた中世の町 へんれきをする人々の集まる場所」1988 岩波書店をもとに作成)(P5)



5 今様職人尽歌合(大阪人權博物館所蔵) (P3)(P10)



硯きり・キセル掘り



櫛挽・井戸掘り



草履造・ふるわんかい



獅子舞・鉄砲師



事ふれ・越後獅子



はりがねうり・団扇うり

6 職人尽歌合(大阪人権博物館所蔵) (P3)(P10)



まんじゅう売り・ほろみそ売り



硫黄箒売・草履作



女盲・琵琶法師



陰陽師・医師



燈芯売・葱うり



猿楽・田楽



えた・いたか



むかばき造り・ひきめくり



弦売(つるめそ)・弓つくり



翠簾屋・から紙師



ろくろし・鎧細工

参考資料：職人尽歌合に出てくる職人(一部を除く)

まんじゅう売り：蒸し餅の中にあんの入った饅頭を売り歩く。覆面から、賤視されていた人々であったと考えられる。

ほろみそ売り：奈良産で、「ばさばさ」、「ほろほろ」状態になった特殊な味噌。

硫黄幕売(ゆわうははきうり)：硫黄木(つけ木)という檜などの薄い木片に硫黄を塗りつけた火移しに用いるもの。それを束ねて売っている。草履作同様に覆面から、賤視されていた人々であったと考えられる。

女盲：「盲目」の女性芸能者。賤視されていた人々であった。

琵琶法師：袂いや祈禱などに関わり、あの世とこの世をつなく境界的な寺院や場で、勸進平家の興業を行う。畏怖と賤視の両義性を持ち合わせていた。

陰陽師：吉凶を占う呪術師。民間陰陽師と宮廷陰陽師があるが、民間陰陽師は呪術的な芸能に従事する声聞師と重なる部分もあり、中世賤民が関わっている。

医師：医療を生業とするとともに、薬を調合し患者に売っていた。死牛馬を解体していた人々にも、医師として医療や製薬に関わる人々がいた。

燈芯売り：い草の芯から燈芯が作られるもので、燈火として利用された。近世においては被差別民が燈芯作を行っていた。

猿楽：翁面をつけ祝福芸を見せた。坂や河原付近に住んでいた。後に猿楽能は「世阿弥」により大成されるが、「世阿弥」に対する「後愚昧記」の作者のまなざしから、どのような立場にあったか想像できる。

田楽：一般的には農耕儀礼。太鼓や笛、ささらなどを打ち演じた。僧侶のような体をし、多くが阿弥号(一般的に賤視されていた人が名乗ることが多かった)を用いていた。

えた：河原で肉を扱う職能民として、賤視されていた。

いたか：読経して銭を請う乞食坊主といわれている。賤視されていた人々であった。

むかばき造り：動物の毛皮で作られた腰から足にかけてのおおい。遠方への騎馬の際に使われた。

ひきめくり：穴が5~6つ空いたもので、矢の先につける。放つと風を受け鳴り響くもので、笠懸・犬追物などの射芸で使用された。

弦売(つるめそ)：弓の弦を売る者で、祇園社所属の非人であるともいわれる。顔を覆っているところからも賤視されていた人々であることがわかる。

ろくろし：ろくろなどを用いて、木材から盆や椀などを作る人。

翠簾屋(みすや)：竹を割って細い絹などの糸で編んで、部屋の区切りとしてつり下げられた簾(すだれ)を作る職人。

から紙師：唐紙(紙に胡麻または雲母の粉末で模様を刷りだした紙)を製造する職人。

参考文献 岩崎佳枝・網野善彦・高橋喜一・塩村耕 「七十一番職人歌合 新撰狂歌集古今夷曲集」 新日本古典文学大系 61 1993 岩波書店

網野善彦 「職人歌合」 1992 岩波書店

岩崎佳枝 「職人歌合 中世職人群像」 1987 平凡社

竹本義明 「校注 土佐国職人歌合」 1989 竹本義明

7 土佐国職人尽絵(高知市立図書館所蔵) (P10)



1 番左 弓打



1 番右 鞍打



2 番左 博士
(病人祈祷を行う者)



2 番右 博勞
(馬商人)



3 番左 くじら突き



3 番右 茶師



4 番左 焼物師



4 番右 檜物師(ひものし)
(檜・杉などの薄板を曲げて作る器物職員)



5番左 蠟燭師



5番右 豆腐屋



6番左 棺屋



6番右 とうま(葬式)
(墓穴を掘る人)



7番左 釣鍛冶



7番右 梁(や)うち



8番左 鯉つり



8番右 節きり



9番左 硯石取



9番右 紙すき



10番左 山師



10番右 船乗



11番左 夷廻
(近世のクグツ師の一種 正月に家々を
廻り一家の繁栄を祈った)



11番右 七夕
(七夕の道具売り)



12番左 座頭



12番右 比丘尼
(尼姿の下級売春婦)



13番左 取売
(骨董の斡旋人や小道具屋)



13番右 古手かか
(古着・古道具商の女)



14番左 古家触 (ふるやぶれ)
(古屋を紹介して触れる人)



14番右 木遣 (きやり)
(大木、大石を運ぶ時音頭取りのかけ声をかける人)

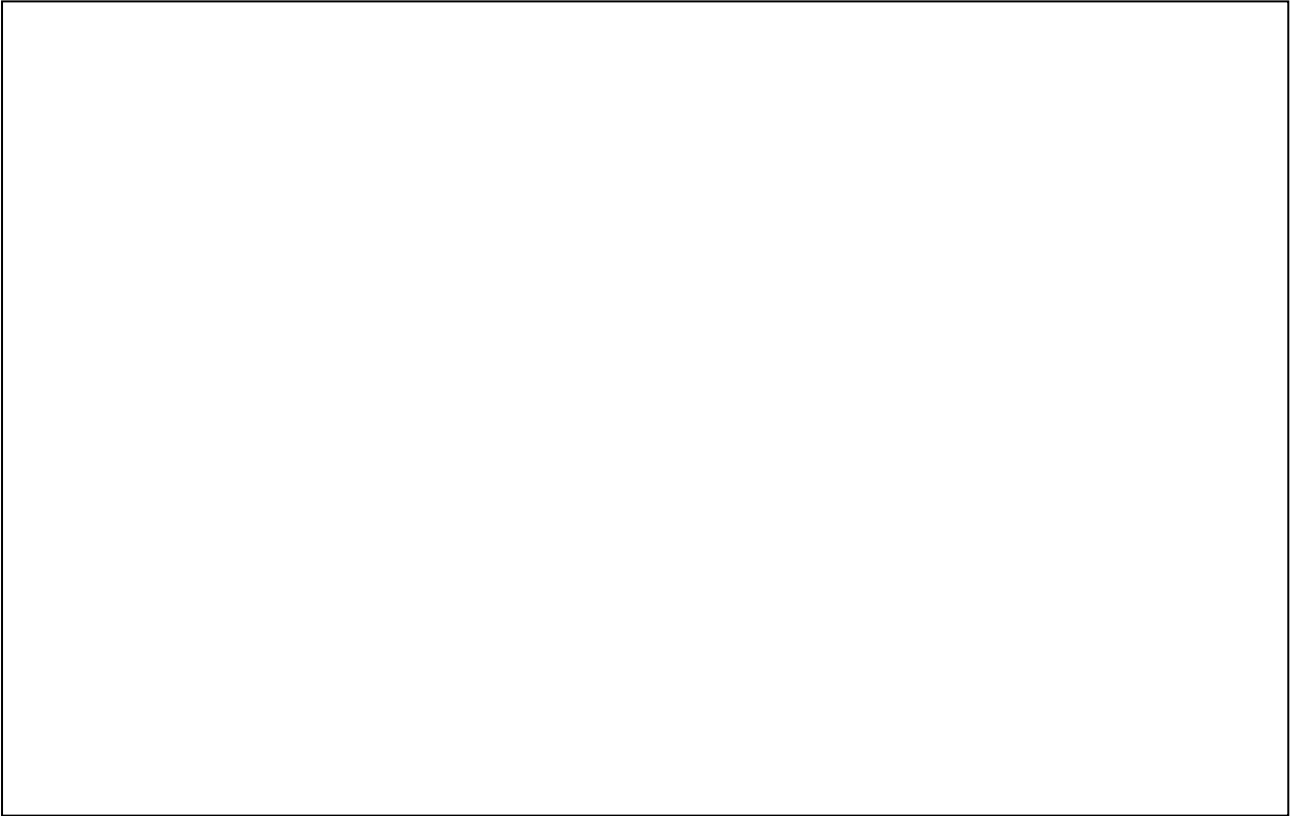


15番左 真言宗



15番右 禅宗

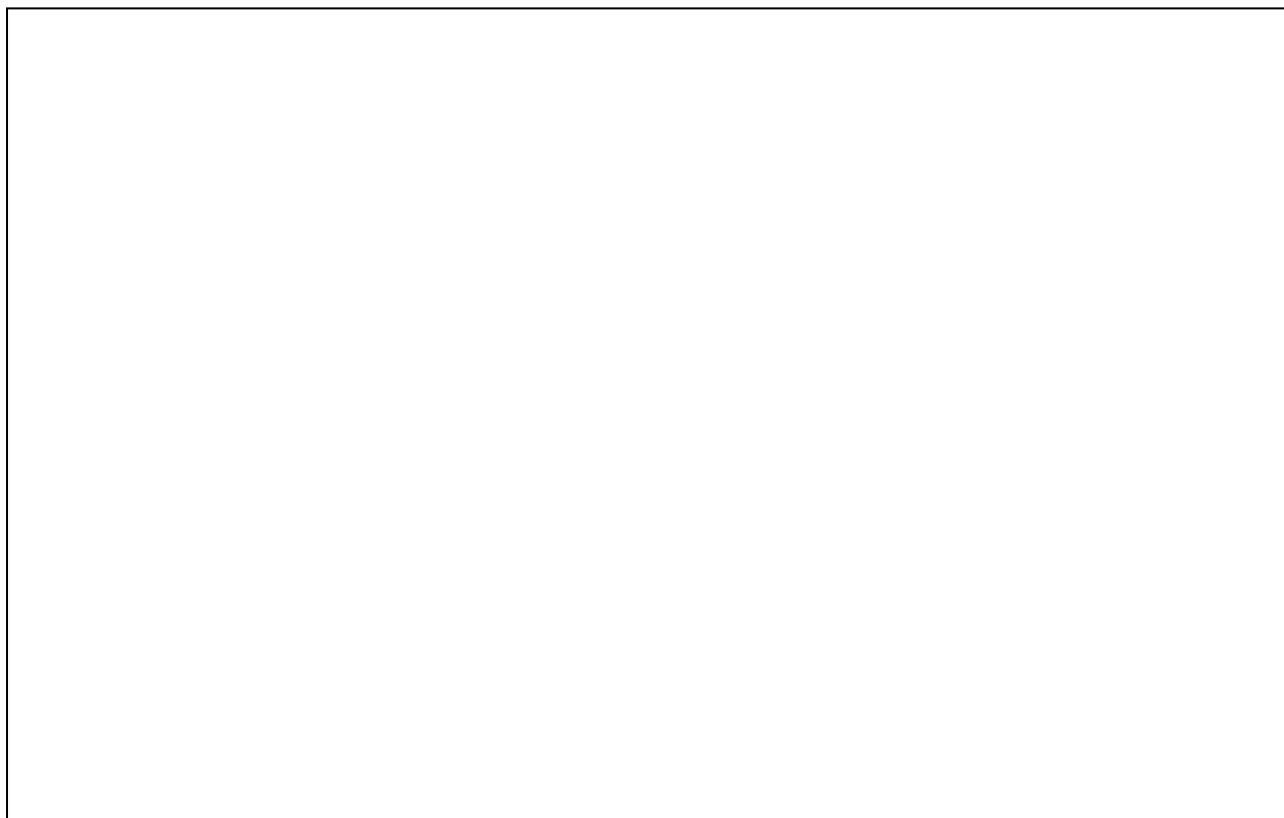
8 洛中洛外図屏風(財団法人高津古文化会館所蔵) (P51)



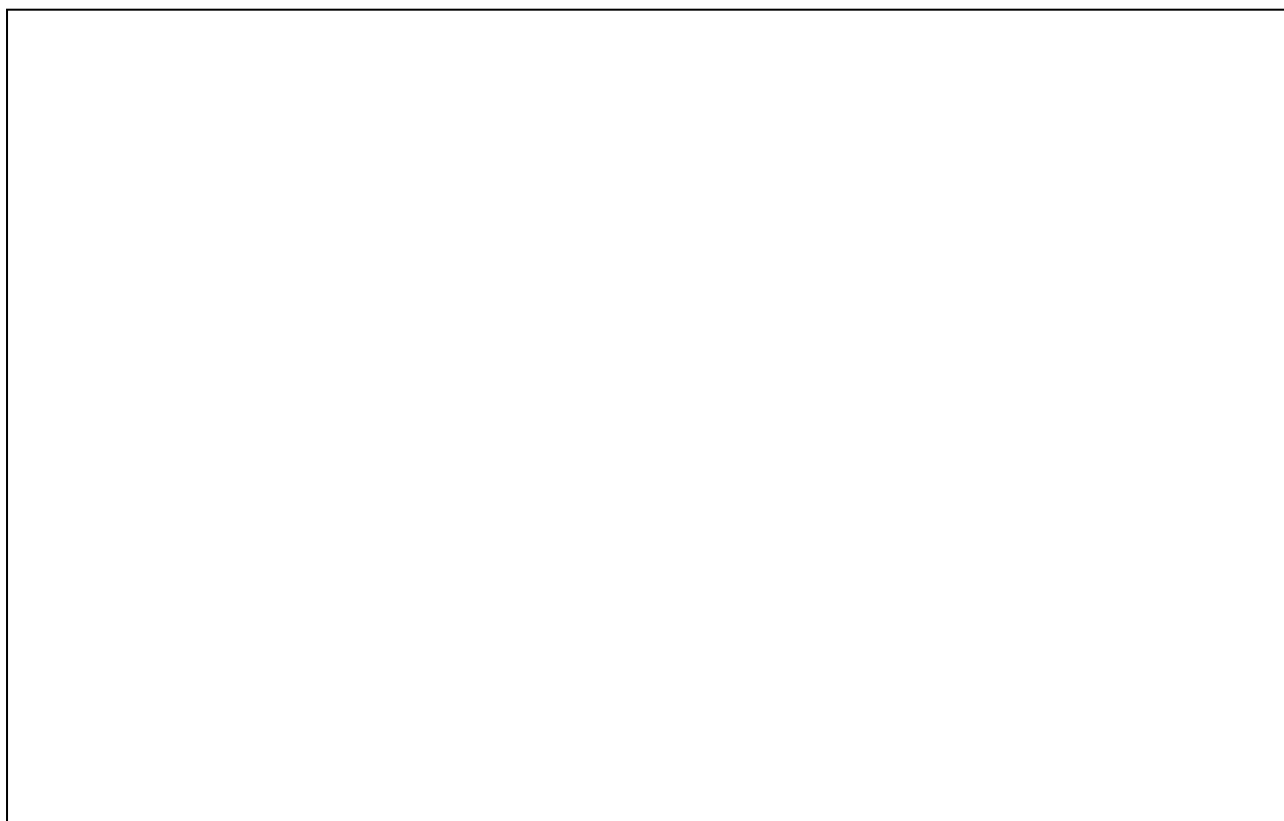
9 洛中洛外図屏風 [拡大] (財団法人高津古文化会館所蔵) (P51)



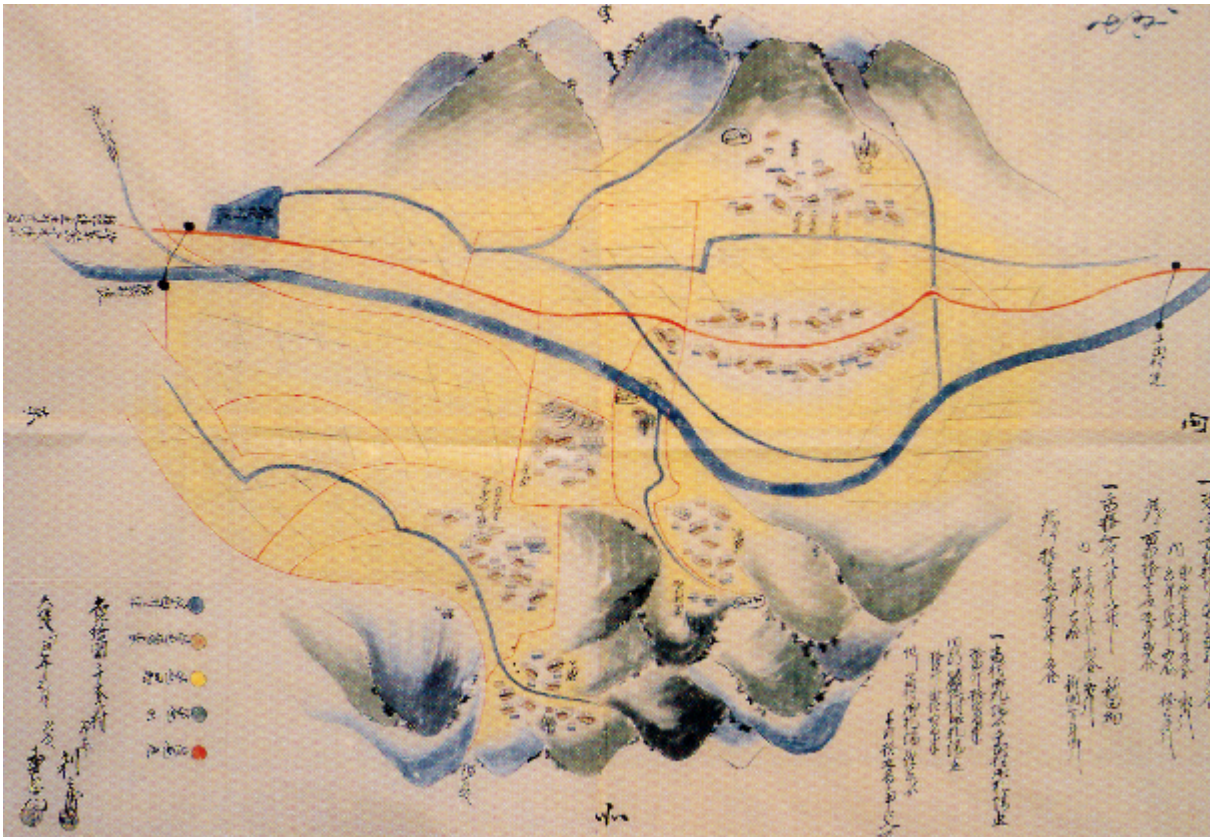
10 一遍上人絵伝 [臨終の場面] (清浄光寺・歡喜光寺所蔵) (P52)(P97)



11 一遍上人絵伝 [入水] (清浄光寺・歡喜光寺所蔵) (P97)



12 近世の絵地図(龍野市立歴史文化資料館所蔵) (P55)



補足資料：北山十八間戸と非人札



鎌倉時代の中ごろ、僧忍性がハンセン病患者救済のため営まれた施設で、明治時代まで利用された。



非人札は、近世の大坂において「四ヶ所」とも呼ばれていた非人たちの営業許可証であった。

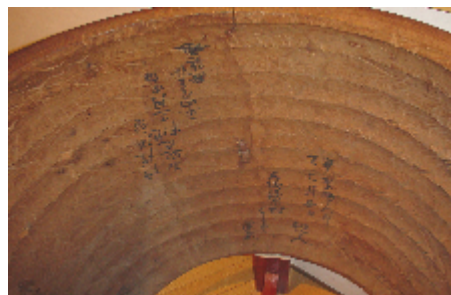
補足資料：差別されていた人々の仕事



太鼓造 (大阪人権博物館所蔵)



太鼓 (大阪人権博物館所蔵)



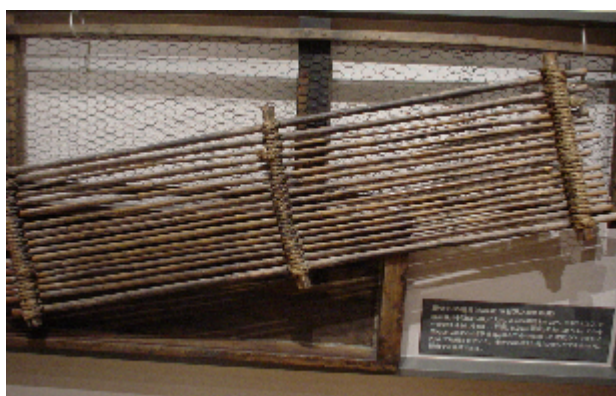
太鼓の内部 (大阪人権博物館所蔵)
(修理した人の名と日付が書かれている)



雪駄造 (大阪人権博物館所蔵)



雪駄「白緒の最高級品」(大阪人権博物館所蔵)

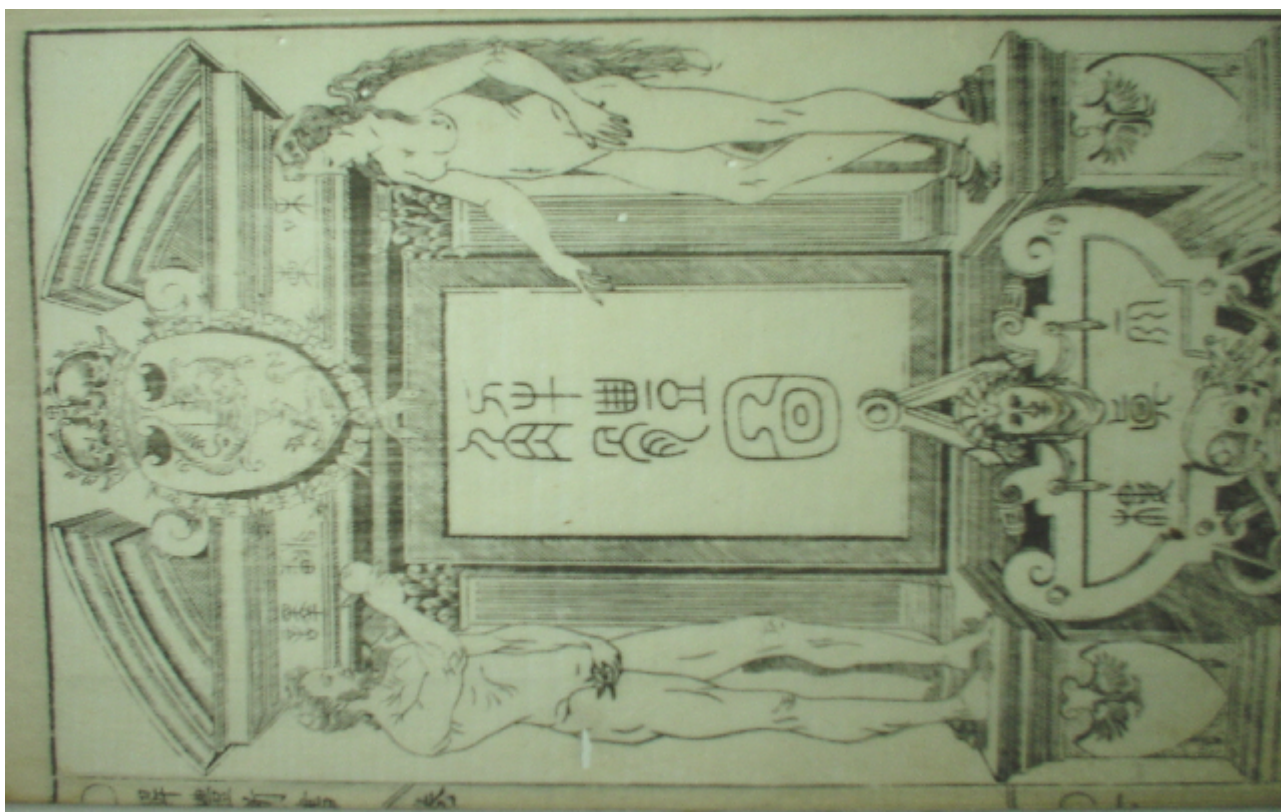


膠造の道具 (水平社博物館所蔵)
(膠とは、牛の様々な部位を溶かして作る接着剤)

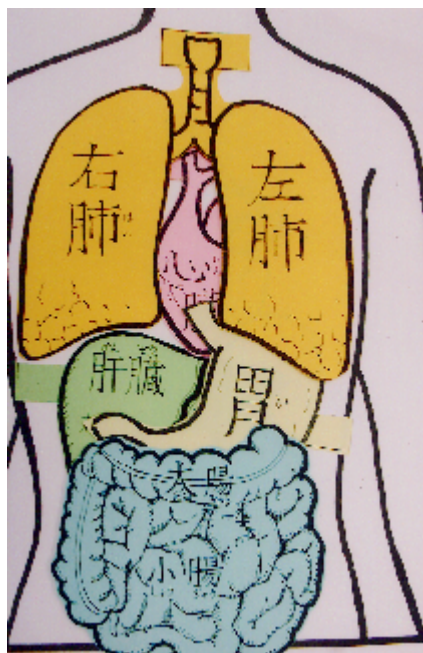
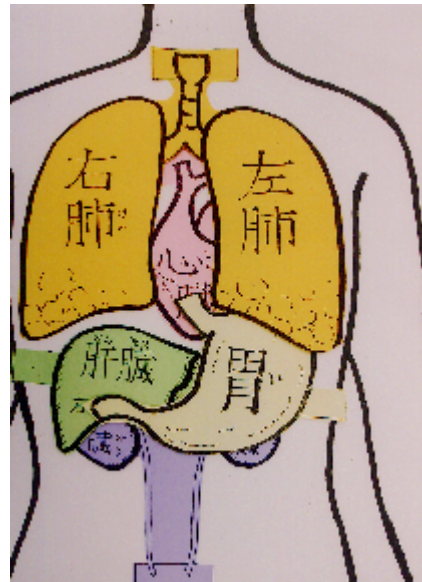
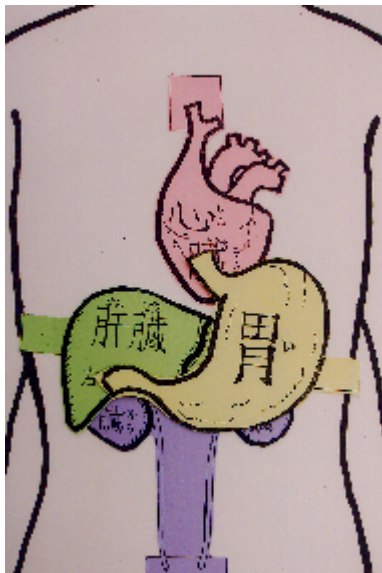
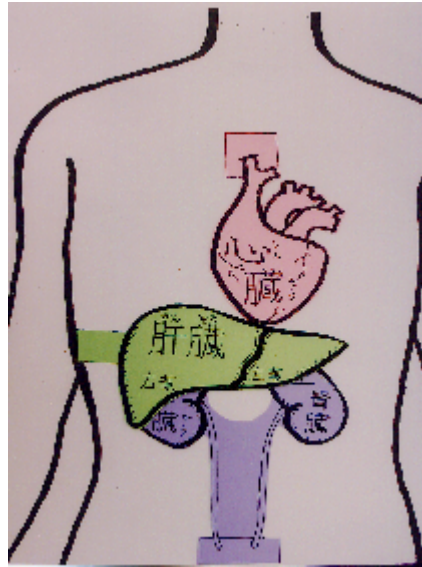
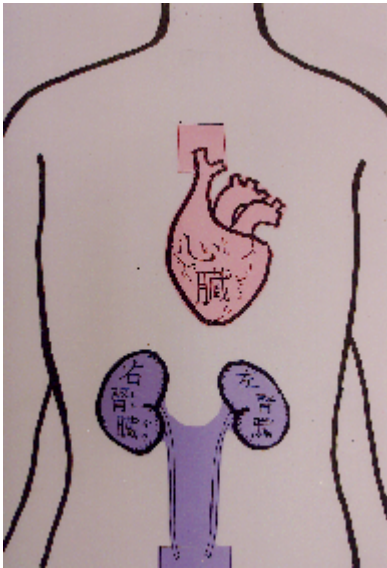
13 腑分けに立ち会った絵 (P11)(P62)



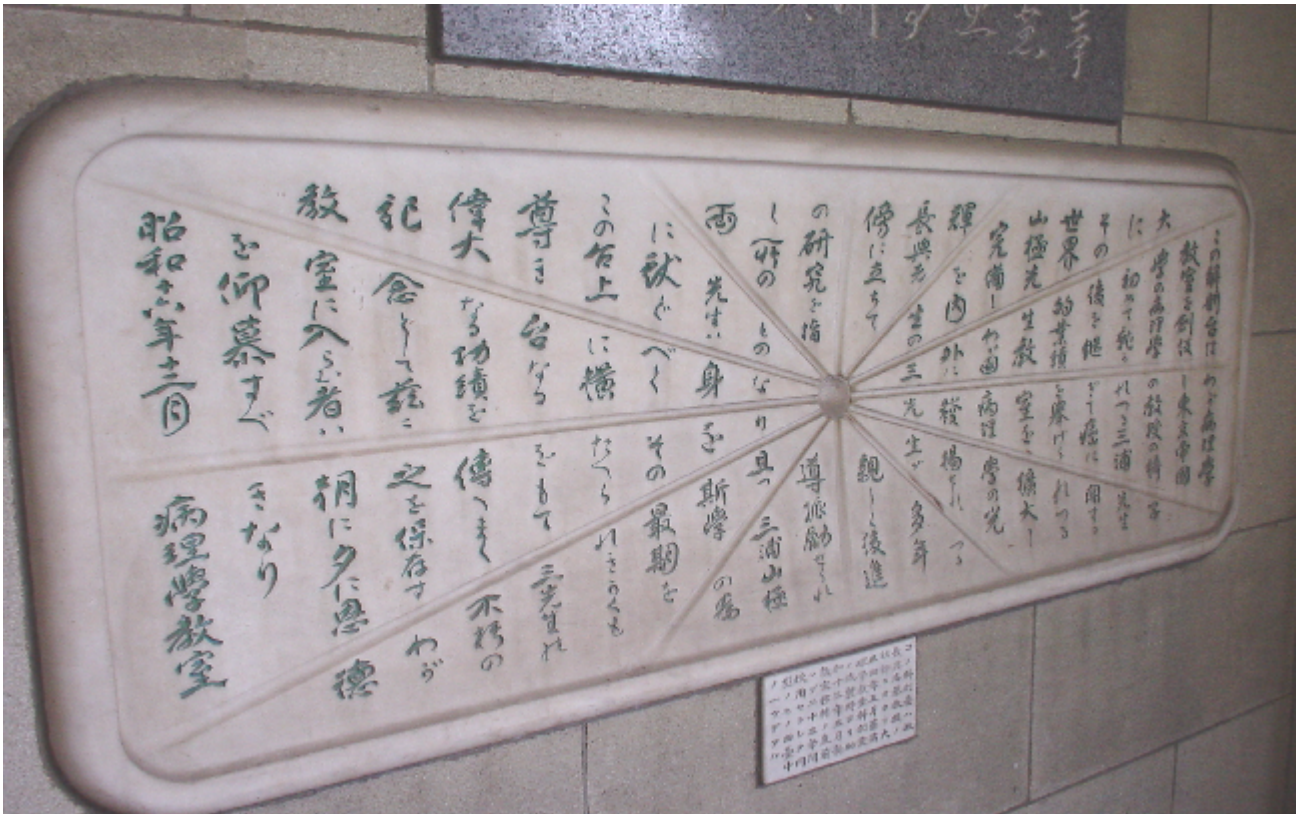
14 解体新書の扉 (高知県立牧野植物園所蔵) (P62)



15 人体配置図シート [解答] (南海中学校作成) (P113)



16 大理石の解剖台(東京大学医学部) (P113)



17 旧東京医学校(東京都小石川薬園) (P113)

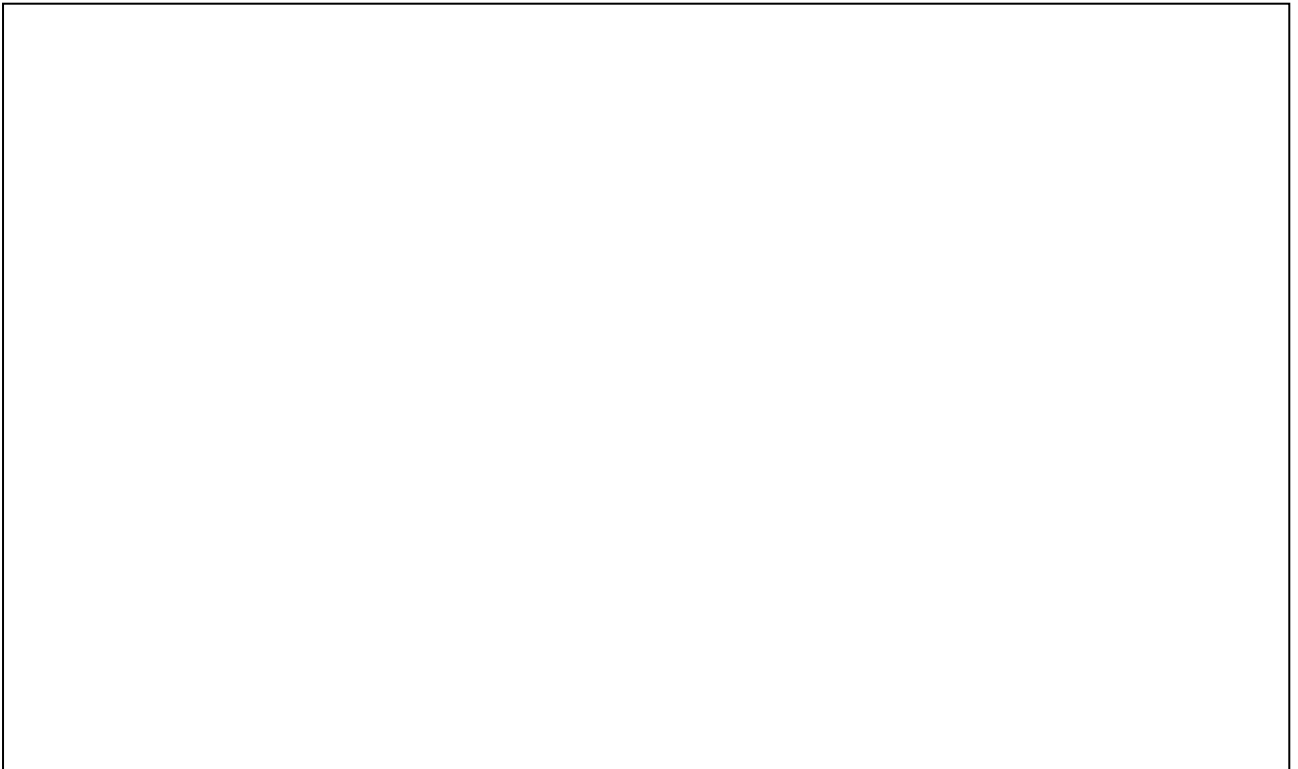


18 解放令後も残る差別意識

(「漫画明治大正史」 久保規夫 『近代の差別と日本民衆の歴史』 1993 明石書店をもとに作成) (P26)

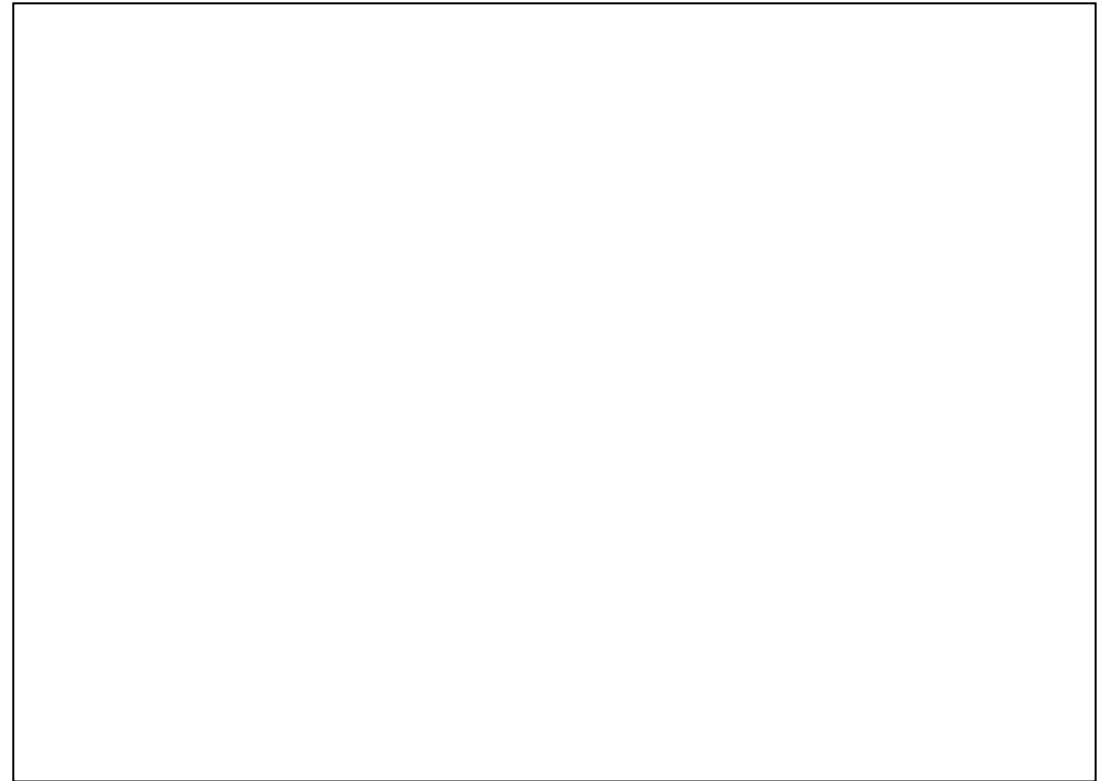


19 教科書の配布(高知新聞社所蔵) (P37) (P85) (P133)



20 教科書をタダにする要求大会 (P39)(P83)(P135)

21 市長交渉 (P83)(P135)



(どちらも高知新聞社所蔵)

22 高松差別裁判糾弾闘争のポスター（P119）

差別裁判取消

請願隊来る

到着所 早時

歓迎演説會 於 會 午後 時

差別裁判糾弾闘争全国委員会

八二八月

午前九時

差別裁判糾弾闘争全国委員会

差別裁判糾弾演説會 午後七時より

然らずば **解放今を取消せ!**

差別判決を取消せ!

- ★三百万兄弟は一人残らず憤起せよ!
- ★判決取消ギセイ者釈放 要求署名運動に参加せよ!
- ★関係検事判事の懲戒免職
- ★夕バツヤクして闘争基金の募集に應ぜよ!
- ★全国六千の部落から代表を送れ!

差別裁判糾弾闘争全国委員会
大阪市長区選区第4区 署名人 古竹浩太郎

(どちらも福岡県人権研究所蔵)

資料提供先・引用参考文献一覧

【資料提供先一覧】

高知新聞社、時宗総本山清浄光寺(遊行寺)、水平社博物館、高津古文化会館、高知県立牧野植物園、高知市民図書館、大阪人権博物館(リパティおおさか)、東京国立博物館、佐川町立青山文庫、高知市立自由民権記念館、龍野市立歴史文化資料館、解放出版社、東京書籍、福岡県人権研究所、宇和島市教育委員会、高知市教育委員会、高知市立南海中学校、岡山県人権・同和教育研究協議会、高知県立図書館

【引用参考文献一覧】

中世編

高知市教育委員会人権教育課 「あすにつなぐもの 人権教育研修会用資料1」 2003 高知市教育委員会
村上紀夫 「安倍晴明伝説」考 『安倍晴明の虚像と実像』 2003 大坂人権博物館
田中貴子 「安倍晴明と被差別民」 『安倍晴明の虚像と実像』 2003 大坂人権博物館
京都部落史研究所編 「京都の部落史1 前近代」 1995 阿吽社
京都部落史研究所編 「京都の部落史3 史料古代中世」 1984 阿吽社
澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編 「新版絵巻物による日本常民生活絵引 第4巻」 1987 平凡社
大橋俊雄校注 「一遍聖絵 聖戒編」 2000 岩波文庫
朝日新聞社編 「朝日百科 日本の歴史別冊 歴史を読みなおす3 古代から中世へ」 1996 朝日新聞社
上杉 聡 「部落史がかわる」 1997 三一書房
網野善彦 「歴史を旅する絵本 河原にできた中世の町 へんれきをする人々の集まるどころ」 1988 岩波書店
岩崎佳枝・網野善彦・高橋喜一・塩村耕 「七十一番職人歌合 新撰狂歌集古今夷曲集」 新日本古典文学大系61 1993 岩波書店
川島将生 「山水河原者」 京都部落史研究所編 『中世の民衆と芸能』 1986 阿吽社
網野善彦 「職人歌合」 1992 岩波書店
岩崎佳枝 「職人歌合 中世職人群像」 1987 平凡社
竹本義明 「校注 土佐国職人歌合」 1989 竹本義明
梅谷茂樹 「捨聖・一遍上人」 1995 講談社現代新書
福岡市同和教育研究会 「部落史発見 部落史学習の新しい展開 【第3版】」 2003

近世編

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001
佐藤常雄・大石慎三郎 「貧農史観を見直す」 1995 講談社現代新書
松本瑛子 「土佐藩の服装規定」 『土佐史談204号』 1997 土佐史談会
稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版社
高知市教育委員会人権教育課 「あすにつなぐもの 人権教育研修会用資料1」 2003 高知市教育委員会
松永俊夫 「解剖と被差別部落民 - 医学史に見る近代解剖の欠落」 東日本部落解放研究所
「明日を拓くN019」 1997
山本英二 「慶安の触書は出されたか」 2002 山川出版社
京都部落史研究所編 「京都の部落史5 史料近世2」 1995 阿吽社
原田伴彦 「被差別部落の歴史」 1975 朝日新聞社

斎藤洋一・大石真三郎 「身分制社会の真実」 1995 講談社現代新書
 同和教育資料作成委員会 「高知市同和教育資料 - 史料編 - 新版」 1992 高知市教育委員会
 平尾道雄編 「皆山集 第6巻」 1973 高知県立図書館
 小林 茂編 「近世被差別部落関係法令集」 1981 明石書店
 杉本つとむ 「中国医術と西洋医術 - 解剖事始」 『週刊朝日百科 75 日本の歴史 近世 - 5 本草の世界
 と鉱山町』 2003 朝日新聞社
 杉田玄白著・片桐一男全訳注 「蘭学事始」 2000 講談社学術文庫
 杉田玄白著 緒方富雄校注 「蘭学事始」 1959 岩波書店
 中尾健次 「部落史50話」 2003 解放出版社
 京都部落史研究所編 「中世の民衆と芸能」 1986 阿吽社
 土佐市立戸波中学校 「真覚寺日記 部落史資料」
 網野善彦 「『日本』とは何か」 2000 講談社
 小林茂・芳賀登他監修 「部落史用語辞典」 1985 柏書房
 山本 大他編 「憲章簿 第5巻」 1985 高知県立図書館
 斎藤洋一 「近世被差別民と医薬業・再考」 部落解放・人権研究所 『部落解放研究 153』 2003
 解放出版社
 京都部落史研究所編 「京都の部落史1 前近代」 1995 阿吽社
 中山英一 「被差別民衆の心と美しさを詠んだ一茶」 部落解放・人権研究所 『部落解放 第302号』 1989
 解放出版社
 佐川町立青山文庫 「青山文庫紀要 第3号」 1995
 高市光男 「近世部落の人口動態とその背景」 西播地域皮多村文書研究会 『近世部落史の研究』 1976
 雄山閣出版
 土佐市立戸波中学校 「1990年度土佐市教育研究所研究発表資料」 『土佐神山家文書』
 岡山県同和教育研究協議会 「『洗染一揆』関係資料集」 1994
 笠原一男 「詳説 日本史研究」 1991 山川出版社

近代編

高知市教育委員会人権教育課 「あすにつなぐもの 人権教育研修会用資料2」 2003 高知市教育委員会
 京都部落史研究所 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿吽社
 全国水平社機関誌 「水平」第1巻 1922
 部落解放同盟中央本部編 「写真記録 全国水平社」 2002 解放出版社
 松永昌三 「福沢諭吉と中江兆民」 2001 中央公論社
 増田智一 「徳永参二 四国の水平社運動をリード」 水平社博物館編 『全国水平社を支えた人々』
 2002 解放出版社
 秋本良次 「愛媛県水平社の緒戦を飾った二人の戦士」 『近代日本と水平社』 秋定嘉和・朝治武編著
 2002 解放出版社
 辛 基秀 「衡平社精神はいきていた」 『部落解放第360号』 1993 解放出版社
 永井秀夫 「近代日本と北海道 - 『開拓』をめぐる虚像と実像 - 」 1998 河出書房新社
 松浦 勉 「アジア太平洋戦争と被差別部落 - 全国水平社・松本治一郎の戦争協力とその論理」 松浦勉・
 渡部かよこ編 『差別と戦争 - 人間形成史の陥穽 - 』 1999 明石書店
 松下志朗 「民衆と差別の歴史」 1992 明石書店
 1999年度特別展展示図録「岡崎精郎の生涯」 高知市立自由民権記念館
 秋定嘉和・村越末男・桂正孝 「新修部落問題辞典」 1999 解放出版社
 「開化新聞 第12号」 1872 同和教育資料作成委員会 「高知市同和教育資料 史料編 新版」
 1992 高知市教育委員会
 藤野 豊 「同和政策の歴史」 1984 解放出版社

石元公令 「田村乙彦の文学 詠の復権」 佐川町立青山文庫 『青山文庫紀要 第4号』 1996
「荊冠の友」 1967 第8・9号
上杉 聰 「部落史がかわる」 1997 三一書房
田中正造全集編纂会 「田中正造全集 第1巻」 1977 岩波書店
藤浦(忠)文書 「奉指上嘆願書之事」 原田伴彦・上杉聰 『近代部落史資料集成 第1巻』
解放令 の成立 1984 三一書房
中尾健次 「部落史50話」 2003 解放出版社
久保井規夫 「近代の差別と日本民衆の歴史」 1993 明石書店
四国部落史研究協議会編 「史料で語る 四国の部落史 近代編」 1994 明石書店
福田雅子 「証言・全国水平社」 1985 日本放送協会
「高知県統計書」 1916(大正5)・1922(大正11)・1923(大正14) 高知県庁蔵
内務省地方局 「大正8年1月調 細民部落概況」 『大江卓関係文書』 1919 国立国会図書館蔵
「水平社の源流」 編集委員会 「水平社の源流」 1992 解放出版社
部落史資料作成委員会 「高知の部落史 資料編第二集」 1984 高知県同和教育研究協議会
稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版社
松永昌三 「福沢諭吉と中江兆民」 2001 中央公論社
栗原のみ研究室 http://www.ads.hukushima-u.ac.jp/~lumi/html/gender_h_02.html
水平社博物館編 「全国水平社を支えた人々」 2002 解放出版社
永井秀夫 「近代日本と北海道 - 『開拓』をめぐると虚像と実像 - 」 1998 河出書房新社
(財) 籐楓協会編 「健康ネット リンク集 籐楓協会 ホームページ」
<http://www.health-net.or.jp/links/hansen/jiken01.html>
藤野 豊 「日本ファシズムと医療」 1993 岩波書店
「柳原銀行とその時代」 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/yanagin/TimeofYBank3.html>
黒川みどり 「被差別部落と性差別」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
高知県同和教育研究協議会 「高知県における解放教育の遺産と今後の課題」 1974
高知県同和教育研究協議会事務局
粟津龍智 「漁村部落 - 高知市長浜の場合 - 」 1960 高知市企画室
全国歴史教育研究協議会 「日本史用語集」 1994 山川出版社

現代編

高知市教育委員会人権教育課 「あすにつなぐもの 人権教育研修会用資料3」 2003 高知市教育委員会
高知市教育委員会人権教育課 「あすにつなぐもの 人権教育研修会用資料4」 2003 高知市教育委員会
高知県教育委員会 「心からの笑顔を求めて 識字は生きる喜び」 2000
ヨコハマハギハッキョ実行委員会 山本すみ子 「韓国・朝鮮と出会おう」 1999 国土社
財政制度等審議会財政制度分科会 歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同部会
(第3回)議事録 2001.10.10 <http://ac-net.org/dgh/01/a10-zaiseishingikai.html>
高知新聞社 「高知新聞 朝刊」 2003・11・26
県教組(高知県教職員組合)婦人部編集 「第6回四国四県母親と女教師の会記録」 1960
週刊朝日編 「戦後値段史年表」 1995 朝日文庫
高知県教育センター 同和教育資料「高知の識字」資料集 1990

人権教育資料集（同和問題）作成委員会

作成に御協力いただいた先生方

小松 恵子 （香我美町立岸本小学校教諭）

本田 香代 （高知市立長浜小学校教諭）

北山 登 （高知市立青柳中学校教頭）

堅田 謙洋 （春野町立春野中学校教諭）

西山 昭夫 （高知県立高知若草養護学校教諭）

野中 昭良 （高知県立城山高等学校教諭）

秦泉寺俊弘 （高知市教育委員会人権教育課）

安岡 幸子 （高知県教育委員会人権教育課）

事務局

大西 雅人 （高知県教育センター学校支援部人権教育担当）

吉田 文茂 （高知県教育センター学校支援部人権教育担当）

編集・発行

高知県教育センター

高知市大津乙181 TEL088-866-3902

発行年月日

平成16年3月31日

印刷所 高知印刷株式会社

高知市 島一丁目10-70

TEL088-882-5521